

展による港内の船舶交通量の増加等に伴い、伊達港外八港について新たに港域を定めようとするものであります。第二点は、港湾工事の進展に即応して、釧路港外三十八港について港域の変更をはかるうとするものであります。第三点は、市町村の廃置分合に伴いまして金石港外四港の港名を変更しようとするものであります。

本法案は、一月三十日予備審査のため本委員会に付託され、二月三日政府より提案理由の説明を聴取し、同月二十五日本付託となり、三月五日質疑、討論を省略し直ちに採決いたしましたところ、本法案は全会一致をもって政府原案通り可決いたしました。以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院運輸委員長報告(三月二十日)

(国内旅客船公団法(昭三四―法四六)の委員長報告と一括して掲載)

## ◎特定港湾施設工事特別会計法

(昭三四、三、三〇法六八)

### 一、提案理由(二月十三日)

○山中政府委員 ただいま議題となりました特定港湾施設工事特別会計法案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその概要を御説明申し上げます。まず、特定港湾施設工事特別会計法案につきまして申し上げます。

政府は、新長期経済計画に即応して特に伸長を予想される輸出貨資、石油、石炭及び鉄鋼原材料を取り扱う港湾の整備の重点的な推進をはかるため、今国会に、別途特定港湾施設整備特別措置法案を提案して御審議を願っているものであります。同法案に規定する特定港湾施設工事にかかる港湾管理者の負担金相当額を資金運用部から借り入れることによる事業規模の拡大と、この工事にかかる受益者負担金の経理の明確化の見地から、同法案に規定する特定港湾施設工事及びこれに密接な関連のある工事で国が委託に基いて施行するものに関する経理につきましては、これを一般会計と区分して行うことが適当であると考えられますので、新たに特定港湾施設工事特別会計を設置することといたしまして、この法律案を提案いたしました次第であります。

特定港湾施設工事特別会計法

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、この会計におきましては、一般会計からの繰入金、港湾管理者の負担金、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律の規定により納付された地方債証券の償還金及び利子、企業合理化促進法第八条第四項後段の規定による事業者の負担金、受託工事にかかる納付金、借入金並びに付属雑収入をその歳入とし、特定港湾施設工事に関する費用、受託工事に要する費用、事務取扱費、借入金の償還金及び利子、一般会計への繰入金並びに付属諸費を歳出として経理することといたしております。

第二に、この会計におきましては、この会計の設置の趣旨にかんがみまして、その歳入、歳出及び資産、負債の整理並びに予算の配賦等を工事別等の区分に従って行うことといたしております。

第三に、この会計におきましては、特定港湾施設工事に関する費用で国が負担することとなる金額は、一般会計からこの会計に繰り入れることとし、また、受託工事にかかる納付金のうち当該工事について一般会計が支弁した経費に相当する金額は、この会計から一般会計に繰り入れることといたしております。

第四に、この会計におきましては、特定港湾施設工事に関する費用のうち、港湾管理者の負担金の額に相当するものの財源に充てるため必要があるときは、国会の議決を経た金額を限度として、この会計の負担で工事別等の区分に従って、借入金をすることができるといたしております。ことに、その借入金のうちその年度内に借り入れをしなかった金額があるときは、その額を限度として、か



つ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において借入金を行うことができることとしたしております。

以上申し述べましたほか、この会計の予算及び決算の作成及び提出、予備費の使用、剰余金の処理、余剰金の預託等、この会計の経理に關しまして必要な事項を規定いたしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、昭和三十四年度税制改正に關して、すでに所得税法の一部を改正する法律案を初め関係法律案を提出して御審議を願っているものでありますが、今回の税制改正の一環として、現在の経済情勢に即応しつつ租税負担の一そうの公平をはかることを旨として、租税特別措置法の一部を改正することとし、ここに同法案を提出することとした次第であります。

以下簡単に法案の内容について御説明申し上げます。

まず第一は、預貯金等の利子に対する特別措置に關する改正であります。現在、長期性預貯金、公社債等の利子については非課税の措置がとられているのでありますが、その期限の到来を待つて廃止することといたしました。なお、今後二年間は、預貯金、公社債等の利子につきましては、一〇%の税率による分離課税の特例を適用することとしております。

次に、配当所得については、現在一〇%の軽減税率により源泉徴収を行うこととしておりますが、利子所得に対する特別措置と並んで、本措置についても、これをなお二年間継続することと

しております。また、証券投資信託収益の分配については、昨年その課税方式の変更に伴い、税負担の激変緩和の意味で一年間特別に六%の軽減税率を適用することとしたのでありますが、今回、その適用期限の到来とともに、一般の配当所得と同様に一〇%の税率により源泉徴収を行うよう改めることとしております。

次に、企業資本の充実をはかることの重要性に顧み、法人の増資費用の軽減に資するため、増資登記の登録税を軽減することとしております。すなわち、昭和三十四年一月一日において存する法人が昭和三十六年三月三十一日までに増資登記をした場合には、その登記の登録税の税率を千分の七から千分の五に軽減することとしているのであります。

次に、輸出振興に対する特別措置に關する改正であります。輸出振興の重要性に顧み、輸出所得控除制度につきましては、昭和三十六年三月三十一日までその適用期限を延長するとともに、特許権等の技術輸出について特にその控除率を引き上げることとしております。

次に、交際費の損金不算入制度に關する改正であります。この制度は、今後なお存続する必要があるものと考えられますので、その適用期限を二年間延長するとともに、この際、交際費使用の実情に即するよう交際費損金不算入の基準を改正することとしております。すなわち、損金に算入しない額の計算に當つての実積基準による限度額を、昭和三十四年一月一日を含む事業年度開始の前一年以内に開始した各事業年度において支出した交際費等の額の合計額

の八〇%相当額と、旧基準年度の交際費額の六〇%相当額との、いずれが多い金額によることとしております。

次に、価格変動準備金の制度につきましては、その運用の実情に顧み、本制度の趣旨に照らして準備金の取りくずしの方法を合理化することとしております。すなわち、所得が減少した場合には、通常の場合の繰入限度額からその減少した所得金額に前年または前事業年度の所得金額に対する価格変動準備金勘定への繰入額の割合を乗じて計算した金額を控除したものを、その年または当該事業年度の繰入限度額とすることとしております。

次に、土地収用法等により資産が収用された場合の課税の特例に關して全面的な改正を加えることといたしております。現在、土地収用法等により資産が収用された場合には、その資産が昭和二十七年以前に取得したものである場合に限り、当該資産につき収用等により受ける補償金等の額を再評価額として再評価を行うことを認め、再評価額の課税のみにとどめておりますが、この制度は、昭和二十八年以後に取得した資産が収用された場合にも軽減措置を講ずることが適当と認められますので、今回この制度を改めることとしております。以下その内容を申し上げますと、

土地収用等により補償金等を取付した場合に、その補償金等により一定期間内に代替資産を取得したときは、納税者の選択により、収用された資産の譲渡がなかつたものとして代替資産につき圧縮記帳的な処理を認めることとし、納税者がその選択をしないときはまた代替資産を取得しないときは、収用された資産の譲渡により生じた

所得の二分の一に相当する金額を非課税とすることとしております。なお新たに公有水面の埋め立てに伴う漁業権の消滅等についてもこの特例を適用することとしております。

以上のほか、重要外国技術の使用料に關して現行の軽減税率による源泉徴収の適用を受ける範囲を縮小するとともに、その適用期限を昭和三十六年三月三十一日までとし、外貨により取得した公社債の利子等に対する所得税課税の特例を廃止することとしておりますが、既存のものについては、所要の経過措置を講ずることとしていたしております。

また、航空機の乗客に対する通行税の特例措置及び農地等の交換による所有権取得の登記の登録税の軽減措置は、昭和三十六年三月三十一日まで、航空機の燃料用及び工業用揮発油に対する揮発油税及び地方道路税の免税措置は、昭和三十八年三月三十一日まで、それぞれその適用期限を延長することとしております。

このほか、新たに低アルコール度の清酒及び合成清酒に対する酒税の特例を設け、アルコール度が十三度以上十五度未満のものについて、アルコール分に応じ比例軽減税率を設けることとしております。

なお、本年十二月三十一日をもって期限の到来する貯蓄控除の制度、輸出損失準備金及び海外支店用設備等の特別償却については、これらの措置の効果等に顧み、その適用期限の延長を行わないこととしております。

以上がこの二法律案の提案の理由及びその概要であります。何と



ぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。次第でございます。

二、衆議院大蔵委員長報告(三月十二日)

○早川崇君 たいま議題となりました八法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、特定港湾施設工事特別会計法案について申し上げます。

この法律案は、別途国会に提案されました特定港湾施設整備特別措置法案に規定する特定港湾施設整備特別措置法案に規定する特定港湾施設工事及びこれと密接な関連のある受託工事に関する経理を一般会計と区分して行うため、新たに特定港湾施設工事特別会計を設けることとしたそうとするものでありまして、おもなる内容は次の通りであります。

まず第一に、この会計は運輸大臣が管理することとしたしております。第二に、この会計においては、歳入、歳出及び資産、負債の整理並びに予算の配賦等をすべて工事別等の区分に従って行うこととしたしております。第三に、この会計において特定港湾施設工事に関する費用のうち、港湾管理者の負担金の額に相当するものの財源に充てるため借入金を行うことができることとしたしております。次に、砂糖消費税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案による改正の第一点としては、国内産テンサイ糖等の保護育成をはかるため、別途輸入砂糖類に対する関税が引き上げら

れることに伴い、これと照応して砂糖消費税の税率を引き下げることにしているのとあります。すなわち、第二種の分みつ糖については、一キログラム当り四十六円六十七銭の現行税率を二十一円に引き下げ、その他の砂糖類につきましても、これに準じて、それぞれその税率を引き下げようとするものであります。改正の第二点としては、国内産黒糖等については、従来からの特別軽減税率をさらに引き下げるほか、その糖度の限度を現行の八十六度から九十度に引き上げるとともに、その容器の制限を廃止することとしているのであります。

改正の第三点としては、砂糖消費税についても、他の消費税と同様、証紙制度を設けるほか、計量単位をメートル法による単位に切りかえる等、所要の規定の整備をはかることとしているのであります。以上二法律案につきましては、審議の結果、昨十一日質疑を終了し、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

次に、関税率法の一部を改正する法律案について申し上げます。おもなる改正点は次の通りであります。

まず第一に、砂糖消費税の引き下げ措置と関連して、国産保護の見地から、原料糖の関税を一キログラムにつき現行の十四円から四十一円五十銭に引き上げ、あわせて関連品目の関税率について所要の調整を行うこととしたしております。第二に、国民保健上の見地

から、高血圧の治療に不可欠な医薬原料となるインド蛇木根の関税率を現行の一割から無税とするともに、国産を保護するため、マグネシウム及び鉛の関税率を現行の五分から一割に引き上げることとしたしております。

本案につきましては、審議の結果、昨十一日質疑を終了し、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、別途国会に提案されました地方交付税法の一部を改正する法律案の成立に伴いまして、毎年度地方交付税相当分として一般会計からこの会計に繰り入れる金額を、所得税、法人税及び酒税の収入見込み額の百分の二十七・五から百分の二十八・五に引き上げることとしたそうとするものであります。

次に、関税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、まず第一に、最近における外国貿易の実情に顧み、姫路港及び佐賀関港を開港に、伊丹空港を税関空港に、それぞれ追加することとしたしております。第二に、開港閉鎖の基準を若干引き上げることとしたしております。すなわち、現行法におきましては、一年間を通じての輸出入額が五千万円以上であるか、出入りの外国船舶の隻数が二十五隻以上であるか、いずれか一方の基準を満足すれば開港として存続することとなっており、輸出額が五千万円以上であるとともに、かつ、出入港船舶隻数が十一

隻以上でなければならぬこととし、これ以下の状態が二年間引き続いたときは開港でなくなることと改めることとしたしております。なお、これにつきましては、現在実績の少い開港の実情等を考慮して、その適用を一年間猶予し、来年末までの実績を見ることといたしております。

以上の両案につきましては、審議の結果、本十二日質疑を終了し、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次に、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、御承知の通り、非現業の普通公務員についての現行の恩給制度を退職年金制度に切りかえることについて、その方式を共済組合方式とするか特別会計方式とするかは昨年度来の懸案問題であったのでありますが、今回共済組合方式とすることに決定いたしましたので、ここに、共済組合法の長期給付に関する規定を、本年十月一日以降、非現業恩給公務員にも適用することとしようとするのであります。そのほか、特に下級の警察官、自衛官等については、従来の取扱いをも考慮し、当分の間、勤続十五年以上で退職した場合にも退職年金を支給することができる等の特例措置を講ずるとともに、公務上の事由による廃疾年金、遺族年金に対する国庫負担額を引き上げることとする等、現行共済組合制度についても所要の調整を加えることといたしております。

本案につきましては、審議の結果、本十二日質疑を終了し、討論



の通告がありませんので、直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次いで、足立委員より次の附帯決議案が發議され、これについて採決いたしましたところ、全会一致をもってこれを付すべきものと決しました。

附帯決議の内容は次の通りであります。

- 一、本共済組合の管理機構の運営並に積立金の運用を適正にし、福祉事業への積立金の還元利用について配慮すること。
- 二、公務災害給付の制度的取扱及びその全額国庫負担についてなお検討すること。
- 三、地方公務員の退職年金制度については、地方自治体における制度の沿革及びその特殊性を考慮し別途の措置によりその自主性を可及的尊重すること。
- 四、将来長期給付の改訂等の場合においては、退職公務員恩給受給者についても之が実質的均衡を失しないよう配慮すること。
- 五、長期給付の決定を恩給局の審理を経て行うことは、事務の二重化となる虞れがあるので、速かに、この決定事務を連合会へ一元化するよう検討すること。

次に、国税徴収法案について申し上げます。

本案の改正の骨子は、租税徴収の確保、私法秩序の尊重及び徴税制度の合理化であります。

まず租税徴収確保の問題であります。租税徴収を確保することは、国の財政の需要をまかなう上で必要であると同時に、租税負担の公平を実現するためにも欠くべからざるものでありますので、この改正案におきましても、この租税の優先権と自力執行権は従来通り維持することにしております。

次に私法秩序の尊重の問題であります。その第一は、質権または抵当権と租税との関係であります。現行制度においては、抵当権または質権によって担保される債権は、その設定時期が租税の納期限よりも一年以上前であることを公正証書によって証明しない限り、租税の方が優先することになっております。今回これを基本的に改正して、法定納期限後に設定された抵当権などによって担保される債権に対してだけ、租税を優先にして徴収することとしております。また、質権、抵当権の証明の方法につきましても、改正案では、登記、登録のある抵当権等は証明を必要とせず、その他のものについても内容証明郵便による証明を認めるなど、私債権保護の措置を講ずることとしております。第二は、先取特権または留置権と租税との関係であります。従来、租税の徴収に際しては、先取特権、留置権は何らの保護が加えられていなかったものであります。私法秩序尊重の見地から、抵当権などの権衡も考慮して適当な保護を加えることとしております。第三は、滞納処分手続における第三者の権利の保護であります。第三者が占有する滞納者の動産を差し押えるとき、従来のように直ちに差し押えることなく、その第三者に引き渡し命令書を発行したあとにすること等、第三者の権利を害しないような措置を講ずることとしておるのであります。

次に徴税制度の合理化の問題であります。納税者の実情に応じた

徴収を行うため、徴収猶予、滞納処分の執行猶予の制度を拡充するとともに、差し押え禁止財産について、特に給料の差し押えは、従来一律に七五%までが差し押え禁止とされておりましたものを、給料の額に応じた差し押え禁止の額を定めることなどに改めることといたしております。なお、譲渡担保によって担保される債権につきましても、これらの担保が租税の法定納期限後に行われた場合に限り、譲渡担保設定者の租税を、その譲渡担保の目的となつた財産から優先して徴収できるとし、また、担保の目的で行われている仮登記についても同様の措置を講ずることとしております。

最後に、国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について申し上げます。

本案は、国税徴収法の全文改正に伴い、所得税法その他の国税に関する法律及び国税徴収法を準用する諸法律の整理合理化をはかるため、所要の規定の改正を行わんとするものであります。

以上二法案については、政府より提案の理由を聴取して以来、特に税制並びに税の執行に関する小委員会においても慎重審議を重ねて参りましたが、本十二日質疑を終了し、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

次いで、国税徴収法案について各派共同提案による附帯決議案が發議され、これについて採決いたしましたところ、全会一致をもってこれを付すべきものと決しました。

附帯決議の内容は次の通りであります。

特定港湾施設工事特別会計法

の公平を実現するためにも欠くべからざるものでありますので、この改正案におきましても、この租税の優先権と自力執行権は従来通り維持することにしております。

次に私法秩序の尊重の問題であります。その第一は、質権または抵当権と租税との関係であります。現行制度においては、抵当権または質権によって担保される債権は、その設定時期が租税の納期限よりも一年以上前であることを公正証書によって証明しない限り、租税の方が優先することになっております。今回これを基本的に改正して、法定納期限後に設定された抵当権などによって担保される債権に対してだけ、租税を優先にして徴収することとしております。また、質権、抵当権の証明の方法につきましても、改正案では、登記、登録のある抵当権等は証明を必要とせず、その他のものについても内容証明郵便による証明を認めるなど、私債権保護の措置を講ずることとしております。第二は、先取特権または留置権と租税との関係であります。従来、租税の徴収に際しては、先取特権、留置権は何らの保護が加えられていなかったものであります。私法秩序尊重の見地から、抵当権などの権衡も考慮して適当な保護を加えることとしております。第三は、滞納処分手続における第三者の権利の保護であります。第三者が占有する滞納者の動産を差し押えるとき、従来のように直ちに差し押えることなく、その第三者に引き渡し命令書を発行したあとにすること等、第三者の権利を害しないような措置を講ずることとしておるのであります。

次に徴税制度の合理化の問題であります。納税者の実情に応じた

本案施行による抵当権等の保護と併行して、賃金債権及び之に関連する中小企業の下請代金債権について、政府は、将来、私法秩序との調整を図りつつこれが保護につき特段の考慮をすべきである。

右決議する。

なお、以上の各法律案に対する質疑応答の詳細については速記録に譲ることといたします。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院大蔵委員長報告(三月二十五日)

○加藤正人君 たいま議題となりました六法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、特定港湾施設工事特別会計法案について申し上げます。

本案は、さきに成立いたしました特定港湾施設整備特別措置法に基いて行われる特定港湾施設工事等に関する経理を明確にするため、特別会計を新設しようとするものであります。

以下、本案の内容について申し上げますと、第一に、この会計は、国庫負担相当額の一般会計からの繰入金、港湾管理者負担金、借入金等を歳入とし、特定港湾施設工事費、借入金の償還金等を歳出として、工事別等の区分に従って経理することとしたしております。第二に、港湾管理者負担金に相当するものの財源に充てる等のため、工事別等の区分に従って借入金ができることとし、その借入金のうち、年度内に借り入れなかったものは、その額を限度と



し、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度に繰り越すことができることといたしております。第三に、この会計においては、工事別等の区分による歳出予算の金額を支出するには、その区分による歳入の収納済額をこえてはならないことといたしております。なお、このほか、特別会計として必要な事項並びにこの会計の設置に伴う経過的措置等を規定しております。

委員会の審議におきましては、工事費の負担割合、工事完成後の所有権と管理権との関係、特別利用料を管理者が立てかえ払いをすることは地方財政を圧迫することにならないか、その他港湾行政のあり方等の諸点について質疑がなされましたが、その詳細につきましては、会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了いたしましたして、討論に入りましたところ、樺委員より、「現在の港湾使用料に加えて特別利用料を徴収することは、諸産業に重要な影響を与え、かつ地方財政圧迫のおそれもあるから、国の負担割合を増加して、管理者、利用者の負担を軽減すべきである。政府もこの趣旨に沿って配慮したいとのことであるが、その具体化を特に要望して賛成する」との意見が述べられました。かくて討論を終り、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、国税徴収法案について申し上げます。

国税徴収の現況にかんがみ、租税徴収制度調査会の答申に基いて、租税徴収制度全般の合理化をはかるため、私法秩序の尊重と租税徴収確保の調整をはかることを基本として、国税徴収法の全文を

改正しようとするものであります。本案のおもなる点について申し上げますと、

その第一点は、租税徴収の確保であります。すなわち、国の財政需要を満たし、租税の負担の公平をはかるため、租税の徴収を確保することが必要であり、このため一般私債権に対する租税の優先徴収の制度及び徴税機関による自力執行権制度を従来通り維持しております。

第二点は、私法秩序の尊重であります。租税の徴収を確保すると同時に、私法秩序が不必要に乱されぬように措置しようとするものであります。すなわち、質権、抵当権の租税の納期限前に設定したものは租税に優先することとし、抵当権者等が予測できない租税の発生による不測の損害を防ぎ、取引の安全をはかっております。また、同様の趣旨により、先取特権、留置権に対する保護をはかる等の措置を行なっております。

第三点は、徴税制度の合理化であります。徴収猶予、換価猶予の要件の緩和及び滞納処分の手続を整備する等、納税者、利害関係人の権利保護をはかっております。また、譲渡担保、仮登記の租税との優先順位について調整を行い、並びに保全差押えの制度を設ける等、租税徴収の回避の防止をはかっております。

次に、国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について申し上げます。

本案は、国税徴収法の改正に伴い、所得税法等の国税関係の法律及び国税徴収法を準用する諸法律の整理合理化をはかるため、所要

の改正を行おうとするものであります。

以上二案につきましては、特に委員懇談会を二回にわたって開催して、その詳細について説明を聴取し、質疑を行なったのであります。また、委員会の審議においては、滞納整理状況、租税通則法制定の必要性、質権、抵当権の会社更生における租税との調整、賃金債権の保護等の質疑がございましたが、詳細は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、両案一括して討論、採決の結果、両案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案について申し上げます。

本案は、糸価安定特別会計において、繭糸価格安定法及び繭糸価格の安定に関する臨時措置法の規定により、昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるため、昭和三十四年度において、一般会計から二十億円を限度として、この会計に繰り入れることができるようにしようとするものであります。なお、この繰入金は、後日、一般会計へ繰戻すこととしております。

次に、糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、糸価安定特別会計において、昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れる場合の原資を確保するため、前法案の措置とともに

に、この会計が負担することができる証券、一時借入金及び借入金の現行限度額七十億円を二百七十五億円に引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、以上の両案を一括して質疑いたしましたのであります。特に、今後の生糸及び繭の価格安定対策についての当局の考え方等について熱心な質疑があり、その抜本的な対策を十分検討するよう要望されたのであります。それらの詳細につきましては会議録によって御承知を願います。

質疑を終り、両案を一括して討論、採決の結果、両案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案について申し上げます。

今国会において、わが国とデンマーク王国との間に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税を防止するための条約が別途提出されておりますが、本法案は、この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要するものについて所要の立法措置を講じようとするものであります。

以下、本案の内容について申し上げますと、第一点は、使用料、配当及び利子所得について、所得税法の特例を定め、事業を有していない非居住者等に対する特別税率百分の二十を百分の十五に軽減しようとするものであります。第二点は、特許権、意匠権等の譲渡により生ずる所得に対する所得税及び法人税法の特例を定め、現行



では一般税率によっているのを、百分の十五の税率を定め、それ以上は免除しようとするものであります。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によって御承知を願いたいと存じます。質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

### ◎港湾運送事業法の一部を改正する法律

(昭三四、三、三〇法六九)

#### 一、提案理由(二月三日)

(国内旅客船公団法(昭三四—法四六)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院運輸委員長報告(三月十七日)

○塚原俊郎君 ただいま議題となりました港湾運送事業法の一部を改正する法律案につき、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

最近における港湾情勢は、諸施設の整備、出入船舶の大型化、荷役量の増大等に対応いたしましたして、港湾運送事業につきましても運送機能の充実が強く要求されているのであります。しかるに、港湾運送事業の現状は、その大部分が中小企業であり、また、港湾運送に対する需要が波動性を有すること等に基因して、企業の安定を確保し、その近代化、合理化をはかることがきわめて困難な状態でありますので、かかる客観情勢に対応するため、現行法を改正して、港湾運送の秩序を確立し、事業の質的向上をはかろうとするものであります。

次に、改正案の内容のおもなる点を申し上げますと、第一点

港湾運送事業法の一部を改正する法律

は、いかだ運送事業の新設、業務の限定登録制の制定をはかるとともに、事業の開始及び休止の届出を義務づけようとするものであります。第二点は、登録の拒否及び取り消しに関する規定を整備するとともに、私的独占禁止法の適用除外の範囲を拡張しようとするものであります。

本法案は、二月二日本委員会に付託され、翌三日政府より提案理由の説明を聴取し、二月十日、三月五日質疑が行われましたが、その内容は会議録により御承知願います。

次いで、同月十二日、関谷勝利君より、自由民主党並びに日本社会党を代表して、全部修正案の動議が提出されましたが、その要旨は、今後の港湾諸施設の急速な整備に即応して、荷役の近代化、合理化が強く要請され、これに対応して港湾運送の秩序をさらに一層確立するため、港湾運送事業を免許制に改めまして、免許基準、運賃料金、運送約款、事業計画その他必要な規定を整備し、また、検数事業、鑑定事業及び検量事業等を、事業の公益性にかんがみまして、これらの事業を港湾運送事業の種類に加えまして、事業の公平かつ公正な遂行を期そうとするのであります。

次いで、同日、討論を省略いたし、修正案について採決の結果、本法案は全会一致をもって修正議決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。

#### 三、参議院運輸委員長報告(三月二十五日)

○大倉精一君 ただいま議題となりました港湾運送事業法の一部を



改正する法律案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、二月二日内閣提出のものでありまして、即日、本委員会へ予備審査として付託されましたが、衆議院において大幅な修正を受け、三月十七日、本付託になったものであります。

まず、本法案の要旨を申し上げますと、第一点は、港湾運送事業の一種類として、新たに、いかだ運送事業を加え、また、現在海上運送法に規定されております検数事業、鑑定事業及び検量事業を、港湾運送事業の体系に属するものとして、港湾運送事業法に規定がえを行い、実体と合致させるようにすることであり、第二点は、現在、港湾運送事業は登録制、また検数事業等は届出制になっておりますのを、今回の改正ですべて免許制とし、これに伴い運賃料金を認可制とする等、他の運送法規に準じて港湾運送事業者に対する規制を強化しようとするものであり、第三点は、第三点は、事業の安定及び合理化をはかるために、独禁法の適用除外の範囲を、運輸大臣の認可制のもとに、運送条件、事業施設、集貨その他、広く港湾運送に関する協定にまで拡張しようとするものであります。

本委員会におきましては、政府よりの提案理由のほか、衆議院議員関谷勝利君より衆議院修正の説明を聴取した後、質疑に入ったのであります。が、免許制の運用方針、免許制への移行に伴う機構の充実強化、港湾行政の立場より港湾労働者への考慮、免許事業者に対する育成その他の問題につきまして、熱心な質疑が行われたのであ

りますが、詳細は会議録に譲ることを御了承願うこととし、運輸大臣の答弁を総合して申し上げますと、港湾の整備、近代化に伴い、港湾運送事業のあり方については基本的な問題もあるので、それらともあわせ、将来、事業の育成、港湾労働者の保護について考えたいし、審議会のような機関の意見を聞くこともこれらと一括して検討したい、とのことでありました。

討論に入りましたところ、相沢委員より賛成意見が述べられ、また、港湾労働者の意向を十分尊重されたいという趣旨のもとに、次の附帯決議案が提出されました。すなわち、

港湾運送の特殊性にかんがみ、港湾運送事業の免許、運賃、料金は、港湾労働者に重大な影響があるので、その処理にあたっては、労働条件等につき格段の考慮を払うこと。

かくて討論を終局し、採決に入りましたところ、本法案は全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、相沢委員提出の附帯決議案について採決いたしましたところ、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。

## ◎国会職員法等の一部を改正する法律

(昭三四、三、三一法七〇)(衆)

### 一、提案理由(三月二十五日)

○三和精一君 たいま議題となりました国会職員法等の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明いたします。

従来の国会職員には、参事、主事、調査員、調査主事等、昔の官吏制度の事務官、属官に相当するような区別がありますが、この区別を廃止して参事、調査員に改め、これに伴い、従来の区別に対応する資格規定を廃止して、職員の任用基準は本部長が定めることといたしますほか、国家公務員法と同様、条件付採用に関する規定を設け、また、将来の事務の複雑化に対処して、事務局の必要な部に副部長を置き得ることとする等、所要の改正をなし、これに伴い関係法律の条文等整理を行うものであります。

本案は、議院運営委員会において起草提出したものであります。何とぞ御賛同あらんことをお願いいたします。

### 二、参議院議院運営委員長報告(三月二十七日)

○高橋進太郎君 たいま議題となりました国会職員法等の一部を改正する法律案の議院運営委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本法律案は、国会職員法、議院事務局法、議院法制局法、国会法及び裁判官弾劾法のそれぞれ一部を改正しようとするものであります。改正のおもなる点は、

第一に、現在、国会職員には参事、主事及び調査員、調査主事という身分上の区別がございますが、これを廃止して、それぞれ参事及び調査員とするともに、右の区別廃止に伴い、職員の任用基準は、本部長がこれを定めることとするものであります。

第二は、条件付採用に関し、国家公務員法と同趣旨の規定を国会職員法中に設けるとともに、事務局の必要な部に副部長を置くことができる道を開こうとするものでございます。

第三は、議院法制局の事務処理に関する規定を定める手続を簡素化せんとするものでございます。

以上が本案の内容の概要でございますが、本委員会におきましては、慎重にこれを審議いたしました結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。



### ◎経済企画庁設置法の一部を改正する法律

律 (昭三四、三、三一法七一)

#### 一、提案理由(二月三日)

○河本政府委員 たいま議題となりました経済企画庁設置法の一部を改正する法律案について、提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

最近鉱工業地帯の一部におきまして、地盤沈下の現象が著しく、産業の発展並びに民生の安定上憂慮すべき問題を生じております。すなわち、地盤沈下に起因して公共施設の機能低下あるいは災害発生のおそれ等の事態を生じ、この現象をそのまま放置するときは、産業の発展を阻害するだけでなく、国土の安全、民生の安定上重大な支障となると考えられますので、政府といたしましては、経済企画庁の付属機関として地盤沈下対策審議会を設置し、諸般の対策に関する重要事項を調査審議することとした次第であります。

次に九州地方には、北九州工業地帯等先進工業地帯もありますが、他面経済的条件に恵まれない広大な未開発後進地域を擁し、この地域における民生の向上と経済の発展はきわめて停滞的であります。このような停滞性を打破し、資源の開発並びに産業の振興を促進することは、九州地方の民生の安定と向上に資するのみならず、わが国経済の発展のためにもきわめて重要なことであるので、このため九州地方の開発に関する重要事項を調査審議するため、九州地

方開発審議会を経済企画庁の付属機関として設置することとした次第であります。

以上、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその内容の概要を御説明申し上げたのでありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(三月六日)

○平井義一君 たいま議題となりました三法案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。詳細は会議録によって御承知願うこととし、簡潔に要点を申し上げます。

まず、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案の要旨は、経済企画庁の付属機関として地盤沈下対策審議会及び九州地方開発審議会を設けようとするものであります。

第一に、地盤沈下対策審議会について申し上げますと、最近、新潟、尼崎等、鉱工業地帯の一部において地盤沈下の現象が著しく、もし、これをそのままに放置いたしますならば、産業の発展を阻害することはもとより、民生安定の上からも容易ならぬ問題となるおそれがありますので、この際、地盤沈下対策審議会を設けて、諸般の対策に関する重要事項の調査審議を行うこととしております。

第二に、九州地方開発審議会は、九州地方における広大な未開発、後進地域の停滞性を打破し、資源の総合的开发と産業の振興をはかることにより国民経済の発展に寄与することを目的として、九州地

方の開発に関する重要事項の調査審議を行うこととしております。

本案は、一月二十八日当委員会に付託され、二月三日政府より提案理由の説明を聴取し、本日質疑を終了いたしましたところ、平井委員より、本案中、九州地方開発審議会の項については、国土総合開発特別委員会において、小沢佐重喜君外六十二名の提出にかかる九州地方開発促進法案がすでに議決されており、本案中の関係条項を削除することが適当であると認められるから、九州地方開発審議会を削除するとの修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、別に討論の通告もなく、直ちに採決いたしました結果、全会一致をもって本案は修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案の要旨は、第一に、大蔵省の付属機関として新たに保険審議会及び専売制度調査会を設け、保険制度その他保険行政に関する重要事項または専売事業の経営方式等に関する大蔵大臣の諮問機関といたしますとともに、従来行政措置により設置しておりました金融機関資金審議会を法制化することであり、なお、専売制度調査会の存続期間は一年とし、金融機関資金審議会は二年としておるのであります。第二に、設置法上その規定が明確を欠いております醸造試験所を国税庁の付属機関として法制化することであり、第三に、市制施行に伴う行政区画の改正に即しまして、税関管轄区域に関する規定の整備を行うこととあります。

次に、南方同胞援護会法の一部を改正する法律案の要旨は、南方

経済企画庁設置法の一部を改正する法律

同胞援護会が、南方地域に関する業務のほか、当分の間、政令で定める北方の地域について同種類の業務をあわせ行うことができるようにしようとするものであります。

右各案は、それぞれ一月二十八日、二月七日、二十四日本委員会に付託され、二月三日、十日、二十六日、それぞれ政府より説明を聞き、慎重審議を行なって参り、本日質疑を終了し、討論の通告もなく、採決の結果、右各案はいずれも全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

#### 三、参議院内閣委員長報告(三月二十七日)

(科学技術庁設置法の一部を改正する法律(昭三四一法一〇二)の委員長報告と一括して掲載)



日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

二四六

### ◎日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

(昭和三四、三、三一法七二)

#### 一、提案理由(二月十九日)

○山中政府委員 ただいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、合衆国軍人、軍属等による免税輸入物品の国内における転売の実情等に顧みまして、譲受物品に対する関税の課税価格の決定方法を改めて、課税の適正化をはかるうとするものであります。

以下、改正の内容につきまして簡単に御説明申し上げます。譲受物品に対する課税価格は、現在は原則として同種物品が通常輸入により輸入された場合の輸入港到着価格を基準として決定することになっておりますが、通常輸入に対して為替及び貿易管理上の制限を行なっております結果、実際の譲受価格は、同種物品の通常輸入の場合の輸入港到着価格よりかなり高いのが実情であります。

### ◎裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律 (昭三四、三、三一法七三)

#### 一、提案理由(二月五日)

(裁判所職員定員法の一部を改正する法律(昭三四―法三二)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院法務委員長報告(三月六日)

○小島徹三君 ただいま議題となりました二法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、今般一般政府職員の給与の改定に関する措置を講じようとしております。

この両法案は、一般政府職員の給与改正に準じて、第一には、裁判官及び検察官につきまして、本年四月一日からその報酬または俸給の号及び月額を改めようとするものであります。第二には、判事、判事補及び簡易裁判所判事並びに検事及び副検事について、その暫定手当の一定額を報酬または俸給に繰り入れ、本年十月一日より実施せんとするものであります。第三には、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官並びに検事総長、次長検事及び検事長について、その暫定手当の一定額を報酬または俸給とみなし、恩給、退職手当及び寒冷地手当等の額の計算の基礎にしようとするのであります。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

す。このような実情に即した課税の適正化をはかるため、譲受物品に対する関税の課税価格は、国内における通常の取引価格から税額等を控除して逆算した価格を基準として決定することとしようとするものであります。

以上が、提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成賜りますようお願いいたします。

#### 二、衆議院大蔵委員長報告(二月二十七日)

(特別鉱害復旧特別会計法を廃止する法律(昭三四―法六三)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院大蔵委員長報告(三月十三日)

(災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律(昭三四―法六五)の委員長報告と一括して掲載)

法務委員会におきましては、去る二月四日、二法案が付託せられてより、両案を一括して審議を進め、政府並びに最高裁判所事務当局に対し各委員より熱心なる質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて、二月二十六日両案に対する質疑を終了し、三月五日、自由民主党及び日本社会党から、共同して、両案に対しそれぞれ附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

附帯決議案の要旨は、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案に対しては、「一、裁判官の職責の重大性と、最近における定員充足の困難性にかんがみ、本法の運用については、最高裁判所の責任においてなされるべきであるが、政府においても、財政の許す範囲において、これを規制することなく、万全を期するよう要望する。二、裁判官の報酬及び任用制度については、政府は今後根本的な検討を行うことを要望する。」というのであります。

また、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に対しましては、「検察官は司法権発動に促す重大なる職責を有するものであるのにかんがみ、これが処遇については、政府は今後慎重なる配慮措置を講ずべきことを要望する。」というのであります。

次いで、討論の後、採決の結果、両法案はいずれも多数をもって政府原案通り可決せられました。また、同じく、多数をもってそれぞれ両法案に附帯決議を付することに決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

二四七



三、参議院法務委員長報告(三月三十一日)

○古池信三君 ただいま議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案、この両案について、委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法律案の趣旨は、一般の政府職員の給与改訂に伴い、裁判官及び検察官の報酬または俸給の号及びその月額等を改正しようとするものでございますが、そのおもなる改正点を申し上げますと、

第一は、一般の政府職員の初任給の引き上げ及び上位号俸の新設に伴い、これに相応して裁判官及び検察官の給与の一部を昭和三十四年四月一日から改訂すること。

第二は、一般の政府職員の例に準じ、昭和三十四年十月一日から、判事、判事補及び簡易裁判所判事並びに検事及び副検事について、その暫定手当の一定額を報酬または俸給に繰り入れること。

第三は、他の特別職の職員の例に準じ、昭和三十四年十月一日から、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官並びに検事総長、次長検事及び検事長について、その暫定手当の一定の額を報酬または俸給とみなし、恩給、退職手当等の額の計算の基礎とすること等であります。

委員会の審議に当りましては、二月十日、政府当局から提案理由の説明を聴取した後、前後七回にわたり、各委員から、裁判官の地位の重要性、裁判官及び検察官の待遇、任用制度の改善、いわゆる

三者協定に対する憲法上の問題及び国会の立法権との関係についての政府並びに最高裁判所の見解等について、熱心な質疑が行われましたが、これが詳細は会議録に譲りたいと存じます。なお、三月十七日には、法務委員懇談会を開き、その際、弁護士、検察官、裁判官、学識経験者の四者から意見を聴取いたしました。

かくて三月二十四日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して野本委員より、この二法案に対して、それぞれ次のような附帯決議を付して原案に賛成する旨の発言がありました。すなわちその附帯決議案の内容は、

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案に対しては、憲法上保障された裁判官の特別の地位及び使命の重要性と法曹一元の理想にかんがみ、政府及び最高裁判所は、今後裁判官の待遇及び任用制度の改善について根本的に検討し、特に下級裁判所裁判官の報酬について、その優遇に努力するとともに、本法の運用は最高裁判所の責任と権限においてなされるべく、右の趣旨に反する協定のごとき規制を加えないよう、十分留意することを要望する。

というものであります。また検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案に対しては、

検察官の地位及び使命の重要性にかんがみ、政府は今後さらに検察官の待遇改善策を検討し、その優遇に鋭意努力すべきである。というものであります。

次いで日本社会党を代表して亀田委員より、両法律案及び附帯決議案について賛成の意見が述べられた後、討論を終了し、直ちに両法律案及び附帯決議案について採決いたしましたところ、それぞれ全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。



検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

二五〇

◎検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律 (昭三四、三、三一法七四)

一、提案理由(二月五日)

(裁判所職員定員法の一部を改正する法律(昭三四―法三二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院法務委員長報告(三月六日)

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭三四―法七三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院法務委員長報告(三月三十一日)

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭三四―法七三)の委員長報告と一括して掲載)

◎補助金等の臨時特例等に関する法律等の一部を改正する法律 (昭三四、三、三一法七五)

一、提案理由(二月三日)

(特別鉱害復旧特別会計法を廃止する法律(昭三四―法六三)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月六日)

(糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に関する法律(昭三四―法六二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月二十日)

(関税率法の一部を改正する法律(昭三四―法五六)の委員長報告と一括して掲載)

補助金等の臨時特例等に関する法律等の一部を改正する法律

二五一



### ◎地方税法等の一部を改正する法律

(昭三四、三、三一法七六)

#### 一、提案理由(二月十七日)

○青木国務大臣 地方税法等の一部を改正する法律案についてその提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

地方税制につきましては、御承知の通り、昭和二十五年独立税主義の徹底、地方自主財源の増強等の基本方針のもとに大改正が行われ、その後数次にわたる改正によりまして、一応我が国の実情に沿うように整備がはかられて参り、また、国民の租税負担の現状にかんがみ、その負担の軽減、合理化が行われて参つたのであります。しかしながら、なおできる限り国民負担の軽減をはかることは国民の強い要望でありますので、さらに低額所得者の税負担の軽減を中心とする税制の軽減合理化を行うことといたし、今回の改正を行うことといたした次第であります。

改正の方針といたしますところは、第一は、別途国税の減税と相待ち平年度七百億円の減税を行うことを目途として、零細負担の排除と負担の均衡化を重点として地方税の減税を行うことでありまして、個人の事業税につきまして基礎控除額を引き上げ、法人の事業税につきまして軽減税率の引き下げとその適用限度額の引き上げを行い、固定資産税につきまして制限税率を引き下げ、その減収額の補てん方法を定めるとともに、免税点の引き上げを行うことといた

しております。なお、このほか所得税の減税に対応する住民税の減税を昭和三十五年度以降実施することといたし、明年そのための所要の改正をいたす所存であります。方針の第二は、道路整備計画の推進に伴い、道路財源の充実をはかることでありまして、軽油引取税の税率を引き上げることといたしております。以下その内容の概略を御説明申し上げます。

第一は、事業税に関する事項であります。その一は、個人の事業税についてであります。個人の事業税の基礎控除額は現行十二万円でありませんが、中小企業者の税負担の軽減をはかるため、これを年二十万円に引き上げることといたしました。この改正によりまして年所得二十万円以下の者は非課税となるのでありますが、その数は七十七万五千人、現在の全納税義務者の四三％に及んでおります。また、年所得二十万円をこえる事業者についても年四千八百円の減税となるのであります。これによる減収額は、初年度六十五億円、平年度七十一億円に上ります。その二は、法人の事業税についてであります。中小法人の負担を軽減するため、一般法人の事業税の標準税率を、現行の所得年五十万円以下八％を七％に、現行の所得年五十万円をこえる年百万円以下一〇％を八％に引き下げるほか、さらに軽減税率の適用範囲を広げて所得年百万円をこえる年二百万円までの部分を、従来の一〇％から一〇％に引き下げることにし、また、これに応じまして特別法人の事業税についても、所得年五十万円以下の標準税率を七％に引き下げることにいたしました。これらにより初年度二十億円、平年度三十億円の減税となるのであります。

第二は、固定資産税に関する事項であります。その一は、制限税率の引き下げ及びその減収額の補てん措置であります。現行の固定資産税の税率は、標準税率が一・四％、制限税率が二・五％であります。現に少からぬ市町村が二・一％をこえる高率で課税を行なっております。これらの一部の市町村の住民負担を軽減するため、この際制限税率を二・五％から二・一％に引き下げることにいたしました。これによって生ずる関係市町村の減収額は六億圓に達する見込みであります。これらの市町村はいずれも財源がきわめて菲薄でありますので、これによって生ずる減収額は、さしあたり、昭和三十四年度においては起債をもって補てんし、その元利償還金は国庫から補給することとし、そのため地方財政法の一部に所要の改正を加えることといたしました。なお、右の地方債は、国が資金運用部資金をもって全額を引き受けるものとし、その利率及び償還年限等の細目については別途政令でこれを定めることとしております。その二は、免税点の引き上げについてであります。固定資産税の免税点は、現在土地及び家屋一百万円、償却資産が十百万円でありますが、このうち土地及び家屋の免税点は、昭和二十五年本税創設以来据え置かれており、他方この間において土地、家屋の評価はおおむね二倍程度上昇いたしておりますので、零細負担の排除の趣旨から、この際免税点を土地二百万円、家屋三百万円に引き上げるとともに、償却資産の免税点についてもこれと並行して現行の十百万円を十五百万円に引き上げようとするものであります。これによる減収額は、約十億圓であります。

地方税法等の一部を改正する法律

二五三

第三は、軽油引取税に関する事項であります。道路整備事業を充実させることの緊要なることは申すまでもないこととありますが、特に昭和三十四年度以降は道路整備五カ年計画が強力に実施されることとなりましたので、その財源を受益者に求める趣旨から別途国税の揮発油税の税率が引き上げられることに照応いたしました。軽油引取税におきましてもその税率を一キロリットルにつき従来の一・八千円を一万二千円に引き上げることといたしました。この改正による増収額は、初年度四十一億円、平年度四十六億圓の見込みであります。

以上申し上げました諸事項のほか、なお次のような点について規定の整備をはかっております。その一は、国税の法人税におきまして更正の請求の制度が創設されることに伴い、法人の事業税につきましても同じ制度を創設することといたしまして、納税者が計算の錯誤等により過額の事業税額を納付した場合においては、地方団体の長に減額更正の措置をとるべきことを請求することができることといたしました。その二は、計量法による法定計量単位が本年から実施されることとなったことに伴いまして、それぞれ規定の整備をはかりました。

なお、所得税の減税に対応する住民税の減税につきまして御説明申し上げます。別途所得税におきまして、扶養控除の引き上げ及び最低税率の適用範囲の最高限度額の引き上げにより初年度三百八十八億圓、平年度四百二十億圓の減税が行われることとなっておりますが、住民税所得割についてもこれに照応して減税を行うこととし、



これがため所得割のうち所得税額を課税標準とするものにあつては、税率の調整を行わないこととし、また課税総所得金額または課税総所得金額から所得税額が控除した額を課税標準とするものにあつては、準拠税率に所要の改正を加えることといたしたいと存じません。もっともこの所得税の減税に伴う住民税の減税は昭和三十五年度以降の問題でありますので、右の改正は明年度においてこれを行いたいと存する次第であります。これらによる減税額は、昭和三十五年度において百四億円、平年度において百十八億円であります。以上の改正によりまして、普通地方税では総額昭和三十四年度百一億円、平年度二百三十五億円の減税となり、また別途入場税法の一部改正によりまして昭和三十四年度十九億円、平年度二十三億円の地方譲与税の減税となるのであります。他方、軽油引取税の増収、国税の改正による地方税の増収等がござりまして、自然増収と合せて結局、地方譲与税及び目的税を通計いたしますと、昭和三十四年度地方税収入見込額は五千七百四十六億円となり、昭和三十三年度当初見込み額に比し、三百十九億円の増加となるのであります。以上が、地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院地方行政委員長報告(三月十八日)

○鈴木善幸君 たいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案外二件について、地方行政委員会における審議の経過及

供し、地方財政計画とも関連せしめて審議を行い、三月九日には参事人より意見を聴取し、また、地方税法等改正に関する小委員会を設けて、地方税関係三法案はもとより、地方税財政制度全般にわたる根本問題にも触れて検討を加えるなど、審議に慎重を期したのであります。

十六日には、小委員長渡海元三郎君より、地方税法等改正に関する小委員会の審議の経過及び結果について報告がございましたが、これら委員会における審議の内容は会議録に譲ります。

本十八日質疑を終了しましたところ、委員額額三君より、額額三君外十八名提出にかかる本案に対する修正案が提出され、同君よりその提案理由の説明がございました。その内容は、軽油引取税の現行税率八千円を四千円引き上げようとする政府原案を修正して、その引上額を二千四百円にとどめようとするものであります。本修正による来年度の減収見込額は十六億五千万円であります。

次いで、本案並びに他の二法案のそれぞれに対して、委員額額三君より自由民主党及び日本社会党共同提案になる附帯決議を付すべしとの動議が提出され、その趣旨の説明がございました。本案に対する附帯決議案は次の通りであります。

政府は、地方財政の現状と本案施行に伴う影響に深く留意し、特に左記事項についてそれぞれ適切な措置を講ずるとともに、可及的速かに税制の全般にわたる根本的改革を行い、もって地方財政の健全化と安定化を図り、行政水準の維持向上に努むべきである。

地方税法等の一部を改正する法律

が結果の概要を御報告申し上げます。まず、地方税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の内容は、第一に、地方税法の一部を改正しようとするものであります。別途、国税の減税と相待ち、平年度七百億円の税減を行うことを目的として、零細負担の排除と負担の均衡化を重点とする地方税の減税を行うため、個人事業税の基礎控除額を引き上げ、法人事業税の軽減税率の引き下げとその適用限度額の引き上げを行い、固定資産税の制限税率の引き下げと免税点の引き上げを行う等、住民負担の軽減をはかるとともに、道路整備計画の推進に伴う道路財源の充実ははかるため、軽油引取税の税率を引き上げようとするものであります。

なお、所得税の減税に対応する住民税の減税は昭和三十五年度以降実施することとし、そのための所要の改正は明年度において行うこととしております。

第二は、地方財政法の一部を改正して、さきに述べました固定資産税の制限税率の引き下げに伴って生ずる減収額について、さしあたり昭和三十四年度においては地方債をもって補てんでできる特例を認め、その元利償還金を国庫から補給することとしようとするものであります。

本案は、二月十六日本委員会に付託せられ、翌十七日青木國務大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案と一括して議題に

一、国と地方との財源配分に再検討を加え、地方の自主財源を強化すること。

一、多額に上る住民の税外負担を解消し、公費をもって支弁すべき経費に対しては財政措置をなすこと。

一、所得税の減税に伴う住民税の減収に対しては、たばこ消費税の税率引き上げ等によって財源補てんを行うこと。

一、地方税制における各種の特例措置に再検討を加え、非課税制度については根本的整理を行うこと。

右決議する。

討論に入り、委員阪上安太郎君は日本社会党を代表して本案並びに修正案に対して反対、委員渡海元三郎君は本案並びに修正案に対して賛成の意を表されました。

採決の結果、修正案及び修正部分を除く政府原案はいずれも賛成多数をもって可決、よって本案は修正議決すべきものと決しました。また、附帯決議は全会一致をもって可決せられました。

地方交付税法の一部を改正する法律案につき申し上げます。

本案は、地方財政が健全化の途に進みつつある現状において行われることになりました減税、及び新たな財政需要による地方財源の減少に対処するため、地方交付税の率を一%引き上げて百分の二・八・五とするほか、道路整備事業にかかる高率の国庫負担率を維持し、道路目的財源の充実ははかるとともに、あわせて、地方団体間の財源の均衡化及び地方財政の健全性維持と行政水準の維持向上を目標として、基準財政需要額とその算定方法の合理化をはかり、同



時に、配分方法を明確化するため、基準財政需要額の算定方法について測定単位の新設、単位費用の改訂、測定単位に適用される補正の種類法定等、数個の改正を行おうとするものであります。

本案は、二月二十六日本委員会に付託、翌二十七日青木国務大臣より提案理由の説明を聴取、自來、慎重審議しましたが、その詳細は会議録に譲ります。

本日質疑を終了、その際、委員額額弥三君より、本案に対し、自由民主党及び日本社会党の両党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出され、その趣旨弁明がありました。その決議の案文は次の通りであります。

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

地方財政は、漸次改善されつつあるが、なお、多くの不健全な要素をかかえているので、とくに次の二点については、政府において格段の努力をいたすべきである。

一、明年度においては、「地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律」の適用期限が終了することもあるが、公共事業の地方負担額が増加するので、その円滑な実施を確保することができるよう適時財政上必要な措置を講じて行くこと。

二、直轄事業に対する地方団体の負担金に係る交付公債制度は、必要な財源措置に代えて暫定的な措置としてとられたものであることにかんがみ、将来の地方財政を健全化するためすみやかに有効適切な措置を講ずること。

右決議する。

討論に入り、委員渡海元三郎君は自由民主党を代表して本案に賛成、委員阪上安太郎君は日本社会党を代表して本案に反対の意見を述べられました。

採決の結果、本案は賛成多数をもって原案通り可決すべきものと決し、附帯決議は全会一致をもって案文通りこれを付すべしと決しました。

最後に、地方税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、別途内閣提出にかかる国税徴収法案によって国税における徴収制度が全面的な改正を受けることになったことに相応して、地方税における徴収制度についてこれを合理化するため、相当に広範かつ画期的な改正を行おうとするものであります。改正の方式としては、地方税の徴収について、その一般的事項は総則の部に規定し、滞納処分に関する手続については国税徴収法の例によるが、各税目ごとに所要の事項を規定している現行法の体系をくずすことなく、国税徴収法の改正と対応して地方税法の関係部分の改正を行い、私法秩序の尊重と地方税徴収確保との調整をはかることを基本として、徴収制度の合理化をはかっているものであります。

すなわち、租税徴収を確保するため、地方税の他の公課及び私債権に対する優先権を認める従前の原則を維持しつつも、私法秩序を尊重し、個人の権利を不必要に不安に陥れないよう、両者の間の調整をはかるため、質権または抵当権と租税との関係においては、あ

る程度租税の後退性を進め、また、先取特権及び留置権と租税との

関係においても、これらの担保権によって担保される私債に対し若

干の保護を与えることとし、徴収制度合理化の点では、徴収の緩和

措置、譲渡担保及び仮登記によって担保される債権と地方税との調

整、担保権付財産の譲渡と地方税との調整、第二次納税義務制度の

整備拡充、保全差押制度の創設等を行い、地方税法自体に定める滞

納処分に関する事項としては、督促制度、異議申立期間、第三者の

占有する差押財産等の搬出及び換価の制度等につき改正を行うな

ど、その他本案の内容はすこぶる複雑多岐にわたっております。

本案は、三月二日本委員会に付託、翌三日黒金自治政務次官より

提案理由の説明を聴取、慎重審議し、本日質疑を終了しました。

その際、委員額額弥三君より、本案に対し、自由民主党及び日本

社会党の両党共同提案にかかる次のごとき附帯決議を付すべしとの

動議が提出され、その趣旨の弁明がありました。

地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本案施行による抵当権等の保護と並行して、賃金債権及び之に

関連する中小企業の下請代金債権について、政府は、将来、私法

秩序との調整を図りつつ、これが保護につき特段の考慮を為すべ

きである。

右決議する。

採決の結果、本案は全会一致政府原案通り可決すべきものと決し、附帯決議もまた全会一致これを付すべしと決しました。

以上、御報告申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律

### 三、参議院地方行政委員長報告(三月三十一日)

○館哲二君 たいま議題となりました四案につきまして、委員会

における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に、地方税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、政府原案について申し上げますが、別途国税の減税とあ

わせて平年度七百億円の減税を行うことを別途として、零細負担の排

除と負担の均衡化を重点とする地方税の減税を行い、あわせて道路

整備計画の推進に伴い道路財源の充実をはかるため、地方税法の改

正を行うとともに、固定資産税の制限税率を引き下げによる減収額

を地方債で補てんするため、地方財政法の改正を行おうとするもの

であります。

改正の内容は、まず、地方税法については、

一、個人事業税の基礎控除額現行年十二万円を年二十万円に引き

上げ、

二、法人の事業税について、中小法人の負担を軽減するため、一

般法人の事業税の標準税率を、現行の所得年五十万円以下八%を七

%に、現行の所得年五十万円をこえ年百万円以下一〇%を八%に引

き下げるほか、さらに軽減税率の適用範囲を広げて、所得年百万円

をこえ年二百万円までの部分を、従来の一%から一〇%に引き下

げ、また、これに応じて特別法人の事業税についても、所得年五十

万円以下の標準税率を現行八%から七%に引き下げるものとし、



三、固定資産税の制限税率現行二・五%を二・一%に引き下げ、固定資産税の免税点、土地現行一万円を二万円に、家屋現行一万円を三万円に、償却資産現行十万円を十五万円に、それぞれ引き上げるものとし、

四、軽油引取税の税率現行一キロリットル八千円を一万二千円に引き上げるものとする。

次に、地方財政法を改正して、固定資産税の制限税率の引き下げによる昭和三十四年度分の減収額については、起債をもって補てんすることとし、その元利償還については国が補給するものとする。と等が改正の要点であります。

かくして、今回の改正によりまして、普通地方税では総額昭和三十四年度百一億円、平年度二百三十五億円の減税となり、また、別途、入場税法の一部改正により、昭和三十四年度十九億円、平年度二十三億円の地方譲与税の減収となるのであります。他方、軽油引取税の増収等があり、自然増収とあわせまして地方譲与税及び目的税を通算いたしますと、結局、昭和三十四年度地方税収入見込額は五千七百四十六億円となり、昭和三十三年当初見込額に比べまして三百十九億円の増加となるのであります。

なお、以上のような政府原案に対しまして、衆議院におきましては、軽油引取税の税率の引き上げを現行税率の三割、すなわち一キロリットルにつき二千四百円の増にとどめる趣旨の修正を加えまして、本院に送付して参ったのであります。この修正によりまして、初年度約十六億五千万円の収入減を来たす見込みであります。

改正の要点は、(一)地方税は原則として他の公課及び私債権に対して優先して徴収する。(二)地方税の法定納期限以前に設定された質権または抵当権に対しては、地方税を優先して徴収しないものとする。とともに、新たに留置権及び先取特権のうち特定のものに対しても前段の質権または抵当権に準ずるものとする。(三)徴収猶予及び換価処分等の猶予、これは現行の滞納処分執行猶予に当るものであります。が、この要件を緩和し、納税者の実情に即した地方税の徴収を行う。四譲渡担保及び担保の目的でされた仮登記が、地方税の法定納期限等の後にされているときは、質権または抵当権の場合に準じ、地方税を優先して徴収する。(五)その他第二次義務制度を合理化する等、規定の整備を行うこととあります。

地方行政委員会におきましては、これら三法案につき、いずれも青木国務大臣から提案理由の説明を聞いた後、三月十九日には額額衆議院議員から、地方税法等の一部を改正する法律案に対する衆議院修正の理由の説明を聞き、翌二十日には、三法案について、習志野市長白鳥義三郎君外三名の参考人の意見を聞き、また数回にわたり、青木国務大臣、佐藤大蔵大臣、遠藤建設大臣その他政府当局との間に、公共事業あるいは道路整備五カ年計画と地方負担の問題、交付公債の問題、所得税の減税に伴う三十五年度以降住民税の減収補てん措置の問題、遊興飲食税の免税点引き上げの問題、法定外普通税の問題、超過課税の問題、税外負担の問題等、地方財政税制関係の多くの問題について質疑応答を重ねて慎重審査を行いました。その詳細については会議録によって御承知を願いたいと存じます。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、今回の国、地方を通ずる税制の改正に伴います地方財源の減少と給与費の増、公共事業費にかかる地方負担額の増加などによる地方財政への影響その他地方財政の現況にかんがみまして、地方交付税法につきまして、交付税の率を一%引き上げて、所得税、法人税及び酒税の二八・五%とする。ともに、基準財政需要額の算定方法について、(一)道府県分、市町村分ともに、投資的経費の一部を既存の施設によらず面積により配分するため、測定単位に「面積」を加え、(二)道府県分の農業行政費を増額するため、また制度の改正に伴う所要経費の増加額を算入するため、関係行政項目の単位費用を引き上げ、(三)特殊土壌対策事業にかかる地方債の元利償還金を災害復旧費の測定単位中に含めるものとし、(四)各行政項目ごとの測定単位に適用される補正の種類は法律で定めるといふ改正を行おうとするものであります。

次に、地方税法の一部を改正する法律案であります。本法案は、現行の地方税の徴収に関する制度が明治以来ほとんど手をつけられず、その間に大きく変化した社会の現状に沿わないものになっているので、租税徴収制度調査会の答申に基づき、別途、国税徴収法の全面的改正と並んで、地方税について、私法秩序の尊重と地方税徴収の確保との調整をはかるとともに、滞納処分手続については、従前通り国税徴収法の例によることを建前として、現行法の一部を改正しようとするものであります。

かくて三月二十七日質疑を終了し、三十一日討論に入りましたところ、占部委員は日本社会党を代表して、地方税法の一部を改正する法律案に対し、大衆的飲食及び宿泊に対する遊興飲食税の免税点を、それぞれ現行三百円を五百円に、現行八百円を千円に引き上げ、これを昭和三十四年十月一日から施行することを内容とする修正案を提出され、地方交付税法の一部を改正する法律案に対しては、交付税の率の引き上げそのものには必ずしも反対ではないが、地方財政の財源措置として、はなはだ不十分であるから、改正法案に反対せざるを得ない旨を述べられました。

次いで大沢委員は自由民主党を代表して、地方税法等の一部を改正する法律案については、修正案に反対、原案に賛成、地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案については原案通り賛成する旨を述べられ、なお、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案に対し、それぞれ附帯決議案を提出されました。その案文を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案は、地方財政の現状と税負担の実態をみるに、地方税制にはなお改革を要するものが多い。政府は、地方財源、特に自主財源の充実による行政水準の維持向上を旨とし、この際、国と地方の間における税源の再配分を検討するほか、特に左の事項の実現を期すべきである。



地方税法等の一部を改正する法律

二六〇

一、遊興飲食税の免税点は、飲食店等については五百円、旅館については千円とすることとし、昭和三十五年より実施すること。

一、所得税法の改正に伴う昭和三十五年度以降の住民税の減取補てんは、たばこ消費税率の引上げ等をもって措置すること。

一、固定資産税の制限税率引下げに伴う財源補てんに係る起債の特例の実施に当っては、関係市町村の財政の実状に適合せしめると共に、昭和三十五年度以降についても適切な補てん措置を講ずること。

一、非課税等の特例措置については根本的に再検討し、課税の合理化と負担の均衡化を図ること。

一、住民の税外負担は極めて多額であり、且つその多くは公費負担とすべきものが多いから、適当な財源措置によりその解消を図ること。

右決議する。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案は、

地方財政はようやく好転のきざしありとはいへ、財源措置の適否は再建の将来に至大の関係がある。政府は交付税制度の本旨にかんがみ、本法の実施に当っては、特に左の諸点に留意し、遺憾なきを期すべきである。

一、基準財政需要額等については、算定方法の簡素合理化を計るとともに、行政水準の維持向上に必要な財源を附与し得るよ

う、関係諸施策の内容と併せてこれを検討すること。

一、「地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律」の廃止により、三十四年度以降、公共事業の増大に伴う地方負担の激増は、事業の実施に多大の困難を生ずるおそれあるにかんがみ、本法による一般財源附与の適正化と併せ、補助負担率の引上げ、地方債の増額等、必要な財政上の諸措置に努めること。

一、直轄事業に係る交付公債については、本制度が暫定的特例措置たるの性質にかんがみ、将来、これが廃止を前途として根本的に検討を加えるとともに、既発行分に係る利子負担の免除等については速かに実現をはかること。

一、地方自治体の職員の給与に関しては、常に実情を調査し、その適正化に格段の努力をすべきであるが、特に国家公務員の水準に比し均衡を失する新市ならびに町村の職員については、すみやかに次の如く措置すること。

(1) 市町村において、給与条例ならびに、初任給、昇給昇格基準のないところは、その自治体の実情に応じ、国家公務員の例により制定するよう指導すること。

(2) 右の整備にともない、職員の給与水準を改善するよう適切な援助指導をすること。

右決議する。

というものであります。

緑風会の森委員は、地方税法等の一部を改正する法律案について

は修正案に反対、原案に賛成、地方交付税法の一部を改正する法律案については、同じく政府の善処を期待して原案通り賛成する旨を述べられました。

かくて、まず地方税法等の一部を改正する法律案について採決を行いましたところ、占部君提出の修正案は否決され、次いで原案について採決の結果、本法案は多数をもって衆議院送付案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案について採決の結果、本法案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

地方税法の一部を改正する法律案については、採決の結果、全会一致をもってこれを原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

なお、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案に対する大沢君提出の附帯決議案二件は、いずれも、全会一致をもって、これを委員会の決議とすることに決した次第であります。

なお、右附帯決議二件に対し、青木国務大臣から、決議の趣旨に沿って最善を尽したい旨を言明されました。

次に、消防組織法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、政府原案について申し上げますと、その内容は、消防事務の能率的な運営を図るため、大体次の諸点について現行法を改正し

ようとするものであります。すなわち、

一、国家消防本部に消防大学校及び諮問機関として消防審議会を附置するとともに、消防研究所の所掌事務を明確にすること。

二、都道府県について、その所掌事務として市町村が作成する火災防犯計画の指導を新たに加えること。

三、市町村消防の自主性を尊重しながら、その運営の円滑化について配慮すること、及び市町村消防の合理化に資するための勧告、指導または助言を行う上に必要な資料の提出を求めることなどについて規定を整備して、国、都道府県、市町村相互間の関係を明らかにすること。

四、市町村の消防長の任用資格を定めるとともに、消防団長の職務を明確にすること。などがその要点であります。

以上の内容を有します政府原案に対し、衆議院において、改正案中、国及び都道府県は市町村の消防の運営が円滑に行われるように配意すること、また、市町村に対し勧告、指導、助言のために必要な資料の提出を求めることができることなどを定めた条項を削除いたしました。市町村の消防は、国家消防本部長または都道府県知事の運営管理または行政管理に服することはないという現行法の規定を復活する主旨の修正を加えて、本院に送付して参ったのであります。

地方行政委員会におきましては、三月十日青木国務大臣から提案理由の説明を聞き、三月二十七日、渡海衆議院議員から衆議院修正理由の説明を聞いた後、国家消防本部の性格などについて当局と

地方税法等の一部を改正する法律

二六一



地方税法等の一部を改正する法律

の間に質疑応答を重ね、慎重審査を行いました。その詳細につきましては会議録によって御承知を願いたいと存じます。

本三月三十一日、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。

◎租税特別措置法の一部を改正する法律

(昭三四、三、三二法七七)

一、提案理由(三月十三日)

(特定港湾施設工事特別会計法(昭三四―法六八)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十六日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三四―法七九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭三四―法七八)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律 (昭三四、三、三一法七八)

#### 一、提案理由(二月十日)

(物品税法の一部を改正する法律(昭三四―法一五〇)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院大蔵委員長報告(三月六日)

(糸佃安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に関する法律(昭三四―法六二)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

○加藤正人君 たいま議題になりました四法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の経済事情等にかんがみ、昭和三十四年三月三十一日に期限が到来する重要機械類、給食用ミルク等の免税措置、別表甲号による小麦、A重油等の免税措置、別表乙号による原油、建築染料等の軽減措置を、昭和三十五年三月三十一日まで一年間延長し

ようとするものであります。その他、皮革産業発展のため合成なめし剤の引き下げ、国産品保護のためピグメント・レジンカラー・ベイスの引き上げ等、一部品目の税率の調整を行なっております。委員会における審議の詳細につきましては会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入り、平林委員より、「本案は、関税定率法の附則を改正する変則的なものであり、その性格、減税額から見ても反対である。また、その内容についても、重要機械類、原油及び粗油、電子計算機等の免税についても異論がある」との反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、三十四年度税制改正の一環として、現在の経済情勢に即応しつつ租税負担の公平をはかる見地から、特別措置の整理、合理化を行おうとするものであります。以下、その大要について申し上げます。

第一は、預貯金等の利子に対する特別措置に関する改正であります。すなわち、現在、長期性預貯金、公社債等の利子については非課税措置がとられているのでありますが、今回その期限到来を待ってこれを廃止することに伴い、短期性の預貯金等の利子とあわせて、昭和三十六年三月末日まで、今後二年間は一割の軽減税率による分離課税を行うこととしております。

第二は、配当所得に対する源泉徴収税率一割の特別措置を、利子所得の特例措置にならない、なお二年間継続することとし、証券投資信託収益の分配についても、一般の配当所得と同様に一割の税率により源泉徴収を行うこととなります。

第三は、輸出振興の重要性にかんがみ、輸出所得控除制度を昭和三十六年三月末日まで存続するとともに、特許権等の技術輸出についての控除率を引き上げることとしております。なお、輸出損失準備金制度、海外支店用設備の特別償却制度は、その適用期限の到来を待つて廃止することとしております。

第四は、交際費の損金不算入制度について、その適用期限を二年間延長するとともに、交際費使用の実情に即するよう損金不算入の基準を改正することとともに、価格変動準備金制度について準備金の取りくずし方法を合理化することとしております。

第五は、土地取用法により資産が取用された場合の特例措置について、昭和二十八年以後に取得した資産についても所要の軽減措置を講ずるとともに、その適用範囲を拡大し、新たに公有水面の埋め立てに伴う漁業権の消滅等についてもこの特例を適用することとしております。また、重要外国技術の使用料についての特別措置、法人の増資登録税に対する軽減措置、航空機の乗客に対する通行税の特例措置等について、それぞれその適用期限を定めるとともに、低アルコール度の清酒及び合成酒について酒税の軽減措置を講ずることとしております。さらにまた、本年末をもって期限の到来する貯蓄控除制度及び外貨により取得した公社債の利子等に対する所得税

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

課税の特例、満期保険に付した漁船の特別償却については、いずれもその適用期限の到来を待つて廃止することとしております。

委員会における審議の詳細につきましては会議録によって御承知を願いたいと存じます。

次に、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、平年度七百億円の減税を行うための税制改正の一環として、扶養控除の引き上げ等による一般的減税と、退職所得に対する課税の軽減をはかる等、所要の改正措置を講じようとするものであります。

以下、本案の大要を申し上げます。

第一は、扶養控除額を引き上げるとともに、最低税率一割の適用範囲の最高限度額を五万円から十万円に引き上げることとしております。すなわち、第一人目の扶養親族について現行の五万円を七万円に、第二人目及び第三人目について二万五千円から三万円に、第四人目以下については一万五千円から三万円に、それぞれ控除額を引き上げております。これらの減税措置によって、いわゆる標準家族の場合、平年度において、給与所得者については年収約三十三万円まで、事業所得者については年収二十五万円まで無税となります。

第二は、退職所得について、老齢で退職する者ほど有利となるように特別控除額の計算方法を改めるとともに、その最高限度額を五十万円から百万円に引き上げることにより、税負担の軽減と合理化をはかっております。また、障害者となったために退職する場合に



は、さらに五十万円を特別控除額に加算することとしております。  
第三は、借地契約に伴い收受するいわゆる権利金のうち特定のもののについては、従前の不動産所得としての取扱いをやめ、新たに譲渡所得として課税することに改めるとともに、役務の提供に関する契約に伴ういわゆる契約金等のように、臨時に発生する一定の所得については、いわゆる五分五乗課税を行うこととしております。  
第四は、災害により被害を受けた棚卸し資産にかかる純損失については、青色申告者以外のものについても三年間の繰り越し控除を認めることとしております。

第五は、法人が利益をもって株式を消却した場合には、積立金の資本組み入れの場合に準じて、消却されなかった株式を有する株主について、配当所得があったものとみなして課税することとしております。

第六は、配当所得に対する源泉徴収税額の納付に遅延する傾向が増加している状況にかんがみ、配当所得の支払いがないときでも、その納期は配当決議のあった日から一年を経過したときに到来するものとしております。

その他、遺族年金等の受給者に対する割増税額控除の特例は、年金支給額の引き上げが平年度化するまでは存置すること、不具者控除の名称を障害者控除と改める等、所要の規定の整備を行なっております。

なお、本案については、衆議院において、「青色申告の承認を取り消す場合には、その理由を付して通知しなければならない」旨の

修正議決がなされております。委員会における審議の詳細につきましては、会議録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて、質疑を終了し、両案一括して討論に入り、大矢委員より、「毎年実施される税制改正案は、体系的に均衡がとれていないこと、生活費に食い込まない税制を確立すべきこと等の見地から反対する。」との意見が述べられ、採決の結果、両案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正点の第一は、所得税等の例にならない、法人税についても新たに更正請求の制度を設けることとし、法人が確定申告後その申告書に記載した所得金額等が過大であることを知った場合には、一定期限内に、減額するための更正の請求ができることとしようとするものでございます。

第二は、青色申告の提出の承認について、設立後最初の事業年度が短期である場合には、次の事業年度開始後一定期間内に、その承認申請ができるように、承認申請書の提出期限を延長しようとするものであります。

第三は、株式会社が配当すべき利益をもって株式の消却をなした場合の「みなし配当」の規定について、所得税法の改正に準じた改正規定を設けようとするものであります。

なお、本案については、衆議院において、所得税法の改正案と同趣旨の修正議決がなされております。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によって御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。



◎所得税法の一部を改正する法律

(昭三四、三、三一法七九)

一、提案理由(二月三日)

(特別鉱害復旧特別会計法を廃止する法律(昭三四―法六三)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十六日)

○早川崇君 たいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。今回の改正は、政府の説明によれば、低額所得者層の負担の軽減等を主眼として所要の改正を行おうとするものであります。

すなわち、まず扶養控除額につきましては、第一人目の扶養親族の五万円を七万円に、第二人目及び第三人目の二万五千円を三万円に、第四人目以下の一万五千円を三万円に、それぞれその控除額を引き上げることとし、また、税率につきましては、最低税率である一〇%の税率の適用範囲の最高限度額を五万円から十万円に引き上げることにしております。この結果、低額所得者の所得税の負担は著しく軽減されることとなり、標準家族を例にとりますと、平年度において、給与所得者については、年収約三十三万円まで無税、年収四十万円では五割六分の軽減となり、また、事業所得者について

は、年所得三十万円では五割七分、年所得四十万円では三割四分の軽減となります。

次に、老齢で退職する者が若年で退職する者よりも多額の控除が得られるように、退職所得の特別控除額の計算方法を改め、また、その最高限度額を五十万円から百万円に引き上げることとしております。

次に、借地契約等に伴い收受するいわゆる権利金のうち、一定の要件に該当するものについては、従来のように不動産所得としての課税を改め、譲渡所得として課税するものとするともに、役務の提供に関する契約に伴う契約金等のように、臨時に発生する一定の所得については、従来変動所得について認められているものと同趣旨の五分五乗課税を行うこととし、また、災害により被害を受けたたなおろし資産にかかる純損失について、青色申告以外の者についても三年間の繰り越し控除を認めることとしております。

最後に、法人が利益をもって株式を消却した場合には、積立金の資本組み入れの場合に準じて、消却されなかった株式を有する株主について配当所得があったものとみなして課税することとしております。

なお、以上の措置による所得税の減収額は、本年度において約三百七十九億円、平年度において約四百二十二億円と見込まれるのであります。

ところで、本案に關しましては奥村又十郎君外二十五名より修正案が提出いたしました。修正の内容は、青色申告者に対して、そ

の青色申告の承認取り消しをする場合には、その通知書に取り消しの理由を付記しなければならないこととしたそうとするものであります。

本案並びに修正案につきましては、審議の結果、昨二十五日質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して、松尾委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで採決いたしましたところ、修正案は全会一致をもって、また、修正部分を除く原案は起立多数をもって、それぞれ可決され、よって、本案は修正議決いたしました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案のおもな内容は次の諸点であります。

まず第一点は、長期性預貯金、公社債等の利子に対する非課税措置を、その期限の到来を待つて廃止することとし、なお今後二年間は、預貯金、公社債等の利子については一〇%の税率による分離課税の特例を適用することとしております。

次に、配当所得に対する源泉徴収税率の軽減措置はなお二年間継続することとし、また、証券投資信託収益の分配に対する源泉徴収税率について、現行の六%軽減税率を、一般の配当所得と同様に、一〇%の税率に改めることとしております。

次に、法人の増資費用の軽減に資するため、昭和三十四年一月一日において存在する法人が、昭和三十六年三月三十一日までに増資登記をした場合には、その登記の登録税の税率を千分の七から千分

所得税法の一部を改正する法律

の五に軽減することとしております。

次に、輸出所得控除の適用期限に昭和三十六年三月三十一日まで延長するとともに、特許権等の技術輸出について特にその控除率を引き上げることとしております。

次に、交際費の損金不算入制度の適用限度を二年間延長するとともに、交際費使用の実情に即するよう、交際費損金不算入の基準を改正することとしております。

次に、価格変動準備金の制度について、本制度の趣旨に照らし、準備金の取りくずしの方法を合理化することとしております。

次に、土地収用法等により資産が収用された場合の課税の特例であります。その補償金等により一定期間内に代替資産を取得したときは、納税者の選択により、収用された資産の譲渡がなかつたものとして、代替資産につき圧縮記帳的な処理を認めることとし、納税者がその選択をしないとき、または代替資産を取得しないときは、収用された資産の譲渡により生じた所得の二分の一に相当する金額を非課税とすることとしております。

次に、新たに低アルコール度の清酒及び合成清酒に対する酒税の特例を設け、アルコール度が十三度以上十五度未満のものについて、アルコール分に応じ比例軽減税率を設けることとしております。

その他、重要外国技術の使用料について、現行の軽減税率による源泉徴収の適用を受ける範囲を縮小するとともに、その適用期限を



所得税法の一部を改正する法律

昭和三十六年三月三十一日までとすることとし、また、航空機の乗客に対する通行税の特例措置等の軽減措置は二年間、航空機の燃料用及び工業用揮発油に対する揮発油税及び地方道路税の免税措置は四年間、それぞれその適用期限を延長することなど、所要の改正をいたしております。

本法案は、審議の結果、昨二十五日質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して松尾委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭三四―法七八)の委員長報告と一括して掲載)

◎法人税法の一部を改正する法律

(昭三四、三、三一法八〇)

一、提案理由(二月三日)

(特別鉱害復旧特別会計法を廃止する法律(昭三四―法六三)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月六日)

(糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に関する法律(昭三四―六二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭三四―法七八)の委員長報告と一括して掲載)



◎塩業整備臨時措置法 (昭三四、三、三一法八一)

一、提案理由(二月二十七日)

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭三四―法一六三)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十五日)

○押谷富三君 ただいま議題となりました塩業整備臨時措置法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、まず第一に、塩または鹹水の製造者に、自主的にまたは勧告により一定期間内に製造廃止の許可を申請させ、この許可を受けて製造を廃止した製造者に対して公社が塩業整理交付金を交付することといたしております。

第二に、右の自発的または勧告による製造廃止のみでは過剰生産力の整理ができないと認めるときは、公社は一定期間内に限り塩の製造の許可を取り消すことができるとし、その取り消しを受けた製造者に対しては、通常生ずべき損失の補償を行うことといたしております。

第三に、残存する塩の製造者は、昭和三十五年度以降四年度にわたり、一定額の納付金を日本専売公社に納付しなければならぬこと

といたしております。

第四に、廃業者が取得する交付金または製造の取り消しを受けた者が取得する補償金等については税制上の特別の措置を講ずることといたしております。

第五に、昭和三十六年一月一日以降引き続き塩の製造を継続しようとする製造者は、別途定める基準取納価格のもとにおいて健全な経営ができることを目標として事業合理化計画書を作成し、これを公社に提出しなければならないことといたしております。

第六に、公社総裁の諮問機関として、臨時塩業整備審議会の設置について規定いたしております。

本法案は、去る二月二十五日本委員会に付託されて以来、専売事業に関する小委員会において慎重審議を続けて参りましたが、昨二十四日、小委員長より小委員会における審議の経過を報告した後、質疑を終了いたしました。

次いで、討論に入り、広瀬委員は、日本社会党を代表して、本案に反対する旨を述べられました。

次いで、採決に入りましたところ、本案は起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

さらに、自由民主党の西村英一委員より、本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。附帯決議案の内容は次の通りであります。

わが国の塩業が整備を受けざるを得ない事態に立到ったことに付ては従来政府並に日本専売公社の施策に欠くる所多きものが

あったと認める。

依って政府並に日本専売公社は今回の整備に当り既存企業の保全に努力し止むを得ず整理せられた廃業者に対しては細心の注意を払い万遺憾なきを期すると共に、残存業者に対しても金融その他の面に於て一層の協力と援助を行わなければならない。

なお、塩専売事業の健全なる運営のためには今回の塩業整備のみを以ては十分とせず、事業全般に亘り再検討を加えこれが徹底的合理化を図る必要がある。

次いで、以上の附帯決議案について採決をいたしましたところ、全会一致をもって附帯決議を付することに決しました。

なお、質疑応答の詳細につきましては速記録に譲ることといたします。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(入場税法の一部を改正する法律(昭三四―法一五七)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎自治庁設置法の一部を改正する法律

(昭三四、三、三二法八二)

#### 一、提案理由(二月十日)

○黒金政府委員 たいま議題となりました自治庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、地方公共団体の財務会計制度に関する重要事項を調査審議するため、自治庁に付属機関として臨時に地方財務会計制度調査会を設置しようとするものであります。地方自治法が制定されて以来、地方制度は漸次整備されて参っておりますが、地方自治運営の合理化及び能率化につきましてはなお努力し、改善しなければならぬ点が少くないのであります。なかんずく現在の地方公共団体の財務会計制度は、ほとんど市制、町村制、府県制当時のままであります。今日の実情に沿わない個所も出てきており、合理的、能率的な財務会計の運営という見地から、根本的に検討、改善すべき点が少くないのであります。

国の財務会計制度につきましては戦後、財政法、会計法、国有財産法、物品管理法、国の債権の管理等に関する法律等が相次いで整備されておるのであります。地方公共団体につきましても、これらの国の制度のほか、民間企業における会計制度等も十分に参酌して、合理的、能率的な財務会計制度を整備いたしますことは、地方自治の適正かつ能率的な運営を確保するために、必要欠くべからざる

ところと存ずる次第であります。しかしながら地方公共団体の会計制度は、都道府県、大都市その他の市町村等規模の異なる各種の団体に適用されるべきものでありますから、国の場合と異なり、きわめて複雑多岐にわたる上に、きわめて専門的、技術的知識経験を必要とする性格の問題でありますので、特に財務会計制度に関する専門の方々の御意見を十分に伺い、改正に遺憾なきを期したいと存じまして、今回新たに地方財務会計制度調査会を設け、おおむね二年間の予定をもちまして調査審議をお願いすることとした次第でございます。

以上が自治庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(三月十二日)

○内海安吉君 たいま議題となりました自治庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、地方公共団体の財務会計制度に関する重要事項を調査審議するため、自治庁に、付属機関として、臨時に地方財務会計制度調査会を設置しようとするものであります。

御承知のように、現在の地方公共団体の財務会計制度は、そのほとんどが市制、町村制、府県制当時のままでございまして、合理的、能率的な財務会計制度の運営という見地から見ますと、根本的

に改善、検討を要する点が少くありませんので、地方財務会計制度調査会を設け、二年の期間をもちまして重要事項の調査審議を行うことにより、地方自治の適正かつ能率的な運営に資そうとするものであります。

本案は、二月七日当委員会に付託され、二月十日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重に審議を行なったのであります。その内容につきましては会議録によって御承知をいただきたいと存じます。

三月十日、質疑を終了いたしましたところ、別に討論の通告もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

#### 三、参議院内閣委員長報告(三月三十一日)

(通商産業省設置法の一部を改正する法律(昭三四―法八四)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎外務省設置法の一部を改正する法律

(昭三四、三三、三一法八三)

#### 一、提案理由(一月三十日)

○藤山国務大臣 外務省設置法の一部を改正する法律案並びに在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

まず外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

アジア、中近東、中南米等の諸国の経済的、社会的発展に資するため、これらの諸国に対し、経済上の協力を行いますことは、わが国の経済外交の一環として、この数年來、とみに重要性を増しつつあるところであります。外務省におけるこの関係の事務は、従來、アジア局、アメリカカ局、欧亜局及び経済局で取り扱われてきたのであります。その量の急激な増加に應じまして組織を整備し、経済協力に関する事務を総合的かつ能率的に遂行し得るようにするため、この際、経済局に経済協力を設置し、同部において関係事務を一括処理することといたしたのであります。

なお、経済協力部を設置することは、外務省の権限を拡大するものではなく、また、同部は、他省庁の機能と何ら重複するものでもありません。すなわち、改正法律案には、所掌事務の規定を二項起

す形式をとっておりますが、これは、新たな事務を追加するものでもなく、従來の経済局の所掌事務を整理した上、そのうちから経済協力関係事務を引き出して、これを新たな部に移すための措置にすぎないのであります。

以上をもちまして、本法律案の提案理由を終わります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御採択あらんことをお願いいたします。

次に在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

まず在外公館の新設につきまして申し上げますと、外務省といたしましては、昭和三十四年度におきまして、ハンガリーに公使館を、ブラジルのポルト・アレグレに総領事館をアメリカ合衆国のヒューストンに領事館を新設したいと考えてあります。

第一にハンガリーに公使館を新設したい理由といたしましては、同国とは戦前相互に公使を交換しており、第二次大戦においては、わが国の同盟国でもあり、ソ連軍の占領後外交関係が途絶し今日に至っておりますが、同国は、対日感情が伝統的に良好であり、外交関係の再開を切望しておりますので、この際相互に公使館を開設して外交関係を復活することは有意義であると考えられるのであります。

第二にポルト・アレグレに総領事館を新設したい理由といたしましては、同地は、ブラジル第五の都市であつて、ブラジル南部のリオ・グランデ・ド・スール州の首府であるのみならず、わが国対伯

輸出の重要な仕向地の一つであるとともに、わが海外移住の好適地でありますので、市場調査、貿易及び企業進出のあつせん、移住促進等のため、ここに総領事館を開設し、右諸事務の処理に当たらせたいのであります。

第三にヒューストンに領事館を新設した理由であります。米国南部諸州は、最近特にその経済発展が目ざましいものがあり、輸出市場として重要性を増しつつありますが、この地方は日本繊維品等に対する輸入制限運動の激しいところであり、ヒューストン・オーストン領事館とともに広範な南部十一州を分担管轄する在ヒューストン領事館を新設し、同地域との貿易促進に資したいと思ひます。

次に公使館の昇格であります。過去数年來、各国が交換している外交機関は、だんだん公使館から大使館に切りかえられていくことが国際的な趨勢となつておりまして、イラク、レバノンにある各国の公使館も逐次大使館に切りかえられつつあります。わが方といたしまして、これにおかれることなく、この際大使館に切りかえ、外交上有利な地歩を確保したいと考えております。また、ポルトガルは、昨年十月すでに同国の在京公使館を大使館に切りかえた次第もありますので、この際、右三公使館を大使館に昇格せしめたのであります。

さらにニュー・オーリンズ領事館及びカサブランカ領事館における館務は、最近特に重要性を増して参りましたことに伴い、右二館を総領事館に昇格したいと思ひます。

外務省設置法の一部を改正する法律

このような在外公館の新設及び昇格を行うための法的措置といたしまして、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正を行い、また、それに従いまして、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律にも改正を加える必要がまいりますので、ここに、右二法律の一部改正をうたった本法律案を提出する次第であります。

以上をもちまして、本法律案の提案理由の説明を終わります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御採択あらんことをお願いいたします。

#### 二、衆議院外務委員長報告(三月二十五日)

○桜内義雄君 ただいま議題となりました五件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

まず、外務省設置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

アジア、中近東、中南米等の諸国の経済的、社会的発展を助けるため、これらの諸国に対し経済上の協力をを行うことは、わが国の経済外交の一環として、とみに重要性を増しつつあることは、御承知の通りであります。これまで外務省におけるこの関係の事務は、アジア局、アメリカカ局、欧亜局及び経済局で分れ分れに取り扱われて参つたのであります。その分量の急激な増加に應じまして組織を整備し、経済協力に関する事務を総合的かつ能率的に遂行し得る



ため、この際、経済的に経済協力部を設置したいというのであります。

次に、関税及び貿易に関する一般協定、すなわちガットの新第三表（ブラジルの譲許表）の作成のための交渉に関する議定書について申し上げます。

この議定書は、ブラジルの新関税法制定に伴い、これに見合う新しい同国のガット関税譲許表を作成する必要が生じ、そのための関税交渉会議が、わが国を含む二十五カ国参加のもとに昨年ジュネーブにおいて開催され、その結果、十二月三十一日にこの議定書が作成されました。

従来、ブラジルはガット第三十五条の規定をわが国に対して援用しておりましたので、わが国は同国とガット関係になく、従って、関税交渉を行なっておりませんでした。が、ブラジルは一昨年八月二十二日にこれが援用を撤回しましたので、同国と関税交渉を行うことができるようになり、その結果、ブラジルから十四税目の関税譲許を獲得するとともに、同国に対して二税目の譲許を与えております。これが実施に移されずならば、関税引き下げの面から貿易量の増大は著しいものがあると思われまふ。この議定書に掲げられたわが国の関税譲許は、わが国がこれを適用する旨の通告をガット書記局長に対して行うことにより効力を生ずることになっており、ブラジルも近く同様の手続をとることが予想される次第であります。

第三に、カンボディアとの経済及び技術協力協定について申し上げ

げます。

カンボディア王国政府は、昭和二十九年、わが国に対する賠償請求権の放棄を通告して参りました。政府は、この好意に報いるため、同年十二月、同国政府に対し、同国の経済開発の援助を目的とする技術援助を与え、かつ、経済その他の分野で協力実現のための措置をとる用意があることを通報いたしました。その後、昭和三十一年六月、同国政府は、農業、牧畜の開発についてわが国の援助を受けたい旨の希望を明らかにして参りましたので、カンボディア政府と交渉を重ね、このほど意見の一致を見るに至り、三月二日、プノンペンにおいてこの協定の署名調印を了した次第であります。

第四に、日本とユーゴスラヴィアとの間の通商航海条約につき申し上げます。

わが国とユーゴスラヴィアとの間には、現在、大正十二年に署名された日本国とセルブ・クロアト・スロヴェニア国間の通商航海条約が復活適用されていますが、この条約は戦後の実情に即しない点もありまして、将来新しい通商航海条約を結ぶ必要が認められていた次第であります。よって、昭和二十八年に新条約締結の交渉が始められましたが、本年に入り、ようやく妥結を見ましたので、二月二十八日にベルグラードでこの条約が両国の間に署名を見るに至りました。

この条約は、現行の両国間の通商航海条約を参照し、かつ、戦後わが国が締結した日米、日露通商航海条約、日印、日ソ、日波通商協定等と類似した内容のものであります。

この条約によりまして、わが国とユーゴスラヴィアとの間の通商航海関係は現状に即した新たな法的基礎の上に置かれることとなり、両国間の友好関係及び経済関係を一段と発展させるものと考えられる次第であります。

第五に、デンマークとの租税条約につき申し上げます。

わが国は、デンマーク王国との間に、所得に対する租税に関する二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結するために、昨年十月、デンマーク側代表団の来日を得て、東京において交渉を行い、十月十五日に仮調印を了し、これに基づいて、本年三月十日、コペンハーゲンにおいてこの条約が署名されました。

この条約の内容は、さきに結ばれましたスエーデン及びノルウェーとの間の租税条約とほとんど同様でありまして、これにより両国間の経済及び文化関係が一段と緊密となることが期待される次第であります。

これらの第一の法律案及び第二、第三、第四の三案件はそれぞれ一月二十八日及び三月九日に委員会付託となり、第五のデンマークとの租税条約は三月十六日予備審査のため委員会付託となり、三月二十五日参議院承認の後、さらに本委員会付託となりました。よって、会議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行い、法律案につきましては内閣委員会との連合審査会を開き慎重審議を遂げましたが、詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、討論を省略し採決の結果、三月十九日、いずれも全会一致をもって、法律案は原案の通り可決、また、第二、第三、第四の

外務省設置法の一部を改正する法律

三案件はいずれも承認、また、第五の租税条約は、三月二十五日、全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院内閣委員長報告（三月三十一日）

（通商産業省設置法の一部を改正する法律（昭三四一法八四）の委員長報告を一括して掲載）



### ◎通商産業省設置法の一部を改正する法律

(昭三四、三、三一法八四)

#### 一、提案理由(二月三日)

(科学技術庁設置法の一部を改正する法律(昭三四一法一〇二)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院内閣委員長報告(二月十七日)

○高橋禎一君 たいだいま議題となりました三法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。詳細につきましては会議録によって御承知願うこととし、簡潔に要点を申し上げます。

まず、通商産業省設置法の一部を改正する法律案は、鉱業法の改正に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省の付属機関として、二年間、鉱業法改正審議会を設置するものであります。

次に、水産庁設置法の一部を改正する法律案は、漁港関係行政事務の増大、複雑化にかんがみ、これらの事務を円滑に処理するため、水産庁に漁港部を新設するものであります。

次に、臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法案は、生鮮食料品の適正かつ円滑な流通をはかるため、農林大臣の諮問に応じ、生鮮食料品の卸売市場についての対策に関する重要事項を調査審議

することをその任務とし、委員三十人以内で組織する臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会を農林省の付属機関として設置するものであります。なお、調査会は、その調査審議した結果を、この法律施行の日から一年以内に答申することといたしております。

以上は三法案の要旨であります。

臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法案は、昨年十二月十日本委員会に予備付託され、同月十七日本付託となり、他の二法案は一月二十九日本委員会に付託され、二月三日、三法案について政府よりそれぞれ提案理由の説明を聴取いたしましたのであります。本委員会に付託されました諸法案のうち、各省設置法関係のものは、右三法案を含め十数件にも上っておりますので、これら設置法改正案等につきましては、小委員会を設け審査を行うなど、特に慎重を期して参ったのであります。

二月十三日質疑を終了し、本日、討論の通告もなく、直ちに一括して採決を行いましたところ、三法案はいずれも全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたします。

#### 三、参議院内閣委員長報告(三月三十一日)

○永岡光治君 たいだいま議題となりました通商産業省設置法の一部を改正する法律案外二件につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を順次御報告申し上げます。

まず、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の改正点は、現行鉱業法の諸規定が、明治三十八年に制定された旧鉱業法の規定をほとんど踏襲しており、現状においては、多々難点が見受けられるので、政府は今回、鉱業法の全面的な再検討を行うため、通商産業省の付属機関として、二年間の期限をもって鉱業法改正審議会を設置せんとするものであります。

内閣委員会は、前後三回、委員会を開き、その間、高橋通商産業大臣その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当りました。その審議において、本審議会の運営と委員の人选、行政審議会の本年一月二十二日付答申中に、整理の対象となる審議会として指摘されているものうち、通商産業省所管の審議会の存廃についての通商産業省の所見等の諸点につきまして、質疑応答が重ねられました。

本日の委員会におきまして質疑を終了し、別に討論もなく、よって直ちに本法律案の採決に入りましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決せられました。

次に、自治庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の内容を申し上げますと、現在の地方財務会計制度に関する重要事項を根本的に調査審議し、もって地方自治の適正かつ能率的な運営を確保しようという趣旨によりまして、今回新たに自治庁の付属機関として地方財務会計制度調査会を設置しようとするものであります。

内閣委員会は、前後二回、委員会を開き、その間、青木自治庁長

通商産業省設置法の一部を改正する法律

官その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当りましたが、その審議において、本調査会設置の理由と調査の範囲、本調査会の運営及び地方職員の汚職問題に関する対策等の諸点につき質疑応答が重ねられました。

本日の委員会におきまして、質疑を終了し、別に討論もなく、よって直ちに本法律案の採決に入りましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決せられました。

次に外務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まずこの法律案の内容を申し上げますと、アジア、中近東、中南米等の諸国に対する経済上の協力関係の事務は、従来、アジア局、アメリカ局、欧亜局及び経済局で取り扱われてきたのであります。が、その量の急激な増加に応じて組織を整備し、経済協力に関する事務を総合的かつ能率的に遂行し得るようになるため、今回、経済局に経済協力部を設置し、同部において関係事務を一括処理することとしたそうとするものであります。

内閣委員会は、前後二回、委員会を開き、その間、藤山外務大臣その他関係政府委員の出席を求めまして本法律案の審議に当りましたが、その審議において、経済協力部新設の理由とその組織、中共貿易再開及び東南アジアの経済開発に関する外務当局の対策、閣議決定により設けられている賠償実施懇談会の存廃に対する外務当局の所見等の諸点につき、質疑応答が重ねられました。

本日の委員会におきまして、質疑を終了し、別に討論もなく、



よって直ちに本法律案の採決に入りましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決せられました。  
以上御報告申し上げます。

### ◎社会福祉事業法の一部を改正する法律

(昭三四、三、三一法八五)

#### 一、提案理由(二月十日)

○国務大臣(坂田道太君) ただいま議題となりました社会福祉事業法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、精神薄弱者援護施設を営む事業を第一種社会福祉事業に加えることをその内容とするものであります。

精神薄弱者福祉施策は、従来児童福祉法により十八才未満の精神薄弱者児童を対象とする収容施設及び通園施設を設置し、その保護と更生援護を行なってきたのであります。昭和三十四年度予算案において、新たに十八才以上の精神薄弱者を対象とする公立施設に對して国庫補助の道が開かれることとなり、これを機会に成人の精神薄弱者に対する福祉施策を強力に推進していく所存であります。そのためには、すでに第一種社会福祉事業とされている精神薄弱児施設を営む事業、精神薄弱児通園施設を営む事業と並びまして、十八才以上の精神薄弱者を収容しその保護と更生援護を行う精神薄弱者援護施設を営む事業を第一種社会福祉事業に加え、これを法の規制のもとに置いて、健全な運営と発展をはかるための指導、監督及び助成を行う必要があると考える次第であります。

社会福祉事業法の一部を改正する法律

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

#### 二、参議院社会労働委員長報告(三月四日)

○久保等君 ただいま議題となりました社会福祉事業法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案は、精神薄弱者援護施設を営む事業を第一種社会福祉事業に加えることを、その内容とするものであります。精神薄弱者に対する福祉施策といたしましては、従来、児童福祉法により、十八才未満の精神薄弱児童を対象とする収容施設及び通園施設を設置して、その保護と更生指導を行なっており、これらの施設を営む事業は第一種社会福祉事業とされているのであります。昭和三十四年度予算案において、新たに十八才以上の精神薄弱者を対象とする公立施設に對して国庫補助の道が開かれることとなります。この際、十八才以上の精神薄弱者を収容してその保護と更生指導を行う精神薄弱者援護施設を営む事業を第一種社会福祉事業に加え、これを法の規制のもとに置いて、指導、監督及び助成を行い、その健全な運営と発展をはからんとするものであります。

委員会におきましては、まず法律案の提案理由を厚生大臣より聴取し、委員と政府委員との間に熱心な質疑応答がなされたのであります。そのおもなる内容を御紹介いたします。多数の精神薄弱者に対する援護対策として、この程度の施設設置では不十分で



はないか」との質問に対し、政府委員から、「全国でわずか二ないし三カ所程度の施設設置では、精神者の援護対策としては不十分であることは認めざるを得ないが、来年度も増設をはかり、近い将来に、少くとも一都道府県に一カ所ずつこの種の施設を設置したい考えである」との答弁がありました。また「民間の精神薄弱者施設に対する助成方針をどのようにするか」との質問に対しては、政府委員より、「民間でこの種の社会福祉事業に経験を持った熱心な人がやることは非常に大きなことでありますので、昭和三十五年度において考慮したい」との答弁がありました。その他、民間篤志家の処遇改善、施設における精神弱者に対する職業訓練等についても論議が行われたのでありますが、詳細は会議録によって御了承を願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告いたします。

### 三、衆議院社会労働委員長報告(三月三十一日)

○八田貞義君 たいま議題となりました社会福祉事業法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

従来、十八才未満の精神薄弱児童については、児童福祉法により収容施設及び通園施設を設置して、その保護と更生を行なってきた。次に、本法案のおもなる内容について申し上げます。

その第一は、清掃法における特別清掃地域内において都道府県知事が指定する区域において牛、馬、豚、綿羊、ヤギ、犬、鶏もしくはアヒルを一定数以上飼養し、または収容しようとする者について、従来の届出制を改めて、その施設所在地の都道府県知事の許可を受けなければならないこととしたことといたしたことであります。なお、その指定する区域の基準は現行法通りでございます。

第二は、これら飼養収容施設の構造設備が政令で定める公衆衛生上の基準に適合していると認めるときは知事は許可を与えなければならぬことといたしたほか、関係規定の整備をはかっておるのであります。

以上が本法律案の趣旨の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

のでありますが、今回、新たに十八才以上の精神薄弱者を対象とする公立施設に対しても国庫補助を行うこととなった機会において、すでに第一種社会福祉事業として経営されている精神薄弱児施設を経営する事業、精神薄弱児通園施設事業と並行して、十八才以上の精神薄弱者を収容し、その保護と更生援護を行う精神薄弱者援護施設を経営する事業をも第一種社会福祉事業に加え、これを法の規制のもとに置いて、成人の精神薄弱者に対する福祉施策を強力に推進しようとするものであります。

本法案は、三月四日本委員会に付託せられ、同二十五日厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、審議に入りましたが、本日の委員会において質疑を終了し、直ちに採決を行いましたところ、本会は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

次に、へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨弁明を申し上げます。

家畜、家禽の飼育増加に伴いまして、都会地並びに人家密集地域等において畜舎の設置が増加して参りましたので、第二十四回国会において本法の一部改正が行われ、畜舎の構造設備の基準を設けるとともに、届出制とし、なお、牛、豚、鶏等を一定数以上飼育する場合は都道府県知事に届け出なければならないこととしたのであります。しかしながら、その後における本法の実施状況を見ますに、畜舎等について、単なる届出制ではその実態把握が困難であるばかりでなく、すでにでき上っている畜舎の構造、設備を改めさせる場



## ◎消防法の一部を改正する法律

(昭三四、四、一法八六)

### 一、提案理由(二月十七日)

○国務大臣(青木正君) 今回提案いたしました消防法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。

消防法の一部を改正することにつきましては、さきに消防審議会の答申もあり、また、従来より消防行政の運営に関し問題となっておりました事項につきまして種々検討して参りました結果、政府といたしましては、なかならず、その取扱いに伴う火災発生危険が大きい、消火の活動にも著しく困難を伴い、かつ、その火災によつて生ずる被害も大きい危険物につきまして、その規制の改善と徹底をはかるべく今回成案を得ましたので、ここに提案いたしました次第であります。

以下、この法律案のおもなる内容につきまして御説明を申し上げます。

第一に、この法律案では、危険物に関する規制を合理的に、かつ、全国的に一そう徹底して行い、火災の防止に資する必要があるため、危険物の規制に関する実施規定を市町村の条例にゆだねておりました点について、これを改めて、法律またはこれに基づく命

令において規定することとし、その実施による効果を期することといたしました。

第二に、危険物に関する規制を徹底して行うため、これらの行政に従事する消防吏員を有しない市町村すなわち消防本部及び消防署を置かない市町村の区域にかかるものについては、都道府県知事をして危険物に関する行政を行わせることといたしました。

第三に、危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵、取扱、運搬等の方法につきまして、政令で画一的な技術上の基準を定め、この基準に従つてこれらの施設を維持管理し、危険物を取り扱はしめることとして、危険物について統一的な技術処理を行わせることによつて火災の防止を期することといたしました。

第四に、危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所についての設置及び変更の許可、使用前の完成検査等につきまして規定を明確にして、許可に関する事務の整備をはかることといたしました。

第五に、危険物取扱主任者及び映写技術者は、都道府県知事の行う試験に合格して免状の交付を受けた者でなければならぬこととするともに、都道府県に試験の事務を行わせる試験委員を置いて試験の適切な実施と円滑な運営を期するほか、受験資格、免状の交付等の取扱いその他危険物取扱主任者及び映写技術者の職務等に関する規定を整備することにより、試験の実施、免状の効力の全国通用化及び危険物取扱主任者等の地位等について合理化をはかることといたしました。

第六に、危険物に属するもののうち、動植物油類及び塗料類については、別表を改正することによりこれらの性状に即した規制が行われるよう合理化をはかることといたしました。

第七に、危険物取扱いに関する許可、試験等の手数料、危険物の取扱い等に伴う火災の防止のための立入検査及び危険物の規制に関する実施規定が市町村条例から法律及びこれに基づく命令にかわるのと等に伴う経過措置等を規定するとともに、その他規定の整備をはかることといたしました。

以上がこの法律案を提出いたしました理由とその内容の概略であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さらんことをお願いいたします。

### 二、参議院地方行政委員長報告(三月四日)

○館哲二君 たいま議題となりました消防法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、危険物の規制の改善と徹底をはかることを中心として、消防法の一部を改正するものでありまして、その内容は、第一に、従来危険物の規制に関する実施規定を市町村の条例にゆだねておりました点を改めて、法律またはこれに基づく命令で規定するものとするものであります。

第二は、消防吏員を有しない市町村、すなわち消防本部及び消防

署を置かない市町村の区域にかかるものについては、都道府県の知事をして危険物に関する行政を行はしめることといたします。

第三は、危険物の製造所、貯蔵所等の位置、構造、設備並びに危険物の貯蔵、取扱、運搬などの方法につきまして、政令で画一的な基準を定め、この基準に従つて危険物を取り扱はしめるものであります。

第四は、危険物取扱主任者及び映写技術者は、都道府県知事の行う試験に合格して免状の交付を受けた者でなければならぬこととすることとあります。

第五は、危険物に属するもののうち、動植物油類及び塗料類について、別表を改正して、これらの性状に即した規制が行われるよう合理化をはかる等のことを要点とするものであります。

地方行政委員会におきましては、二月十七日、青木国務大臣から提案理由の説明を聞いた後、当局との間に質疑応答を重ねて慎重審査を行いました。その詳細につきましては会議録によつて御承知を願いたいと存じます。ただ、この際、右の質疑応答の中で、特に各委員より、今回の改正が消防法上の危険物だけに限られ、これと並んで火災防止上ゆるがせにすることのできない電気に関する施設等の保安の問題には何ら触れておらず、いわばこの点が野放し状態に置かれているのは遺憾である、これについて政府は早急に研究を進めて、適当の対策を考へるべきではないか、との発言が強くなされましたことを申し添えておきます。

二月二十六日討論に入りましたところ、大沢委員は自由民主党を



消防法の一部を改正する法律

代表して、本法案に賛成の旨を述べられ、附帯決議案を提出されました。すなわち、その内容は、

政府は、電気による火災の増加と、この災害の発生が、国民生活に与える影響の重大性に鑑み、電気工事をする者の資格試験の実施、不良電気器具の排除等、電気火災防止のための措置に遺憾なきを期すべきである。

右決議する。

というものであります。

かくて採決の結果、本法案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで大沢君提出の附帯決議案は、これまた全会一致をもってこれを委員会の決議とすることに決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。

三、衆議院地方行政委員長報告(三月二十五日)

(消防組織法の一部を改正する法律(昭三四一九八)の委員長報告と一括して掲載)

◎警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律

(昭和三四、四、一法八七(衆))

一、提案理由(二月二十七日)

○鈴木善幸君 ただいま議題となりました警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案は、自由民主党及び日本社会党両党間の合意に基づき成案を得、国会法第五十条の二の規定により、地方行政委員会の提出にかかる法律案として提案いたしましたものであります。

以下、その提案の理由並びにその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

御承知のごとく、警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律は、職務執行中の警察官が援助を求めた場合、その他これに協力援助することが相当と認める場合に、警察官に協力援助して災害を受けた者に対して給付を行うことを規定しておりますが、警察官が現場にいない場合に、職務によらないで現行犯人の逮捕、犯行の阻止、被害の回復その他被害者の救助に当たった者が災害を受けた場合については、これを救済する法的制度が確立していません。せっかくみずから進んでこのような勇敢な行動に出て災害を受けた者について、これに報いることが十分でない実情にあります。よって、そのような行為をして災害を受けた者については、本人及びその遺

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律

族に対して必要と認められる給付を行い、これら義務的行動に対する公的な救済手段を確立する必要があると考えられます。これがこの法律案を提出いたします理由であります。

次に、本案の内容について申し上げます。

その第一は、法律の題名を改めて、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律とすることにあります。災害給付の対象として、新たに、警察官がその場にいない場合に現行犯人の逮捕等に当たった者を加えますので、題名をこのように改めたのであります。

その第二は、新たに給付を受ける者について定め、一、殺人、傷害、強盗等、人の生命、身体もしくは財産に危害が及ぶ犯罪の現行犯人がおり、二、警察官その他法令に基づき当該犯罪の捜査に当たるべき者がその場にいない場合に、三、職務によらないで、みずから当該現行犯人の逮捕または当該犯罪による被害者の救助に当たった者がそのため災害を受けたときは、地方公共団体が給付の責めに任ずることとしたことあります。ただし、これらの者のうち、諸般の観点からこの法律による給付を行うことは適当でないと認められる者はこれを除外することとし、そのような場所及び人については細則は政令で定めることといたしました。

その第三は、給付を行うものについて規定し、給付の原因である災害が、みずから現行犯人の逮捕または被害者の救助に当たったことに起因するものについては、当該逮捕または救助に当たった場所を管轄する都道府県警察が置かれている地方公共団体がその給付を行う



警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律

二九〇

ことといたしました。  
右のほか、災害給付の種類、範囲、金額、支給方法等については、すべて現行法の規定によることとしており、附則においては、この法律の施行の日を公布の日からとし、題名の改正に伴う関係法律の規定の整備を行っております。

なお、本案の施行に要する経費は、国の経費として年間約三十万円の見込みでありまして、これは都道府県警察に対する補助金として交付されるものでありますが、政府は、この点について了承するとともに、本案の成立に賛成の意を表しております。

以上が本案提案の理由及びその内容の概要であります。すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、一昨昭和三十三年の第二十六回国会において制定された国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部に改正を加えまして、いわゆる基地交付金の現行法では、国が所有する固定資産でアメリカ合衆国の軍隊が使用するもの、並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場の用に供する土地については、その固定資産の所在する市町村に対して交付金が交付されることになってい

その理由とするところは、自衛隊が使用する弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産は、その施設の性格上、広大な面積を占めており、地元市町村においては、消防施設の拡充、道路、橋梁の整備等、財政支出の増高を余儀なくされているので、これらの固定資産を交付金の対象に加えることは、この助成交付金の制度を創設した趣旨に照らし当然必要なことと考えられるからであります。  
本案は、一月二十八日本委員会に付託、翌二十九日黒金自治政務次官より提案理由の説明を聴取し、自來、慎重審議の上、昨二十六日質疑を終了しました。  
その際、委員門司亮君より、本案に対し、自由民主党及び日本社会党の両党共同提案にかかる次のごとき附帯決議を付したいとの動議が提出されました。

附帯決議

本法の施行に当り、政府は、本制度創設の趣旨と経緯にかんがみ、特に左記事項に留意して、財政上特殊の事情に在る関係市町村助成のため、遺憾なきを期すべきである。  
一、本交付金対象資産の評価の適正化を図り、もって交付金配分の公平均衡を期すること。  
一、政令で定める弾薬庫及び燃料庫の範囲は、これら施設の用に供する土地の外、アメリカ合衆国軍隊が使用した場合との権衡等を考慮して建物及び工作物をも対象に加える等対象資産範囲の拡大を図り、実情に即するよう措置すること。  
一、本法制定の際、本委員会が行った附帯決議にそい、特に交

付金総額予算の増額に努めること。  
右決議する。

討論を省略して採決に付し、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決し、また、附帯決議も全会一致これを付すべしと決しました。

右、御報告申し上げます。

二、参議院地方行政委員長報告(三月十三日)

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律(昭三四一法二一)の委員長報告と一括して掲載)  
(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律

二九一



◎海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律 (昭三四、四、一法八八)(衆)

一、提案理由(三月六日)

○関谷勝利君 たいま議題となりました海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表して提案の理由を御説明申し上げます。

現行法によりますと、犯人の逮捕の職務を執行中の海上保安官が、その職務執行上の必要により援助を求めた場合等、海上保安官がその場にいた場合に、これに協力援助した者の災害給付については規定がありますが、海上保安官がいない場所、職務によらないで自発的に犯人の逮捕または被害者の救助に当たったため災害を受けた者には、国より給付を受ける方法がありません。

しかしながら最近の海上における凶悪犯罪の増加の傾向にかんがみ、右のような事態の発生が予想されますが、このような場合、国といたしまして、これに対して療養その他必要な給付を行うことは当然のことと存するのであります。

この法律案はかような場合における国の災害給付を行うために現行法第三条を改正するとともに、これに伴って所要の字句の改正を行おうとするものであります。

以上申し上げましたところがこの法律案の提案理由の概要であります。

ますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院運輸委員長報告(三月十日)

○塚原俊郎君 たいま議題となりました、関谷勝利君外八名提出の、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案につき、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行法によりますと、犯人の逮捕の職務を執行中の海上保安官が、その職務執行上の必要により援助を求めた場合等、海上保安官がその場にいた場合に、これに協力援助した者に対する災害給付については規定されておりますが、海上保安官がいない場所において、職務によらないで自発的に犯人の逮捕または被害者の救助に当たったために災害をこうむった者には、国より給付を受ける方法がないのであります。しかしながら、最近の海上における凶悪犯罪の増加の傾向にかんがみまして、右のような事態の発生が予想されますので、このような場合にも国が療養その他必要な給付を行うことができるように、現行法を改正しようとするものであります。

本法案は、三月五日本委員会に付託され、同月六日提出者の代表関谷勝利君より提案理由の説明を聴取し、質疑を行いました。その内容は会議録により御承知願います。

なお、国会法第五十七条の三の規定により内閣の意見を徴しましたところ、中馬運輸政務次官より、政府は本法案に対して異存のな

い旨の意見が述べられました。

かくて、討論を省略し、直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもって原案通り可決いたしました。

右、御報告申し上げます。

三、参議院運輸委員長報告(三月十八日)

○相沢重明君 たいま議題となりました海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案及び旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げますと、現行法は、海上保安官に協力援助した者等の災害について、国が療養等の給付を行うことを定めたものであります。犯人の逮捕に關しましては、海上保安官が現場に在ることを前提といたしまして、現に援助を求めたか、または求めなくても、これに協力援助することが相当と認められる場合に限り、それによって災害を受けた者に対して、国が療養その他の給付を行うものとしておりますが、この改正法案は、国が給付を行う場合を拡張し、海上保安官が現場に在らなくても、海上における殺人、傷害、強盗、窃盗等、人の生命、身体または財産に危害が及ぶ犯罪の現行犯人の逮捕または被害者の救助に当り、それによって災害を受けた場合も、国が療養その他の給付を行うことができるようにしようとするものであります。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律

本委員会におきましては、格別の質疑もなく、また討論に入りませんでしたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、この法案の要旨を申し上げます。現行法では、旅行あつ、旋業者が営業の登録を受けます際に、営業保証金として現金または国債証券を供託することになっておりますが、この法案では、その点を改正して、これらのほか有価証券をもって充てることができるようにしようとするものであります。発議者の説明によりますと、かく改正することにより、供託が容易となるばかりでなく、利息の面においても少からぬ差を生じ、中小企業の多い旅行あつ、旋業にとり、企業合理化促進の一助となるのみならず、一般旅客に対する接遇の向上も期待し得られるとのことであります。

本委員会におきましては、質疑なく、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。



◎開拓融資保証法の一部を改正する法律

(昭三四、四、一法八九)

一、提案理由(二月四日)

(農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三四―法九二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(二月二十六日)

○吉川久衛君 たいま議題となりました、内閣提出、開拓融資保証法の一部を改正する法律案外一件について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、開拓融資保証法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、昭和三十三年度までに中央開拓融資保証協会に対して、開拓者の必要とする肥料、家畜、飼料等の購入のための短期資金の融通を円滑ならしめるため、三億一千万円を出資いたしておりますが、開拓者の資金需要の増大に対応して、昭和三十四年度においても、一般会計からさらに八千万円を追加出資するため、本案の提出を見たのであります。

本法案は、一月二十六日付託され、二月四日提案理由の説明を聴取し、二月十八日、二十四日及び二十五日の三日間にわたり質疑を

行い、同二十五日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決をいたしましたところ、全会一致をもって政府原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対しまして、久保田委員から、自由民主党並びに日本社会党を代表して附帯決議を付するの動議が提出されましたところ、全会一致をもってこれを付することに決した次第であります。

政府は、引き続き経営の不振と生活の不安定に悩む開拓者の現状を率直に認め、開拓政策の今日までのあり方について徹底的な再検討を加えるとともに、開拓融資一般にわたり思い切った改善を施し、これを簡易かつ強力な制度に再編成すべきであるが、当面、開拓者が返還に苦しんでいる政府資金については、その将来における合理的な償還を確保するため、できるだけ近い機会に、現在数口乃至十数口に及ぶ各種融資金の整理統合を行い、これが償還期限の延期等条件の緩和につき、所要の措置を講じ、もって開拓管農振興計画の達成に遺憾なきを期すべきである。

次に、森林開発公団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

森林開発公団は、昭和三十一年設立せられ、自來四年間の予定をもって熊野川水系及び剣山周辺の奥地未開発林の開発を行なつて参つたのでありますが、本事業も明三十四年度をもって完成することに相なつたわけであり、しかしながら、全国にはまだ公団方式により開発することが適当な地域が多く残されており、その多く

は国有林と民有林が相接して存在しているのであります。しこうして、この両者を同時に開発することが経済上有利でありますので、国有林の民有林行政に対する協力の意義をも加味いたしまして、今回、国有林野事業が実施困難な一定規模以上の地域につき、国が公団に対し林道開発事業を委託して実施することと相なり、公団の設立目的、その所掌業務の一部に改訂を加えますために、本案が提出せられたものであります。

本法案は、一月三十一日付託され、二月四日提案理由の説明を聴取し、二月十八日、二十四日及び二十五日の三日間にわたり質疑を行い、同二十五日質疑を終了し、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもって政府原案通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告(三月四日)

(農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三四―法九二)の委員長報告と一括して掲載)



◎土地区画整理法の一部を改正する法律

(昭三四、四、一法九〇)

一、提案理由(二月十七日)

(建築基準法の一部を改正する法律(昭三四―法一五六)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院建設委員長報告(三月十三日)

(建築基準法の一部を改正する法律(昭三四―法一五六)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院建設委員長報告(三月二十六日)

(建築基準法の一部を改正する法律(昭三四―法一五六)の委員長報告と一括して掲載)

◎北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法

(昭三四、四、一法九一)

一、提案理由(二月四日)

(農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三四―法九二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(三月六日)

○松浦周太郎君 たいま議題となりました、内閣提出、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案外三案について、農林水産委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案について申し上げます。

北海道の農業、特に畑作農業は、一般に劣悪なる自然条件を持っており、営農上各種の制約を受けるとともに、地方の低下傾向が著しく、しばしば冷害をこうむり、農家経済はきわめて不安定な状態に置かれておるのであります、その根本的な解決策の要望せられておりますことは、周知の通りであります。これにこたえ、政府は、昭和三十三年度から北海道畑作改善対策要綱を策定い

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法

たしまして、北海道の寒冷地畑作地域の農業者で、営農改善計画を立て、その営農改善をはかろうとする者に対しては、農林漁業金融公庫からこれに必要な長期低利資金を総合的に融通するとともに、これら農業者に対する営農技術指導を強化し、これら地域の自然的、経済的条件に適合するよう農業経済の確立をはかる措置を講じて参ったのであります、今回、この措置を法制化したしまして、一そうその推進をはかろうとするのが、本案提出の理由であります。

以下、本案のおもなる内容について申し上げます。

まず、農林大臣は、北海道知事からの申請に基づき、北海道の区域内の寒冷がはなはだしい畑作地域を、気象条件その他自然的、経済的条件の類似する地域ごとに、寒冷地畑作振興地域としてこれを指定することといたしました。しかして、農林漁業金融公庫は、この寒冷地畑作振興地域内の農業者で、営農改善計画を樹立し、北海道知事の認定を受けた者に対しては、営農改善計画達成のために必要な資金を営農改善資金として総合的に貸し付けることとし、その貸付条件等を規定しているものであります。また、営農改善資金の貸付については、指導がこれに伴う必要があるので、北海道知事の指導について必要な規定を設けているのであります。

以上、本案の骨子のみについて申し上げますが、本制度の対象となるべき農家戸数は、全道の農家約二十三万戸のうち二万八千戸程度と予定せられております。これを昭和三十四年度を初年度といたしまして、五カ年計画で実施することとなっております。



す。

本案は、去る一月二十九日提出せられ、二月四日政府からの提案理由の説明を聴取いたしましたのでありますが、昨年十二月十日、社会党芳賀貢君外十七名から寒冷地畑作農業振興臨時措置法案が提出せられており、営農改善資金の貸付条件等、若干の点で政府案と内容を異にいたしておりますので、これらの問題点の調整については、自民、社会両党の関係委員間において、寒冷地低位生産地帯の営農上負担にたえられる金利その他の各種のデータを照らし合せまして、数次にわたる折衝を行なつて参つたのであります。従つて、折衝の過程における主要な論点は、営農改善資金の貸付条件、特に金利の利率、現行各種家畜導入制度と本制度の調和方法、指導態勢の強化方策及び農家の固定化負債対策等に集中せられたのであります。

かくて、三月四日質疑を省略し、直ちに採決いたしました。が、本案に対して、自由民主党、社会党の両党共同提案により、営農改善資金の貸付条件を緩和すること及び家畜の導入に関する国の措置を明確にすることの二点について修正を行うこととし、自由民主党本名武君より修正案が提出せられ、本修正案は全会一致をもって可決せられ、次いで、修正部分を除く原案を採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決せられました。よつて、本案はこれを修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、これに対して、国会法第五十七條の三の規定に基き、内閣の意見を求めましたところ、石坂農林政務次官は、「本修正案の趣旨には直ちに賛成しがたいが、その内容をよく検討して措置いたし

資金の同地域貸付分としてとくに資金源の確保に努め、従来の配分額と合せて増額割当すること。

四、自作農維持創設資金の貸出限度は最高二十万円となつてゐるが、実情に副わない場合があるので業務方法を改訂し、最高額を実情に即するよう引上げること。

以上であります。

なお、この際特に申し添えておきますが、社会党芳賀貢君外十七名提出の寒冷地畑作農業振興臨時措置法案は、提出者の申し入れにより、これを撤回することを許可することと決しました。

次に、海岸砂地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案、農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律案及び畑地農業改良促進法の一部を改正する法律案を、便宜、一括御報告申し上げます。

まず、海岸砂地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案の趣旨について申し上げます。

海岸砂地帯は、わが国の海岸線の随所に存在し、その地帯における農業生産の水準はきわめて低位にあり、従つて、農家の経営状態もまた一段と不振をきわめていゝのであります。従いまして、この地帯の農業振興をはかるため、昭和二十八年この法律の制定を見るに至つたのであります。その結果は、北海道を初め三十一都道府県の全部または一部が海岸砂地帯に指定せられ、その振興計画に基く事業として、潮風または飛砂による災害防止事業及び農業生産の基礎条件の整備を行う事業が実施せられて参つたのであります。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法

たい」旨の意見が述べられたのであります。

また、日本社会党芳賀貢君の提案により、本案に対して委員会の総意をもって次のごとき附帯決議を付することと決した次第であります。すなわち、

附帯決議

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案に対する

政府は、本法の施行に当り、北海道畑作農業の特異性と、累年災害のため困窮を極めてゐる農家経済の実情にかんがみ、左記各項の如く実施すべきである。

記

一、営農改善資金のうち、土地改良関係資金の貸付については、非補助小団地等土地改良事業助成基金の運用による公庫の非補助土地改良事業融資に関する利子軽減の措置を活用するよう措置すること。

二、営農改善計画の作成又はその達成につき、北海道知事が行う指導について、その万全を期するため、農業改良普及員の営農指導能力の涵養及び寒冷地畑作振興地域に対する増員を図る等指導態勢の整備拡充につき積極的考慮を払ふこと。

三、天災により生じた農家の固定化負債についてすみやかに全国的な実情調査を行い、その整備のための特別措置を講ずることとし、連年災害をうけ困窮する農家数が特に多い北海道については、その特殊性を考慮し、明年度以降固定化債務の整理を促進するため、自作農維持創設資金枠の大幅の拡大をはかり、同

す。しかして、これら事業の実施は、二十八年以降三十三年度までに総事業費約二十六億円、国費約十三億円が投ぜられたのであります。遺憾ながら、事業の当初計画に比し、三十三年度までの実績は一六%という低い進捗率でありまして、残事業量がきわめて多い状態にあるのであります。しかるに、この法律は昭和三十五年三月三十一日限り失効することとなつておるのであります。よつて、この際、この法律の有効期限の他の特定農業地域に関する法律の存続期限に合せ、とりあえず二カ年間延長して、海岸砂地帯の農業振興の促進をはかるとともに、その間、改善すべき点を検討して、この法律の所期の目的を達成しようとするものであります。

次に、農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律案の趣旨について申し上げます。

この法律は、わが国の農山漁村の、未点灯の、または電気の供給が不足しておることにより文化の恩恵に浴せず、かつ、農山漁家の生産増強にも支障を来たしてゐる農山漁家がまだ少なくない状態に対応して、電気の導入をはかる目的をもって昭和二十七年に制定せられたものであります。自來、開拓者及び離島につきましては国庫の補助をもつて、また、一般農山漁村に対しては農林漁業金融公庫の融資をもつて、それぞれ電気導入がなされて参つたのであります。しかしながら、経済的におくれ、かつ、農山漁家の所得水準が低い等の理由で、電気の導入の条件を欠く僻地の一般農山漁家については、融資のみでは未点灯等の解消をはかることが困難であるのが実情であります。従いまして、今回、このような僻地につき



ましても、開拓地及び離島と同様、電気導入に対して国庫補助の道を開くこととし、本案が提出せられたものであります。

次に、畑地農業改良促進法の一部を改正する法律案の趣旨について申し上げます。

わが国の耕地面積六百万ヘクタールのうち、畑地面積は二百七十万ヘクタールに及び、広く全国に分布しておるのでありますが、従来、水田農業につきましてもは各種の対策がとられておるにもかかわらず、畑地農業につきましてもは有効な施策を欠き、その生産の水準はきわめて低位にあるというのが実情であります。このような畑地農業に対しまして積極的に農業改良の促進をはかるため、昭和二十八年、この法律が制定せられたのであります。

その後、今日まで、この法律に基く農業技術改良計画によって、県営畑地灌漑、団体営畑地灌漑、区画整理、客土等の耕地整備、小団地開発整備、あるいは新農山漁村建設等の事業が実施せられて、昭和三十三年度までに総事業費約二十八億円、国費約十二億円の事業が施行せられておるのであります。しかして、これらの事業の実施によって、この地域の農業経営に見るべき改善の跡を示しておりますが、計画に対する実績は昭和三十三年度をもって二四％にすぎず、残事業量がきわめて多い現状にあるのであります。

しかるに、この法律は、本年三月三十一日限りをもって効力を失うことに相なっております。この際、その有効期間を、他の特定農業地域法の有効期間等に合せて、とりあえず三年間延長し、その間、残された事業の実施を促進するとともに、改善すべき

点に検討を加え、もって所期の目的を達成しようとして提案せられたものであります。

以上三案は、二月二十八日本委員会に付託せられ、三月三日政府から提案理由の説明を聴取し、引き続き一括審査に入り、同日及び三月四日質疑を行い、同日質疑を終了し、討論を省略して、それぞれ採決に入りましたところ、いずれも全会一致をもって政府原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、海岸砂地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案及び畑地農業改良促進法の一部を改正する法律案に對しまして、日本社会党足鹿寛君の提案により附帯決議を付することの動議が提出せられ、これまた全会一致をもってこれを付すべきものと決した次第であります。すなわち、そのおもなる内容は次の通りであります。

- 一、土地条件を整備して畑地かんがい等の土地改良事業を大幅に実施するとともに、水資源の開発及び利用の対策を充実し、これがため必要な財政上の措置を講ずること。
- 二、昭和三十三年度までの畑地改良地域の農業改良計画及び海岸砂地帯の農業振興計画に基く実績は、それぞれ僅かに二四％及び一六％であるに過ぎない状態にかんがみ、可及的に進捗率の引上げを図るよう各般の措置を講ずるとともに、特に現行補助体系を改善し、利子補給を伴う融資制度を拡充すること。
- 三、速やかに、各種の畑地農業対策を総合した基本制度を確立するための特別の措置を講ずること。

以上の通りであります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院農林水産委員長報告(三月十三日)

○秋山俊一郎君 たいま議題になりました北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案について、農林水産委員会における審議の経過及び結果を報告いたします。

北海道の農業、特に畑作の現状は、一般に劣悪な自然条件のもとにあつて、いまだ安定の域に達しておらないため、政府においては、このような実情と現地の要請をも考慮して、昭和三十三年度から北海道寒冷地農業について基本的な調査を行い、昭和三十三年度から北海道畑作営農改善対策要綱を定め、これらの地域の農業経営の安定措置を講じてきたのであります。この措置を法律制度として確立しようとするのが、この法律案が提出されるに至りました経緯とその趣旨であります。

しかして、この法律案の骨子は概略次のようであります。すなわち、

第一は、寒冷地畑作振興地域の指定でありまして、農林大臣は、北海道の区域内の寒冷がはなはだしい畑作地域で、所定の基準に適合するものを、北海道知事からの申請に基き、気象その他の自然的経済的条件の類似するものごとに、寒冷地畑作振興地域として指定するのであります。

第二は、営農改善資金の貸付でありまして、農林漁業金融公庫

は、寒冷地畑作振興地域の区域内の農業者で知事の認定を受けた者に対し、営農改善計画に記載された改善措置を実施するために必要な資金を貸し付けることとし、しかして、その貸付条件は、政府原案では、利率は年七分以内、償還期間は据置期間を含めて二十年以内、据置期間五年以内で、それぞれ公庫が定めることになっておりましたが、衆議院において、利率は年五分五厘以内において公庫が定め、据置期間は五年とすることに修正されました。

第三は、貸付適格者の認定でありまして、営農改善資金の貸付を受けようとする者は、所定の手続によって営農改善計画を作成して、知事の認定を受けなければならないこととし、この認定の申請は昭和三十三年三月三十一日までに行なうことになっており、その他、営農改善計画の作成またはその達成につき、知事の指導等について所要の規定が設けられ、さらに、衆議院の修正によって、営農改善計画の達成をはかるため、家畜の導入について国の助成措置に関する規定が加えられたのであります。

委員会におきましては、まず、農林当局から諸般の説明を聞き、質疑に入り、振興地域指定の基準、資金貸付不適格者の救済措置、農家の負債整理と自作農維持創設資金ワクの拡大並びにこれが効率的運用、営農指導の方法、本法のような措置を他の地方の類似地域に對しても適用すること等について当局の所見がただされ、善処が求められたのでありまして、これが詳細は会議録に譲ることを御了承願ひたいのであります。

かくして質疑を終り、討論に入り、東委員から、日本社会党を代



表して、法律案に賛成し、さらに、農家負債の整理と農業改良普及員の活動促進について政府の善処を要望され、また、千田委員から、法律案に賛成し、なお、北海道以外の地方の寒冷地畑作営農改善に対しても同様な措置が講ぜられるよう要望され、他に発言もなく、続いて採決の結果、この法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右報告いたします。

### ◎農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

(昭三四、四、一法九二)

#### 一、提案理由(二月四日)

○石坂政府委員 たいま上程になりました農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

農林漁業金融公庫は、その設立以来六年、その前身である農林漁業資金融通特別会計時代をも通算いたしますとすでに八年間にわたり農林漁業の生産力を維持増進するために必要な長期かつ低利の資金を融通して参りましたことは、各位よくの御承知のところであり、ます。この間公庫の貸し付けて参りました資金の総額は昭和三十三年度末において約二千二百億円、その融資残高は約千五百億円に達する見込みであります。昭和三十四年度におきましては、前年度に引き続き重要農林漁業施策に即応して農林漁業の生産基盤の強化と経営の安定に必要な資金の融通を行うこととし、資本金の増額、融資条件の一部の変更等の措置を講ずるため、本法律案を提案した次第であります。

以下農林漁業金融公庫法の改正の内容について御説明申し上げます。

第一点は、資本金の増額であります。昭和三十四年度における公庫の貸付予定計画は四百三十二億円でありまして、前年度に比較して五十七億円の増加となっておりますが、この四百三十二億円の貸

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

付を行うための原資は、年度内の資金交付所要額等を勘案いたしまして、一般会計からの出資金七億円、産業投資特別会計からの出資金七十億円、借入金といたしまして資金運用部から八十五億円と簡易生命保険及び郵便年金特別会計から百三十億円、並びに回収金等百二十億円、合計四百二十二億円となっております。以上の通り、政府が一般会計及び産業投資特別会計から七十七億円を出資することとなっておりますので、現行の資本金に関する規定を改正することといたしましたのであります。

第二点は、造林に必要な資金の貸付にかかる貸付条件の変更であります。御承知の通り、造林事業は、他の事業と異なり、その収益を得るに至りますまでにはかなりの長期間を要するものであり、そのため公庫は従来も他の事業に比較してかなり長期間の融資を行なうて参りましたが、さらに長期の据置期間を設けることによりまして、融資による造林のより一そのの拡大を期待することとし、造林に必要な資金の貸付条件中、償還期限及び据置期間を改めるものであります。

以上がこの法律案を提案いたす理由であります。次に、開拓融資保証法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。

戦後の開拓事業も既に十余年を経過し、その間、約十五万戸の開拓者は、不利の立地条件や、たび重なる天災等にも屈せず、日夜営々と農業経営に精進し、一部には、既存農家の水準を越え、新しい畑作営農方式の先駆者となっているものも少くありませんが、他



面、大部分の開拓者は、重なる悪条件のため、その努力にもかかわらず、いまだに営農の基礎も確立せず、経営不振に悩んでいる実情であります。

この現状に対処いたしまして、政府は、一昨年制定を見ました開拓管振興臨時措置法を中心といたしまして、開墾建設工事の促進、営農資金の融資額の大幅な増額、経営の重圧となっている負債の条件緩和等、これら開拓者の経営の安定に必要な各般の総合施策を逐次実施いたし、その成果を上げつつある次第であります。

昭和三十四年度は、前年に引き続き、一段とこれらの施策の拡充強化をはかることとし、その一環として、中央開拓融資保証協会に對する政府出資の増額を行うこととしたのであります。

すなわち、開拓者の必要とする営農資金のうち、大家畜、農用施設、農機具等の基本的生産手段を調達するための長期資金につきましては、昭和二十二年設置いたしました開拓者資金融通特別会計から政府資金を低利で融資する措置をとって参りましたが、肥料、飼料、種苗あるいは中小家畜等を購入するための短期営農資金につきましては、開拓者の実情からその調達はなほ困難でありましたので、昭和二十五年、農林中央金庫の協力を得て、開拓信用基金制度を創設し、その後、昭和二十八年に至り、開拓融資保証法を制定いたしましたして、開拓融資の円滑化をはかる制度を確立したのであります。

この制度は、中央及び各都道府県に開拓融資保証協会を設立し、開拓者が金融機関から短期営農資金を借り入れる場合にその債務を

立についての要請をも考慮して、北海道寒冷地農業についてその営農のあり方を再検討することとし、昭和三十一年度において基本的な調査を行なったのであります。

この調査の結果によりまして、北海道の畑作農業の現状を改善して参りますためには、土地改良等の生産の基礎条件の整備を進めることはもちろんであります。と同時に地力の維持増進を基調としてそれぞれの地域の自然的経済的条件に適合する農業経営の確立をはかることが緊要であると考えられます。

以上の見地から、北海道の寒冷地畑作農業振興の一環として、昭和三十三年度から北海道畑作管農改善対策要綱を策定して、北海道の寒冷地畑作地域の農業者で管農改善計画を立てその管農の改善をはかるうとする者に対して、農林漁業金融公庫よりこれに必要な長期低利資金を総合的に融通するとともに、これらの農業者に対する管農技術指導を強化して、これらの地域の自然的経済的条件に適合する農業経営の確立をはかる措置を講じてきたのであります。今回、この措置を法律制度として確立し、一そうその推進をはかることとした次第であります。

以上がこの法律案を提出するに至りました経緯と趣旨の概要であります。次に本法律案の骨子についてその概略を御説明いたします。

まず第一に、寒冷地畑作振興地域の指定につきましては、農林大臣が、北海道知事からの申請に基づき、北海道の区域内の寒冷がはなはだしい畑作地域を、気象条件その他の自然的経済的条件の類似す

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

この協会が保証することによって、資金の調達を容易ならしめるものであります。自來、政府は、毎年中央開拓融資保証協会に對し出資を行い、本年度までにすでに同協会の基金四億一千五百六十二万円のうち三億一千万円を出資して、開拓者の管農の進展に資して参ったのであります。

しかしながら、肥料の必要量を適期に投入することは管振興の根幹であります。開拓者の現状はなおその資金の調達に事欠く状態であり、また牛乳等家畜の増加に伴う飼料購入量の増大、中小家畜の導入促進の必要等から資金需要が増加していることにも対処いたしましたして、政府は、昭和三十四年度において、一般会計からさらに八千万円を追加出資いたしましたして、融資ワクの拡大をはかり、営農資金の融通を一段と拡充し、もって開拓者の農業生産力の発展と農業経営の安定に資しようとするものであります。

以上が開拓融資保証法の一部を改正する法律案の提案の理由であります。

次に、北海道寒冷地畑作管農改善資金融通臨時措置法案の提案理由を御説明いたします。

北海道の農業、特に畑作経営の現状は、一般に劣悪な自然条件下にあるため、営農上各種の制約を受けるとともに、地方は一般に低下の傾向が見られ、いまだその自然的条件を克服し得るに至らず、冷害のつど農家経済は動揺し、農業経営は安定の域に達しておりません。

政府におきましては、このような実情と現地の寒冷地農業経営確

る地域ごとに、推定することとしております。

第二に、管農改善資金の貸付につきましては、農林漁業金融公庫は寒冷地畑作振興地域の区域内の農業者で北海道知事の認定を受けた者に対し、管農改善計画に記載された改善措置を実施するために必要な管農改善資金を総合的に貸し付けるものとし、この貸付金の貸付条件等を規定しております。

第三に、管農改善計画の作成及び貸付適格者の認定につきましては、管農改善資金の貸付を受けようとする者は管農改善計画を作成して北海道知事の認定を受けることとし、その管農改善計画の内容及び北海道知事の適格者の認定の要件を規定してあります。

なお、管農改善資金の貸付適格の認定の申請の期間は、農業者の経営の安定をすみやかに達成させるため、昭和二十九年三月三十一日までの五カ年間としてあります。

第四に、管農改善資金の貸付については、指導がこれに伴う必要がありますので、北海道知事の指導につき必要な規定を設けております。

以上がこの法律の主要点であります。農地または牧野の改良その他農業生産の基盤の整備、新農山漁村建設事業、集約酪農地域酪農振興事業その他現行の他の諸施策と密接な関連のもとに、この法律による事業を実施することにより、これらが地域における農業者の管農をすみやかに改善し、その経営の安定をはかって参りたいと存するのであります。

次に、農業災害補償法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申



農業者が、昭和三十四年死亡廃用共済と疾病傷害共済の一元化が行われ、自來この制度によりましてその運営をいたして参ったのであります。法律上本年四月に料率の改訂を実施しなければならぬこととなつておりますので、この機会に国庫負担の方式を改善し、料率改訂に伴う農家の負担を軽減することを目的として、この法律案を提案した次第であります。

その第一は、家畜共済事業の国庫負担方式を改正しようとするものであります。現行の掛金国庫負担の方法は、牛及び馬につきまして、最低の共済金額に対応する掛金のうち死廃部分に相当する額の半分を国が負担することとなつておりますが、これを原則として農家が選ぶ共済金額に対応する掛金のうち死廃部分に相当する額の半分を国が負担することに改め、農家負担の軽減をはかることとした次第であります。なお、他の制度における国庫負担との均衡も考慮いたしまして、国庫負担の対象となる共済掛金の限度を農林大臣が定めることとしております。

第二は、家畜共済の対象である乳牛につきまして特別の助成措置を講じようとするものであります。乳牛につきましては、最近における被害率の異常な上昇によりまして、農家の支払う共済掛金の額が増加し、先に述べました国庫負担方式の改善によりましてもなお農家負担の増加が見込まれる状況にありますので、料率改訂によつて病傷の率が上昇する地域の農家に対し、その新旧料率の差に応じ

て掛金増加分の一定割合を補助することといたしまして、この補助金の交付に関する事項を定めた次第でございます。

このほか、国庫負担方式の改正に伴う経過措置及び関係法令の整備に関する事項を規定いたしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。

次に、繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、昭和三十三生糸年度における繭糸価格の安定をはかるため、第二十九特別国会において成立いたしました繭糸価格の安定に関する臨時措置法により、大量の生糸及び繭の買い支えを行つたのであります。結果においては内外市場の先行き不安と実需要の減退を防止することができず、根底にある需給の趨勢的な不均衡を解決する必要に迫られたのであります。政府は、ここにおきまして、蚕糸業が産業として安定した基盤を持ち得るため基本的な対策を講ずる必要があると認め、最低糸価及び最低繭価を需給の均衡をはかり得る水準に改定し、また桑園の整理を行う養蚕農家に対する助成措置を行うことによつて新しい事態に対応し価格の安定をはかるとともに、長期にわたる蚕糸業の安定をはかるための総合的策の策定につき、過日の蚕糸業振興審議会に諮つて逐次その検討に取りかかつておる次第であります。

そこで、昭和三十四生糸年度の繭糸価格の安定対策についてであります。繭糸価格安定法は、さきの総合的な基本対策の一環として、現制度運営の経験及び他の農産物価格安定制度との関連等も考

へて、昭和三十四生糸年度の繭糸価格の安定対策についてであります。繭糸価格安定法は、さきの総合的な基本対策の一環として、現制度運営の経験及び他の農産物価格安定制度との関連等も考

へて、昭和三十四生糸年度の繭糸価格の安定対策についてであります。繭糸価格安定法は、さきの総合的な基本対策の一環として、現制度運営の経験及び他の農産物価格安定制度との関連等も考

へて、昭和三十四生糸年度の繭糸価格の安定対策についてであります。繭糸価格安定法は、さきの総合的な基本対策の一環として、現制度運営の経験及び他の農産物価格安定制度との関連等も考

へて、昭和三十四生糸年度の繭糸価格の安定対策についてであります。繭糸価格安定法は、さきの総合的な基本対策の一環として、現制度運営の経験及び他の農産物価格安定制度との関連等も考

へて、昭和三十四生糸年度の繭糸価格の安定対策についてであります。繭糸価格安定法は、さきの総合的な基本対策の一環として、現制度運営の経験及び他の農産物価格安定制度との関連等も考

へて、昭和三十四生糸年度の繭糸価格の安定対策についてであります。繭糸価格安定法は、さきの総合的な基本対策の一環として、現制度運営の経験及び他の農産物価格安定制度との関連等も考

へて、昭和三十四生糸年度の繭糸価格の安定対策についてであります。繭糸価格安定法は、さきの総合的な基本対策の一環として、現制度運営の経験及び他の農産物価格安定制度との関連等も考

へて、昭和三十四生糸年度の繭糸価格の安定対策についてであります。繭糸価格安定法は、さきの総合的な基本対策の一環として、現制度運営の経験及び他の農産物価格安定制度との関連等も考

慮して十分検討を加え、恒久的制度として整備する必要がありますので、三十四生糸年度の繭糸価格の安定措置は、現行臨時措置の一年延長によつて対処する方針をとることとしたのであります。

以下法律案の内容についてその概要を申し上げます。

第一は、繭糸価格の安定に関する臨時措置法による臨時措置を昭和三十四年度産の繭及びこれを原料とする生糸に適用することといたします。

第二は、これに伴いまして、日本輸出生糸保管株式会社が昭和三十四生糸年度において買い入れ等を行なつて取得した生糸または乾繭を政府が買い入れる場合における買い入れ金額の限度を五十億円とすることといたします。

以上が繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の提案の理由であります。

次に、森林開発公団法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。

国民経済の発展に伴い年々飛躍的に増大する木材需要に対処してその供給を確保するためには、豊富な資源を抱きながら未利用のまま放置されている奥地未開発林の開発を促進する必要があります。申すまでもないこととあります。このため、民有林につきましては国庫補助等の措置により、そのうち特に熊野川流域及び剣山周辺地域につきましては森林開発公団によりまた、国有林につきましては国有林野事業によりまして、幹線林道の開設事業を実施し、鋭意奥地未開発林の開発を推し進めて参つたのであります。



復旧の事業であつて国有林野事業として行われるものを国の委託により施行することを加えることとしたのであります。

次に、これに伴い、同公団の目的に、同公団が以上に述べました事業を行なつて林業生産の増大に資することをあわせてその目的とする旨を加え、これに関連して必要な規定の整理をしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容のおもな点であります。

次に、日本蚕繭事業団法案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

現行繭糸価格安定制度のもとにおきましては繭の価格の安定措置といたしまして、農業協同組合連合会が最低繭価を維持するために乾繭を共同して保管する制度がありますが、繭の価格が最低繭価以上にある場合に繭価を適正水準に維持するための措置はとられておりません。この繭糸価格安定制度の空白を補充して、農業協同組合連合会が繭の価格を繭及び生糸の需給事情から見て適正な水準に実現する努力を行う場合のよりどころとなる機関として、日本蚕繭事業団を設立することとしたのであります。

次にこの法案の内容について概略を申し上げます。

第一に、この事業団の資本金は十億円とし、政府がその全額を出資することとしたのであります。

第二に、この事業団の業務としては、農業協同組合連合会からの委託を受けて、乾繭を売り渡し、加工し、もしくは生糸と交換し、

の進行と、供給量の増加に伴う需給関係の改善と相待つて、年々相対額の国内価格の引き下げを見たのであります。その効果は見られるべきものがあつたと思われるのであります。

需給安定法は、合理化法とともに、本年七月末で当初定められた五カ年の有効期間が切れることとなるのであります。最近の肥料の需給事情から考えますと、内需の所要量を確保すると同時に、その輸出を積極的に推進することが必要であります。一方最近の国際競争の激化から、国内価格と輸出価格に相当の較差が存する現状であります。

以上の状況にかんがみまして、本年八月以降においても、合理化法に基づく硫安工業の合理化並びに輸出の振興のための措置を強力に推進するとともに、需給安定法による重要肥料の需給の調整と国内価格の適正な水準による安定をはかるための価格の統制を今後とも継続する必要がありますので、需給安定法の有効期間を五年間延長することとした次第であります。なお、別に提案いたしております硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案によりまして、同法も同じく五年間その有効期間を延長することとしたしております。

次にこの法律案の内容を御説明いたします。

第一は、この法律の有効期間を五カ年間延長し、昭和三十九年七月三十一日まで効力を有するものとするため、所要の改正を行うものであります。

第二は、従来、需給計画を定め、または変更いたしました場合、

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

またはその生糸を売り渡す等の操作を行うこととしたことでもあります。なお、この事業団の事業活動は関連業界に及ぼす影響が大きいので、事業の規模を適正にするため、事業団が販売の委託を受けることができる限度についてそのつど農林大臣の承認を受けなければならぬこととしております。

第三に、この事業団の組織といたしましては、役員の数、任免等についての規定を設けるとともに、業務の円滑適正な運営を期するため、事業団の業務に関し学識経験を有する者十人以上で組織する運営審議会を設けることとしたのであります。

第四に、事業団の財務及び会計については、事業計画等につきあらかじめ農林大臣の認可を受けしめることとし、その他借入金をすること及び余裕金の運用等につきまして所要の監督規定を設けることとしたのであります。

第五に、事業団を設立するための必要な手続規定を設けております。

以上が日本蚕繭事業団法案の提案理由の説明であります。

最後に、臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

臨時肥料需給安定法は、去る昭和二十九年以来、硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法とともに、いわゆる肥料二法として、重要肥料の需給の調整、硫安工業の合理化の促進、硫安価格の安定等について、おおむね所期の効果を上げて参つたのであります。特に需給安定法に基づく硫安価格の安定については、硫安工業の合理化

需給計画の内容を公表することとなつておりましたが、これを公表することが輸出取引上適当でないと考えられるような場合には、関係者に通知することによつて公表にかえることができるように改めることとしたのであります。

以上が臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

以上本日上程されました八件の提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げますが、各案とも何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決ありますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院農林水産委員長報告(二月二十四日)

○大野市郎君 たいいま議題となりました、内閣提出、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果につき御報告いたします。

農林漁業金融公庫は、農林漁業資金融通特別会計時代の二年を通算し今日までの八年間にわたり、農林漁業者に対し、直接または間接に約二千二百億円に上る長期低利資金を融通し、農林漁業の生産力の維持増進のため重要な役割を果して参つたのであります。政府は、引き続き三十四年においても、国の財政投融资計画に基づき、同公庫の融資規模の増大をはかるとともに、造林事業の特殊性にかんがみ、造林資金の貸付条件の一部を実情に即応して改訂することとし、本改正法案を提出して参つたのであります。

改正点は二点でありまして、その第一点は、昭和三十四年度にお



ける公庫の融資計画は、三十三年度の三百七十五億円に比して五十億円の増の四百三十二億円、その原資調達額は四百十二億円と予定されておりますが、その調達の方法は、政府出資七十七億円、借り入れ二百十五億円、回収百二十億円、計四百十二億円と相なっており、そのうち七十五億円の政府出資を行いますために所要の改正を行うこととあります。第二点は、造林事業に必要な資金を貸し付けます場合の条件として、据置期間が五年以内とありますものを二十年以内に、償還期限が二十年以内とありますものを十五年以内に、それぞれ変更をいたしますために所要の改正をすることとあります。

本法案は、一月二十六日委員会に付託となり、二月四日提案理由の説明を聴取し、同十八日質疑を行い、同日質疑を終了し、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもって政府原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院農林水産委員長報告(三月四日)

○秋山俊一郎君 たいま議題となりました農林水産関係の三つの法律案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金を融通

する機関として、昭和二十八年、農林漁業金融公庫が設置され、今日に至っておりますが、公庫に対する政府の出資を、昭和三十四年度において、一般会計から七億円、産業投資特別会計から七十億円、合計七十七億円増額するとともに、造林に必要な資金の貸付条件について、従来、償還期限二十年以内、据置期間五年以内となつておりましたが、これが償還期限十五年以内、据置期間二十年以内に改めるため、この法律案が提案されたのであります。

委員会におきましては、農林漁業金融の疎通及び公庫融資の促進等に関する諸般の問題について政府の所見がただされ、かくて質疑を終り、討論に入り、東委員から日本社会党を代表して、造林融資を森林組合等林業者団体に優先重点的に行い、造林の促進をはかるべき旨の、また、千田委員から、融資の公正を期すべき旨の希望を付して賛成が述べられ、続いて採決の結果、この法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、開拓融資保証法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十八年、開拓融資保証法が制定され、開拓者の団体と政府または都道府県との共同出資によって、中央及び地方に開拓融資保証協会を設立し、開拓者の金融機関に対する債務を保証して開拓者の農業経営に必要な資金の疎通を努めてきているのであります。しかし、政府は、現在、中央開拓融資保証協会に三億一千万円を出資しているのがありますが、昭和三十四年度においてこれを八千万円増額して、保証ワクの拡大をはかろうとするのが、この法律案の提

案の理由並びにその内容であります。

委員会におきましては、開拓管農の現況、開拓に関する基本方針及び開拓振興対策等について政府の見解がただされ、かくて質疑を終り、討論に入り、雨森委員から、自由民主党を代表して、法律案に賛成し、さらに、開拓管農の振興安定、特に開拓者の負債の整理と天災融資の疎通に関し、政府の善処を求める趣旨の附帯決議を提案せられ、続いて清沢委員及び千田委員から、開拓管農振興対策の強化と附帯決議の措置の完遂を希望して、賛成が述べられ、続いて、採決の結果、この法律案は、全会一致をもって、雨森委員提案の附帯決議とともに原案通り可決すべきものと決定いたしました。次に、森林開発公団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

年々増加する木材の需要に対処して奥地未利用林を開発するため、国有林については国有林野事業により、また、民有林については、国庫の補助あるいは長期低利の融資、特に熊野川流域及び剣山周辺の地域では森林開発公団によって、林道開設事業が行われております。ところが、奥地幹線林道の開設を一段と促すため、国有林の民有林協力の一環として、豊富な森林資源を持つ国有林と民有林が相接して所在し、これらの森林の開発がおくれている地域のうち、政令で定める区域内の森林を開発するため必要な奥地幹線林道、すなわち関連林道の開設または改良事業、及びこれら林道で工事期間中の災害復旧事業を国有林野事業として行うこととし、しかしてこれらの国有林野事業を国の委託によって森林開発公団が行う

ことができるとしようとするのが、この法律案が提案された理由並びにその内容の骨子であります。

委員会におきましては、林道の開設及び管理その他について政府の見解がただされ、かくして質疑を終り、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、この法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、これが詳細は会議録に譲ることを御了承願いたいと思ひます。

右、報告を終わります。



◎臨時てん菜糖製造業者納付金法

(昭三四、四、一法九三)

一、提案理由(二月二十八日)

(小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国有てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律(昭三四―法五七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(三月十二日)

(臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律(昭三四―法四八)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(三月二十日)

(農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法(昭三四―法四七)の委員長報告と一括して掲載)

◎商工組合中央金庫法の一部を改正する

法律 (昭三四、四、一法九四)

一、提案理由(二月三日)

(特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律(昭三四―法一六六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院商工委員長報告(二月十三日)

○中村幸八君 たいま議題となりました商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知の通り、商工組合中央金庫は、中小企業者の組合等の系統金融機関として、二十数年間にわたり中小企業振興のために重要な役割を果してきており、その貸付残高は、昨年末において約一千億円に上っているであります。しかるに、最近の中小企業金融の情勢からいたしまして、この商工組合中央金庫は、いよいよその機能の強化拡充が要請されておりますので、この際、懸案の金利引き下げを実現し、あわせて業務の円滑化をはかるため、本改正案が提

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

出されたのであります。

本案の内容を御説明いたしますと、第一に、商工組合中央金庫に対する政府出資は、現在約二十六億円でありますが、明三十四年度においてさらに十二億円を出資することとし、この出資によりまして、現在の割高な金利が平均二分五厘程度引き下げられる見込みであるのであります。第二は、預金の受け入れ先その他を追加することとした点であります。

次に、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小企業信用保険公庫は、中小企業信用補充制度の中核機関として、昨年七月、約百一億五千万円の資本金をもって発足したものであります。中小企業信用保険法による保険業務と信用保証協会に対する貸付業務とを行なっております。このうち、貸付業務につきましては、公庫は、その基金のうち三十億円をこれに充当しておりますが、最近の中小企業の資金需要及びこれに伴う保証需要は大幅な増加の傾向にありまして、信用保証協会の保証原資を一そう増強することが必要となつて参りましたので、明三十四年度に、産業投資特別会計よりさらに十億円を公庫に出資しようとするのが本改正案の趣旨であります。

右両案は、去る一月二十六日に当委員会に付託され、二月三日に政府委員より提案理由の説明を聴取し、二月十日より両案を一括議題として質疑に入ったのであります。本日質疑が終了いたしましたので、引き続き採決を行いましたところ、両案とも全会一致を



商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

三二四

もってこれを可決すべきものと決した次第であります。

審査の詳細につきましては会議録を御参照願うこととし、簡単な  
から、右、御報告申し上げる次第であります。

三、参議院商工委員長報告(三月十一日)

(中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律(昭三四―法二八)  
の委員長報告と一括して掲載)

◎道路整備緊急措置法の一部を改正する

法律 (昭三四、四、一法九五)

一、提案理由(二月三日)

(道路法の一部を改正する法律(昭三四―法六六)の提案理由と一括  
して掲載)

二、衆議院建設委員長報告(三月五日)

(道路法の一部を改正する法律(昭三四―法六六)の委員長報告と一  
括して掲載)

三、参議院建設委員長報告(三月二十日)

(道路法の一部を改正する法律(昭三四―法六六)の委員長報告と一  
括して掲載)

道路整備緊急措置法の一部を改正する法律

三一五



### ◎日本道路公団法の一部を改正する法律

(昭三四、四、一法九六)

#### 一、提案理由(二月十七日)

○徳安政府委員 たいま議題となりました日本道路公団法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

日本道路公団の資本金は、公団の設立の際における旧特定道路整備事業特別会計の資産の価額から負債の金額を差し引いた額とする旨定められているのですが、公団の事業の拡大に伴いまして、事業運営の合理化をはかりましたために増資できる道を開く必要が生じて参りました。

また、高速自動車国道の建設に要する資金を調達いたしますために、外貨資金を借り入れる必要があるのですが、国際復興開発銀行から外資を借り入れるに当りましては、債権者としての同銀行の地位の保護その他につきまして規定を整備する必要がありますと認められます。

以上がこの法律案を提案いたしました理由でございます。以下本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができることとし、この場合には、政府

は、公団に出資することができることにいたしました。

第二に、国際復興開発銀行が公団に資金の貸付をした場合には、同銀行は、道路債券の債権者と同様に一般の先取特権に次ぐ優先弁済権を有することといたしました。

第三に、公団は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入れ契約に基いて同銀行に道路債券を引き渡す必要があるときは、その発行事務を外国の銀行または信託会社に委託することができることといたしました。

第四に、公団が国際復興開発銀行に引き渡した道路債券を外国投資家が譲り受けた場合における外国向けの元利金の支払い及びその受領について、外資に関する法律の特例措置を定めることといたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

#### 二、衆議院建設委員長報告(三月五日)

(道路法の一部を改正する法律(昭三四一法六六)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院建設委員長報告(三月二十日)

(道路法の一部を改正する法律(昭三四一法六六)の委員長報告と一括して掲載)

### ◎地方交付税法の一部を改正する法律

(昭三四、四、一法九七)

#### 一、提案理由(二月二十七日)

○青木国務大臣 たいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

昭和三十年度以来講ぜられて参りました各級の地方財政健全化のための施策と、地方団体自体における努力とによりまして、地方財政の状況は漸次改善されて参つたのでありまして、地方財政健全化のためにはできる限り地方財政制度を安定させることが適当ではないかと考えるのであります。しかるところ昭和三十四年度におきましては、国民の強い要望にもかんがみ、地方税について零細負担の排除と負担の均衡化をはかるため必要な改正を行います結果、百一億円に上る減収が生ずるほか、所得税及び入場税の減収を初めとする国の税制の改正に伴い、自動的に生ずる地方財源の減少は百億円に上る反面、初任給の改訂、期末手当の増額等による給与費の増、公共事業費にかかる地方負担額の大幅な増加等が見込まれるのであります。政府は昭和三十四年度におけるこのような地方財源の減少による地方財政への影響を可及的に回避するため、地方交付税率を-%引き上げるほか、道路整備事業にかかる高率の国庫負担率を維持し、道路目的財源の充実をはかるとともに、あわせて地方団体

地方交付税法の一部を改正する法律

間の財源の均衡化を前進させ、地方財政の健全性維持と行政水準の維持向上のため、でき得る限りの措置を講ずることとしたのであります。これらの措置に伴い、地方交付税率を改訂するとともに、基準財政需要額の増額とその算定方法の合理化をはかり、同時に配分方法を明確化させるために地方交付税法の一部を改正する必要がありますのであります。以上が本法律案の提案の理由であります。

次に本法律案の内容の要旨につきまして御説明いたします。

第一は地方交付税の総額に関する事項でありまして、地方交付税の率を-%引き上げ、所得税、法人税及び酒税の二八・五%としたこととあります。その結果、昭和三十四年度において交付すべき地方交付税の総額は、昭和三十二年分の精算額百四十四億円を加え、二千四百八十六億円、昭和三十三年分に比し二百四十六億円の増加となります。

第二は、基準財政需要額の算定方法に関する事項であります。その一つは、測定単位の新設等に関するものでありまして、既存の施設等を基準とする経費の算定方法に加えて、あるべき投資的経費に要する需要額を把握するため、道府県分、市町村分ともに「その他の諸費」に新たに「面積」を測定単位として加え、その単位費用を高率に定めて、投資的経費の一部を包括的に算入することといたしましたこと、及び特殊土壌対策事業にかかる地方債の元利償還金を災害復旧費の測定単位の中に含ましめることといたしましたこととあります。

その二は、単位費用の改訂に関するものであります。単位費用に



つきましては、農業行政費を充実し、農業県の財源を充実するため、耕地の面積にかかる単位費用を、また給与改訂等あるべき消費的経費に要する財源を賦与するため、その他の行政費のうち人口を測定単位とする行政項目の単位費用をそれぞれ大幅に引き上げることとしたほか、期末手当の増額その他の制度改正に伴う所要経費の増加額を算入するため、関係行政項目の単位費用を引き上げることとしたのであります。

その三は、補正に関するものであります。基準財政需要額の算定方法は、でき得る限りこれを法定し、安定させることが適当であると考えられます。そのため、各行政項目ごとの測定単位に適用される補正の種類は、従来総理府令にゆだねられていたのであります。が、これを法定することいたしました。

なお、基準財政需要額の算定方法を一そう合理化し、地方団体間の財源の均衡化を前進させるため、前に述べましたような改正を行うこととするほか、今後補正係数を定めるに当たってもその趣旨に沿う措置を講ずるよう予定いたしております。すなわち、(イ)道府県分態容補正について、都市的形態の度合いに応じて定めている職員給与費、物価差等の格差を縮めるため、十三種地以下の種地については同一係数を用いて算定すること。(ロ)道府県分段階補正については、規模の小さい県の経費が割高となる事情を反映させるため、段階補正係数を引き上げること。(ハ)納税義務者一人当りの税額が少い県の徴税費が割高となる事情をさらに的確に反映させるため、その密度補正係数を引き上げること。(ニ)公債費対策を一そう強化するた

め、公共事業費等の財源に充てるため発行を許可された地方債の元利償還金の算入に当り、財政力の弱い団体に対する補正率をさらに引き上げること等の措置を行う所存であります。

以上が地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院地方行政委員長報告(三月十八日)

(地方税法等の一部を改正する法律(昭三四一法七六)の委員長報告と一括して掲載)

## 三、参議院地方行政委員長報告(三月三十一日)

(地方税法等の一部を改正する法律(昭三四一七六)の委員長報告と一括して掲載)

を新たに加えることにいたしました。

第二に、市町村消防の自主性を尊重し、その運営の円滑化について配慮すること及び市町村消防の合理化に資するための勧告、指導または助言を行う上に必要な資料の提出を求めること等について規定を整備して、国、都道府県、市町村相互間の関係を明らかにいたしました。

第三に、消防行政及び消防活動の重要性にかんがみまして、消防長の任用資格を、政令で定める期間消防事務その他の行政事務に従事した者または消防大学校で行う消防長として必要な教育訓練を受けた者としたしました。

第四に、消防団長の職務を明確にいたしました。市町村の消防の充実と合理化をはかることといたしました。

第五に、その他字句の修正、規定の整備をはかることにいたしました。

以上がこの法律案を提出いたしました理由とその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院地方行政委員長報告(三月二十五日)

○渡海元三郎君 ただいま議題となりました消防組織法の一部を改正する法律案及び消防法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

## ◎消防組織法の一部を改正する法律

(昭三四、四、一法九八)

### 一、提案理由(二月五日)

○青木国務大臣 今回提案いたしました消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概略を御説明いたします。

消防組織法の一部を改正することにつきましては、さきに消防審議会の答申もあり、また従来より消防制度に関しまして問題となっておりました事項につきまして種々検討いたして参りました結果、政府といたしましては、これが改善強化をはかるべく今回成案を得ましたのでここに提案いたしました次第であります。

以下、この法律案のおもなる内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、この法律案では、国及び都道府県の消防に関する組織、権能の合理化をはかり、国、地方を通じて緊密な協力と一貫した行政が行われることが必要でありますので、まず国につきましては、国家消防本部に消防大学校及び諮問機関として消防審議会を付置いたしますとともに、消防研究所の所掌事務を明確にいたしました。次に都道府県につきましては、市町村の有効適切な消火活動を期するため、その所掌事務として、市町村が作成する火災防衛計画の指導

消防組織法の一部を改正する法律



両法案は、ともに、消防制度改正に関する消防審議会の答申並びに従来消防制度及び消防行政に関して問題となっていた事項について政府が検討を加えてきた結果に基づき、消防制度と消防事務の改善強化をはからんとするものであります。

まず、消防組織法の一部を改正する法律案の内容について申し上げます。

本案は、現存の消防講習所を改めて消防大学校とし、新たに消防審議会を設ける等、国家消防本部の組織及び機能の整備をはかるとともに、消防に関する国、都道府県、市町村相互間の協力援助等の関係を明らかにすることにより、市町村の消防運営を円滑に行わしめようとするものであります。

次に、消防法の一部を改正する法律案の内容について申し上げます。

本案は、危険物の貯蔵及び取扱いに伴う火災防止の徹底を期するため、危険物の貯蔵所等の設置、維持及び危険物の取扱いに關し一定の基準を定めてその規制を行い、あわせて危険物取扱主任者及び映写技術者の資格に関する規定の整備をはかろうとするものであります。

消防組織法の一部を改正する法律案は、二月四日本委員会に付託せられ、翌五日青木国務大臣より提案理由の説明を聴取して審議に入りましたところ、三月四日消防法の一部を改正する法律案が参議院より送付せられ、同日本付託となりましたので、翌五日青木国務大臣より提案理由の説明を聴取して、前法案と一括して議題に供

し、慎重に審議を行なったのでありますが、これら審議の詳細については会議録に譲ります。

十九日、両法案に対する質疑を終了しましたところ、自由民主党及び日本社会党の両党共同提案になる消防組織法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出せられ、委員阪上安太郎君よりその趣旨の説明がありました。

修正案の要旨は、改正原案は市町村消防に対する国及び都道府県の干渉を認め、自治消防の根本原則を侵すおそれがあることにかんがみ、これと関係のある条項を削除して現行法通りとするものであります。

かくて、討論を省略して採決を行いましたところ、消防組織法の一部を改正する法律案については修正案及び修正部分を除く政府原案ともに全会一致をもって可決、よって本案は修正議決すべきものと決し、消防法の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。

### 三、参議院地方行政委員長報告(三月三十一日)

(地方税法等の一部を改正する法律(昭三四―法七六)の委員長報告と一括して掲載)

かして、日本輸出生糸保管株式会社が、昭和三十四年産のものについて買い入れ等を行なって保管する生糸または乾繭を、政府が買い入れる場合における買い入れ限度を五十億円としようとするのが、この法律案が提出された理由と、その内容の骨子でございます。

次は日本蚕繭事業団法案について申し上げますと、現在、繭の価格の安定措置としては、最低価格を維持するため乾繭共同保管の制度がありますが、乾の価格が最低繭価以上にある場合、これを適正な水準に維持するための措置を欠いておりますので、この欠点を補い、農業協同組合連合会が、繭の価格の適正な水準を実現する努力のよりどころとなる機関として、日本蚕繭事業団を設立するため、この法律案が提案されたのであります。

これが内容の概略は、政府の原案では、事業団は法人で、資本金は十億円、政府がその全額を出資し、これが業務は農業協同組合連合会からの委託を受けて、乾繭を売り渡し、加工し、もしくは生糸と交換し、またその加工もしくは交換した生糸を売り渡す等の操作を行い、その事業の規模を適正にするため、事業団が委託を受ける限度について農林大臣の承認を受けなければならないこととし、事業団の役員は、理事長一人、理事二人以内及び監事一人とし、理事長及び監事は農林大臣が任命し、理事は理事長が農林大臣の認可を受けて任命し、さらに業務運営に関する理事長の諮問機関として、農林大臣の認可を受けて理事長が任命する十人以内の委員で組織する運営審議会を設け、その他、事業団の財務及び会計、監督並びに設立手続等に関する規定が設けられております。

## ◎繭糸価格の安定に関する臨時措置法の

### 一部を改正する法律 (昭三四、四、一法九九)

#### 一、提案理由(二月四日)

(農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三四―法九二)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、参議院農林水産委員長報告(三月二十五日)

(漁船法の一部を改正する法律(昭三四―法一一六)の提案理由と一括して掲載)

#### 三、参議院農林水産委員長報告(三月三十一日)

○秋山俊一郎君 たいま議題となりました繭糸関係の二つの法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

まず繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案でありまして、御承知のように、昭和三十三年産の繭及びこれを原料とする生糸の価格の安定をはかるため、過ぐる第二十九回特別国会において、繭糸価格の安定に関する臨時措置法が制定され、これに基づいて政府は生糸及び繭の買いささえを行なったのであります。しかし、かかる措置を昭和三十四年産のものにも適用することとし、し

繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律



繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律

しかして、かかる政府の原案に対して、衆議院において修正が行われ、事業団の業務に、事業団の利益金の積立金の一定額の範囲内で、養蚕業の経営の安定に資するための事業を助成することができることが追加されたのであります。

委員会におきましては、まず政府当局から提案の理由その他について説明を聞き、これら両法律案を一括して審査することとし、質疑に入り、繭糸価格の変動とその適正水準並びにこれがきめ方とその影響、桑園整理計画と今後の繭糸の需給及び昭和三十四年の生産目標、桑園整理計画と作付転換並びに転換作物、産繭の反収、過般の糸価上昇の理由とこれが当否、繭価と糸価との調整、政府手持生糸が糸価に及ぼす影響、昭和三十三年産繭に対する臨時措置の実施状況とその成績、中共糸の進出とその対策、生糸及び絹織物の需要増進、蚕糸業の抜本的対策とこれら二法案による措置との関係、事業団に対する国の出資十億円の算出の基礎及び今後における追加出資の見通し、事業団が操作する乾繭等の数量、事業団の性格、組織、機能及びその運営方針並びに昭和三十三年産繭に対する臨時措置の実施成績から見て、事業団設置の効果、農業協同組合の乾繭及び乾繭保管設備の現況とその整備、繭糸価格安定法と事業団法との関係等の問題について、諸般の事項にわたって政府当局の所見がいろいろとただされ、質疑を終り、討論に入り、関根委員から、両法律案に賛成し、なお、事業団が十分市場操作を行うことができるよう資金の確保等について政府の善処を求める趣旨の附帯決議が提案され、清沢委員から、養蚕農家保護のため繭価の維持と、蚕糸業の

発展のため適正価格水準の決定に関し要望して、両法律案並びに附帯決議に賛成が述べられ、かくして討論を終り、両法律案について順次採決を行い、両法律案はいずれも全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定され、また、関根委員提出の附帯決議も、これまた全会一致をもって委員会の決議とすることに決定され、これに対し、農林大臣から、その趣旨に沿って善処したい旨、政府の見解が述べられました。

以上これが詳細は会議録に譲ることを御了承願ひ、右報告を終ります。

酪農振興法の一部を改正する法律

(昭三四、四、一法一〇〇)

一、提案理由(二月二十八日)

○石坂政府委員 たいま議題となりました酪農振興法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

戦後わが国の酪農は、農業経営の近代的改善等をはかるとともに、また国民食生活の改善に資するために最も重要なものとして、日ごましい発達を遂げてきたことは御承知の通りであります。牛乳及び乳製品に対する需要もまた著しく伸長し、ときにはその増産にもかかわらず品不足という現象が生ずることすらあったのであります。このような酪農事情のものに、昭和二十九年、酪農を急速に発達させることを目的として酪農振興法が制定され、今日に至っております。同法は、酪農の合理的な発展の条件を整備するため、農林大臣による集約酪農地域の指定及びその地域についての都道府県知事による酪農振興計画の制度並びに生乳等の取引の公正をはかるための契約文書化等に関する措置その他を定め、酪農の急速な普及発達を期することを内容としております。

法律施行後現在までにおいて二十六道県において七十五の集約酪農地域が指定され、この地域における乳牛の頭数は約三十万頭、牛乳生産量は年間約五十万トン——約二百七十万石と飛躍的に増大

酪農振興法の一部を改正する法律

し、その他の地域におけるものを加えますと、全体では乳牛約七十四万頭、年間生乳生産量約百五十五万トン——約八百四十万石に達するに至ったのであります。この間牛乳及び乳製品の消費もまた若干の波こそあれ生産の伸びと並行して急速に伸長して参りました。

しかしながら、最近に至ってこの消費の伸長率もようやく鈍化し、一般経済情勢の影響もあって、牛乳、乳製品の過剰化の傾向が逐次現われるに至り、特に昨年夏におきましては、乳業者から夏乳価の引き下げが生乳生産者に通告されるような事態が生じ、これを契機といたしまして、乳価、牛乳及び乳製品の需給、牛乳の取引、牛乳及び乳製品の消費等の各般にわたって酪農に関する種々困難な問題が顕在化して参ったのであります。

政府といたしましては、このような事態に対し、関係業界の自主的な努力を期待するほか、特に牛乳、乳製品を学校給食に振り向けること等の緊急対策を実施したのであります。また、第二十八国会において成立した法律に基く酪農振興基金の業務も開始せられております。この緊急対策等の効果を維持し、さらに酪農を健全に発達させるためには、酪農経営の改善合理化を計画的に進めるとともに、生乳取引の公正化をはかる措置を一段と強化し、また牛乳及び乳製品の消費を増進し、過剰乳製品について適切な計画保管を行う道を開く等、実情に即した措置の制度化を進めることが緊要と認められる次第であります。

以上がこの法律案の基本的な理由でございます。

以下この法律案の主要な内容を御説明申し上げます。



第一に、以上に申し上げました基本的理由に基きまして、牛乳及び乳製品の生産から消費に至るまでの各段階を均衡させつつ酪農を健全に発達させるように、この法律の目的を改めることといたしました。

第二に、市町村長による酪農経営改善計画の作成とその実施に関することとあります。すなわち、集約酪農地域内はもとより、地域外の適当な酪農地域について、当該市町村長は、その区域内の酪農経営業者や農業協同組合等の意見を聞いて酪農経営改善計画を作成することとしたのであります。この計画の作成に当りましては、都道府県が助言、勧告その他の援助を行うこととし、また、その実施につきましては、国が必要と認める経費の補助を行い、必要な資金の融通のあっせん等を行うことといたしました。また、計画に含められるべき事業中特に重要な草地改良事業につきましては、市町村、農業協同組合または同連合会がこれを実施する場合にも、都道府県が酪農振興計画に基いて実施する草地改良事業に関する規定を準用することといたしております。

第三に、集約酪農地域にかかる酪農事業施設についての都道府県知事に対する届出制を設け、その配置を適正なものとするために都道府県知事が勧告を行う制度を設けたこととあります。

第四に、生乳等の取引をより一そう公正化し、または、その安定に資する等のために、次の三点について規定を追加改正したこととあります。従来の生乳等の取引契約の文書化等に関し規定してあることのほか、契約内容中の価格、数量等の重要事項につき、期間開

始前に十分協議して約定することを努めさせることといたしました。

生乳等取引に関し、生乳等の販売事業を行う農業協同組合等の乳業者に対する生乳等取引に関する契約または団体協約の交渉申し込みについて応諾させるために、農林大臣または都道府県知事が必要があると認められる場合、勧告することができる制度を設けることといたしました。

さらにまた、生乳等の取引に関する紛争のあっせん等について、現行制度を改め、地方及び中央においても紛争のあっせんまたは調停ができることといたしました。地方においては、知事はみずからあっせん及び調停を行うこととし、さらに、一定の場合には、農林大臣が中央生乳取引調停審議会の委員の中から調停員を選び調停を行わせることといたし、これらに関する規定を設けました。

第五は、酪農の健全な発達に資するため、国内産の牛乳及び乳製品を学校給食用に使用することを促進して消費の増大をはかるための措置を講ずることを法定するとともに、その他の消費増進に関する措置についてもあわせて規定することといたしたこととでございます。なお、国は学校給食にかかる措置の実施に要する経費を補助することができることといたしました。

第六は、緊急の場合における乳製品の計画的保管に関する規定を新設したこととあります。この場合には、農林大臣は文部大臣に協議し、かつ酪農振興基金の意見を聞いて、学校給食に供し得る乳製品を乳業者が保管する場合の計画を定めることができることと

いたしました。この場合におきまして、国は保管に要する経費を補助することができることといたしております。

第七は、以上の各改正に伴い、農林大臣または都道府県知事の報告徴収及び立ち入り検査の権限につきまして、その適用の場合及び対象を広げることといたしましたこととあります。

以上がこの法律案のおもな内容でございます。何とぞ慎重なる御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

## 二、衆議院農林水産委員長報告(三月二十五日)

(漁船法の一部を改正する法律(昭三四―法一一六)の提案理由と一括して掲載)

## 三、参議院農林水産委員長報告(三月二十七日)

(漁港法の一部を改正する法律(昭三四―法一一四)の委員長報告と一括して掲載)



◎中小型鋼船造船業合理化臨時措置法

(昭三四、四、一法一〇一)

一、提案理由(二月十八日)

○政府委員(中馬辰猪君) たいま議題となりました中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案につきまして、その提案理由並びにその概要を御説明申し上げます。

わが国の造船業は、昭和二十六年ごろから一応回復過程をたどり、昭和三十一年度には四百九十五隻百九十四万総トン、昭和三十一年度には六百七十七隻二百八十八万五千総トンをこえる進水実績をあげ、その生産実績は世界第一位を占めるに至っております。

造船業は、わが国民性に最も適した産業であり、かつ、付加価値率や外貨獲得率が高いのみならず、広範な関連産業を通じて、国民経済の発展に大きく寄与しております。

政府は、今後大手造船業に対しましては、将来の技術革新及び国際競争に備えて技術の向上、合理化の促進等にますます力をいたし、日本海運の発展に寄与するとともに、輸出の促進をはかる所存であります。他方中小型鋼船造船業に対しましては、最近の東南アジア各国に対する賠償の進展及びその他後進国のわが国中小型鋼船に対する引き合い状況等にかんがみまして、今後中小型鋼船の輸出の振興を造船政策の重点の一つとして推進いたしたいと考えてい

る次第であります。

それには一方において市場対策等、直接に輸出振興対策を強力に推進することが必要であります。また、基本的には、中小型鋼船造船業そのものの合理化を推進し、その技術水準の向上と経営基礎の確立をはかることがきわめて肝要でありまして、これにより良質低廉な中小型鋼船の輸出が期待されるのであります。

一方、国内海運について見ますと、最近、木船から鋼船化への傾向が顕著に見られますが、これらの船舶、特に中小型旅客船等の安全性を高めること及び船価の低減をはかるためにも中小型鋼船造船業の合理化が要請されるわけでありまして、

このような見地から、わが国の中小型鋼船造船業を見まするに、解決を要すべき幾多の困難な問題に直面しております。

すなわち、わが国の中小型鋼船造船業は、戦争中軍需産業として急激に膨張したのであります。その後、設備の改善は閉却され、ためにその老朽化、陳腐化の程度ははなはだしく、技術水準もなお改善すべき点が多々見受けられます。

このような中小型鋼船造船業の現状とその合理化の重要性にかんがみまして、政府は、昨年来種々検討を重ねて参ったのであります。このたびようやく成案を得て提案いたしました次第であります。

本法案は、長期経済計画の趣旨に沿って、中小型鋼船造船業の設備の近代化、能率の増進、生産技術の向上等を促進し、これにより総合的に中小型鋼船造船業の合理化をはかり、もって、船舶輸出の振興及び海運業の健全な発達に寄与しようとするものであります。

て、その骨子は次の通りであります。

本案の対象となる中小型鋼船造船業は、主として総トン数三千トン未満の鋼船の製造または修繕を行う事業でありまして、これら造船業の相当部分は、中小規模の企業者によって経営されておりますので、本案は、また、中小企業の建設的かつ積極的な育成策として、重要意義を有するものと考えます。合理化基本計画は、中小型鋼船の製造及び修繕に関する技術の向上及び生産費の低減を促進するために策定するものでありまして、まず第一に、昭和三十八年度末における中小型鋼船造船業の技術水準、生産費、生産力等の合理化目標を定め、次にこれらの実現をはかるため、設備の近代化、生産技術の向上、能率の増進等の諸措置を定めることとなっております。

この計画は、海運造船合理化審議会に諮り、計画が適正妥当に策定されることを期待するとともに、これを公表して、中小型鋼船造船業合理化達成のための政府の決意と責任とを表明することを規定しております。

右の計画達成のためにとるべき主要な措置として、本案には、また、設備の近代化のための所要資金のあっせん、技術の向上のための基準等の公表の二措置が定められております。

設備資金のあっせんにつきましては、合理化実施計画に定められた所要の資金について、政府が財政資金その他の資金をあっせんするということとなっております。

最後に、技術の向上のための基準等の公表につきましては、単に

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法

合理化基本計画に定める設備の近代化の計画のみにとどまらず、一企業の具備すべき適正な製造設備、検査設備、製造方法、従業員の技術的能力の基準及び設計の基本等について公表し、各企業の工場具体的技術の向上目標を示して、当該造船業の一段の努力を期待しようとするものであります。本措置につきましては、造船技術に関する学識経験者をもって構成する造船技術審議会に諮り、その適正を期することといたします。

二、参議院運輸委員長報告(三月四日)

○相沢重明君 たいま議題となりました中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案につきまして、運輸委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず本法案の趣旨について申し上げますと、本法案は、中小造船所が、需要の不安定及び資本蓄積の乏しいため、大手造船所に比べてその施設及び技術が著しくおくられている現状にかんがみ、最近における東南アジア諸国に対する賠償の進展や、中小型船に対する輸



出の引き合い等、需要の増加に対応して、船舶の性能の向上及び船価の低減をはかるために、その合理化を促進しようとするものであります。本法案は五カ年の臨時立法でありまして、その骨子とするところは次の通りであります。すなわち

第一点は、昭和三十八年度末における合理化目標等につきまして基本計画を定め、次に、毎年これを実施するため実施計画を定めて公表し、中小造船業合理化に関する政府の施策を明らかにすることでありませぬ。

第二点は、合理化実施計画達成のため、政府は所要資金のあっせんに努め、また技術向上のための基準を定めて公表し、中小造船業の合理化を促進することでありませぬ。なお、このため、三十四年度予算に標準船型設計委託費四百万円が計上されております。

第三点は、モーターボート競走法の一部を改正し、全国モーターボート競走会連合会に対する交付金を造船業の合理化に對し利用し得る道を開き、本法の目的達成の一助とすることでありませぬ。

この法律案につきましては、熱心な質疑が種々行われたのでありますが、取りまとめて申し上げますと、第一は、合理化計画案の構想に関する質疑でありまして、これに對し政府委員は、「合理化計画は海運造船合理化審議会に諮って決定し、その原案は、この審議会に小委員会を設け、そこで検討してもらおう。合理化計画については、中小造船所の実態を明確にし、一方、中小造船所に対する需要の正確な把握に努め、もって合理化の基本資料としたいが、合理化計画は、現在の事業規模においてその内容を充実させることに最大

の眼目を置き、現在の中小造船所の整理統合は考えていない」との趣旨の答弁がありました。第二は、合理化のための所要資金に関する質疑でありまして、政府委員は、「中小造船所の合理化所要資金は、五カ年間で大体五十億円、本年度約十億を見込まれるが、その半額を開銀融資に待ち、他の半額については市中金融機関からの融資のあっせんに努めたい」旨、答弁いたしました。第三は、政府による融資あっせんの運用に関する質疑でありまして、政府委員は、「融資あっせんに当っては、市中金融機関との共同融資になるので、銀行側との意見の調整を要するが、ぜひ必要なものについては運輸省当局として強く推進したい。また小規模業者についても、その内容を充実させる方向で進みたい」旨、答弁いたしました。

その他、中小造船所の資本規模、経営状況、労務状況、中小型船に對する輸出等の需要見込み、並びにこれに関連して、賠償関係、鋼材価格の安定策、全国モーターボート競走会連合会の交付金利用期待額等について質疑が行われたのでありますが、その詳細は會議録に譲ることを御了承願いたいと存じます。

討論に入りましたところ、相沢委員及び松浦委員より、それぞれ、資金のあっせん等については公平に行い、いやくも中小造船所が政府の施策によって脱落することとならないよう、十分考慮して本法を運用されたい趣旨の要望を付して、賛成意見が述べられました。かくて採決に入りましたところ、本法案は原案通り可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました次第であります。

以上御報告いたします。

### 三、衆議院運輸委員長報告(三月二十四日)

○塚原俊郎君 たいま議題となりました中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、長期経済計画の趣旨に沿って中小型鋼船造船業の設備の近代化、能率の増進、生産技術の向上等を促進し、これにより総合的に中小型鋼船造船業の合理化をはかりまして、船舶輸出の振興及び海運業の健全な発達に寄与しようとするものであります。

次に、法案の内容のおもなる点を申し上げますと、第一点は、本法案の対象となる中小型鋼船造船業は、主として総トン数三千トン未満の鋼船の製造または修繕を行う事業であります。

第二点は、運輸大臣は、中小型鋼船の製造及び修繕に関する技術の向上及び生産費の低減を促進するため、海運造船合理化審議会の意見を聞いて、中小型鋼船造船業について合理化基本計画及び合理化実施計画を定めなければならないこととなっております。

第三点は、右計画達成のためにとるべき主要な措置といたしまして、設備の近代化のための所要資金のあっせんと技術向上のための基準等の公表の二措置が定められております。

本法案は、二月七日予備審査のため本委員会に付託され、同月十日政府より提案理由の説明を聴明し、三月四日日本付託となり、同月十二日、十七日、十九日質疑を行いました。その内容は會議録により御承知願います。

次いで、同十九日、討論を省略し採決の結果、本法案は全会一致をもって政府原案通り可決いたしました。

なお、井岡大治君より、自由民主党及び日本社会党を代表して附帯決議案が提出されましたが、その要旨は、政府は中小型鋼船造船業の合理化の実施に必要な資金源を確保すること、輸出の振興をはかるため、取引の円滑化に努めるとともに、特にポンド圏市場の開拓について取引条件の緩和をはかること等でありませぬ。

次いで、附帯決議案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決いたしました。

右、御報告申し上げます。



## ◎科学技術庁設置法の一部を改正する法律 （昭三四、四、四法一〇二）

### 一、提案理由（二月三日）

○高橋国務大臣 私、今般科学技術庁の長官を兼任することに相なりましたので、どうかよろしく御後援をお願いいたします。

ただいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につき御説明を申し上げます。科学技術庁は、昭和三十一年五月に設置されて以来現在まで約二年有半を経過いたしました、その間科学技術の振興をはかり、国民経済の発展に寄与するため、諸般の施策を推進して参ったのでありますが、従来の機構が、科学技術に関する基本的かつ総合的な政策の企画立案という面では必ずしも十分とは考えられないので、これを十全の体制に編成することになり、科学技術振興に関する政府の施策の遂行をさらに周到なるものたらしめるとともに、あわせて科学技術会議の発足後、同会議の円滑にしてかつ効果的な運営に資するため、またこれに加えて現在ますます複雑膨大をきわめつつある原子力行政に対処するため、現機構の一部を改組する必要がありますので、ここに科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を提案する次第であります。

以下本法案につき、その概略を御説明申し上げます。改正の第一点は、従来の企画調整局及び調査普及局を廃止し、これにかえて計

画局及び振興局を設けることであります。現在企画調整局は、科学技術に関する基本的なる政策の企画、立案及び推進に関する事務の総合調整に関すること、関係行政機関の科学技術に関する経費等の見積りの方針の調整に関すること等をその所掌事務としておるのでありますが、従来ともすれば実務的な調整事務に労力がさかれて、基本的政策の企画立案が第二義的に考えられる傾向がありました。今後は科学技術に関する内外の動向の周密なる調査と分析、あるいは統計を基礎として科学技術に関する基本的政策は強力に推進せらるべきものと考えますので、今回の改正案におきましては、従来企画調整局、調査普及局で取り扱っていた事務のうち、調査事務と基本的な政策等の計画事務に関する部分はこれを一体化し、これを新設される計画局の所掌事務とし、右に述べました要請にこたえ得る機構といたしました。これに伴い、関係行政機関の事務の総合調整、科学技術の振興、普及等いわゆる行政の実務に属するものは、これを新設される振興局の所掌事務といたし、所掌事務の性格から見て事務を有機的に再配分することにより、効率的なる施策の遂行を眼目といたしたいと存じております。

改正の第二点は、科学審議官の職務に関するものであります。現在科学審議官は、命を受け、科学技術庁の所掌事務に関する重要な方針の決定について長官を補佐することになっておりますが、右に申し上げた今回の機構改正の趣旨にかんがみ、科学技術に関する基本的な政策を審議することが、科学審議官の職務のうちでも最も重要なものと考えますので、科学技術に関する基本的な政策の審

議を従来の職務から特に抽出掲げた次第であります。

改正の第三点は、原子力局に従来置かれていた次長一人を二人に増員することにあります。最近英米兩國との間に原子力の平和的利用に関する協力協定も締結され、わが国における原子力の平和的利用は今後さらに促進されることと存じますが、これに伴い増大する原子力局の所掌事務を円滑かつ機動的に運用するため、今回の改正案においては次長一人を増員したいと考えている次第であります。

以上はなほ簡単でございますが、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。科学技術振興の重要性に対する皆様の深い御理解によりまして、本法案が可決されることを心から希望いたします。本法案の慎重なる御審議の上、すみやかに可決されるようお願い申し上げます。

引き続き、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

現行鉱業法は、鉱物資源の合理的開発をはかるため、鉱業に関する基本的制度を定めることを目的として昭和二十五年十二月に制定されたものであります。その骨子となっておりまるところの鉱業権制度及び鉱業の実施に関する諸規定は、明治三十八年に制定された旧鉱業法の規定をほとんどそのまま踏襲したものであります。従いまして、この鉱業法につきましては、高度に発展し、複雑化した現在の経済関係に照らし、問題となる部分が多々見受けられるのであります。さきに臨時国会において、折から頻発した石炭鉱山の災害に対処するため、応急的に鉱業法の一部規定について所要の改正を

科学技術庁設置法の一部を改正する法律

行なつた次第であります。その際におきましても衆議院、参議院の両院におかれまして、できるだけすみやかに鉱業法の全面的再検討を行うべしとの附帯決議がなされております。これらの事情にかんがみまして、政府といたしましては同法の全面的再検討に着手することといたした次第であります。

しかしながら鉱業法は、上述のごとく鉱業に関する基本的制度を定めた法律でありまして、かつ今回改正を予想される事項のうちには、鉱業権の設定、地上権との調整等、鉱業権の本質に関する事項も多く含まれておりますので、その立案に当っては、審議会を設置することにより、広く意見を求めることが必要であります。このため、通商産業省の付属機関として鉱業法改正審議会を設けて、鉱業法の改正に関する重要事項を調査審議させることといたしました。

以上が通商産業省設置法の一部を改正する法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

### 二、衆議院内閣委員長報告（三月三日）

○高橋禎一君 ただいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに経過を御報告申し上げます。

本案の要旨は、科学技術振興に関する政府の施策の遂行を一そう周到なものたらしめるとともに、ますます複雑膨大化する原子力行政に対処するため、科学技術庁の機構について一部改正を行うもの



であります。

すなわち、第一に、企画調整局及び調査普及局をそれぞれ計画局及び振興局に改め、これら二局の所掌事務について所要の整備を行うこと、第二に、原子力局に置く次長は、一名増員してこれを二名とすることあります。

本案は、一月二十六日本委員会に付託され、二月三日政府より提案理由の説明を聞き、慎重審議いたしましたのでありますが、その内容につきましては会議録によって御承知を願います。

二月二十七日質疑を終了、討論の通告もなく、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院内閣委員長報告(三月二十七日)

○千葉信君 たいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案はか一件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

科学技術庁の現在の機構が、科学技術に関する基本的かつ総合的な政策の企画立案という面では必ずしも十分とは考えられないので、これをよりよい体制に編成することにより、科学技術振興に関する政府の施策の遂行をさらに周密なものとするともに、あわせて、科学技術会議の発足後、同会議の円滑な運営に資するため、ま

た、これに加えて、現在ますます複雑膨大化する原子力行政に対処するため機構の一部を改組する必要があるので、この法律案を提出するに至った次第であるというのが、政府の提案の理由であります。

次に、本法律案の改正の要点を申し上げますと、その第一点は、従来の企画調整局及び調査普及局を廃止し、これにかえて計画局及び振興局を設ける点であり、その第二点は、今回の機構改正の趣旨にかんがみ、科学審議官の職務に関する規定を改正することとした点であり、その第三点は、原子力局に従来置かれていた次長一人を二人に増員することとした点であります。

内閣委員会は、前後三回委員会を開き、この間、高橋科学技術庁長官その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案を審議いたしました。その審議におきまして、科学技術庁設置以来の業績、科学技術関係予算と科学技術振興に関する政府の今後の対策、科学技術関係の技術職員の処遇、原子力関係行政機構拡充の必要性、原子力局に次長一人増員の理由等の諸点につきまして質疑応答が重ねられました。

昨日の委員会におきまして質疑を終り、討論もなく、直ちに本法律案を採決いたしましたところ、全会一致をもって、衆議院送付の原案通り可決すべきものと議決せられました。

次に、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の内容を申し上げますと、最近鉱工業地帯の一部

において地盤沈下の現象が著しく、産業の発展並びに民生の安定上憂慮すべき問題を生じている。すなわち、地盤沈下に起因して公共

施設の機能低下あるいは災害発生のおそれ等の事態を生じ、この現象をそのまま放置するときは、産業の発展を阻害するだけでなく、国土の保全、民生の安定上重大なる支障となると考えられるので、経済企画庁の付属機関として、地盤沈下対策審議会を設置しようとするのが、政府の本審議会設置の理由として述べているところであり

ます。

なお、念のため申し添えておきますが、当初の政府原案には、このほか、九州地方の開発に関する重要事項を調査審議するため、九州地方開発審議会を経済企画庁の付属機関として設置することになっておいたのでありますが、衆議院におきましては、議員提出にかかる同審議会の設置に関する規定を含む九州地方開発促進法案が別途可決せられましたに伴い、同審議会の設置に関する部分は修正削除となっております。

内閣委員会は、前後三回委員会を開き、この間、世耕経済企画庁長官その他関係政府委員の出席を求め、本法律案の審議に当りましたが、その審議において、地盤沈下対策審議会設置の理由と、これを経済企画庁の付属機関とした理由、本審議会の運営方針、地盤沈下に対し政府の従来とってきた対策及び今後の対策、特にその原因究明についていかに調査研究がなされたか。

また、地盤沈下に対してはすでに応急的にその処置が講ぜられて

いる現状下において、本審議会の設置により、逆にその処置が遅延

を来たすおそれはないか等の点につきまして質疑応答が重ねられました。

昨日の委員会におきまして質疑を終り、討論もなく、よって直ちに本法律案を採決いたしましたところ、全会一致をもって衆議院修正送付の原案通り可決すべきものと議決せられました。

以上御報告申し上げます。



## ◎核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律 (昭三四、四、四法一〇三)

### 一、提案理由(二月四日)

○高碕国務大臣 たいま議題となりました核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

本改正案の第一点は、原子炉の設置を内閣総理大臣が許可するに当って、万一の事故によって第三者に損害を与えた場合の賠償措置があることを許可基準の一つとして加えようとするものであります。

具体的には、原子力賠償責任保険制度の発足が予定されておりますので、原子炉設置者に対し、これに加入して相当の保険をかけること、あるいはこれにかわる措置を講ずることを要求しようとするものであります。

原子力の開発を進めます際、災害の防止に万全を期すべきことは申すまでもありません。特に原子炉の設置、運転に当っては嚴重な規制を行うべきでありまして、この点は、従来この法律による設置の許可基準や設置許可後の監督、検査等によって十分な取締りを期し得る態勢にあります。が、万一の場合に備えて、被災者たる第三者に公正な賠償が確保される制度、同時にまた、原子力開発のない

たします。

### 二、衆議院科学技術振興対策特別委員長報告

(三月十二日)

○小金義照君 たいま議題となりました核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過並びに結果について報告申し上げます。

本案の骨子の第一点は、原子炉災害によって損害を受けた第三者を救済する制度を樹立するための第一歩として、内閣総理大臣が原子炉の設置を許可するに当って、万一の事故によって第三者に損害を与えた場合の賠償措置があることを許可基準の一つとして加えようとする点であります。すなわち、万一の場合、被災者たる第三者に公正な賠償を確保し、あわせて原子力開発のない手である原子炉設置者に補償対策のため過重な負担を課さない制度を確立すること、原子力の開発を進める上において最も基本的な要請でありまして、また新しい問題であるため、各国の法制も十分整っていない現状にかんがみ、その第一着手として、原子力賠償責任保険制度の発足が予定されておりますので、とりあえず、民間の保険をかける程度の措置を講じようとするものであります。

次に、第二点は、最近大学等において、原子炉のような連続運転をするものではありませんが、原子核分裂の連鎖反応を実験できる臨界実験装置を設置せんとする傾向が現われてきたのかんがみ、

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

手たる原子炉設置者には補償対策のために過重な負担を課さない制度の確立は、広く要望されているのであります。

政府といたしましては、これがため原子力委員会に専門の部会を設けてその検討を進めておるとともに、先般来、海外に調査団を派遣し、諸外国の事情を調査しております。しかしながら、何分にも新しい問題であり、各国の法制も十分整っていない状況でありまして、抜本的な対策の確立には、いましばらく時日を要する一方、最近大学等において原子炉を設置する動きも盛んになって参りましたので、とりあえず、民間の保険をかける程度の措置を講じようとするものであります。従いまして、今回の改正は、原子炉災害によって損害を受けた第三者を救済する制度を樹立するための第一歩として必要な措置と考ふる次第であります。

第二点は、原子炉のような連続運転をするものではありませんが、原子核分裂の連鎖反応を実験できる臨界実験装置を大学等で設置する傾向が最近見られましたので、この実験における核燃料物質の使用の方法や、使用したあとの使用済み燃料については特に放射線障害対策を必要とする等の問題がありますので、これに必要な安全上の措置を確保しようとするものであります。これは、いわば技術の見地から、従来を法律を補うという意味において必要な改正と考ふるものであります。

以上、この法律案の提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

この実験における核燃料物質の使用の方法や使用済み燃料については特に放射線障害対策を必要とする等の問題がありますので、使用済み燃料 定義及び核燃料物質の使用許可基準を改め、核燃料物質を原子炉以外で使用する場合において、その使用済み燃料の処分の方法を明らかにさせるとともに、その変更は許可を要するものとするなど、これに必要な安全上の措置を確保しようとするものであります。

本案は、去る二月四日高碕国務大臣より提案理由の説明を聴取した後、参考人より意見を聴取するなど、きわめて熱心なる審議が行われたのであります。が、これらの内容については速記録に譲りま

す。

かくて、去る十一日質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案は、前に申し述べました通り、原子力災害補償制度確立のための第一着手でありますので、国家の補償責任を明らかにし、根本的な対策を確立することこそ緊要であることにかんがみまして、本案に対し自由民主党及び日本社会党共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出され、これまた全会一致をもって可決いたしました。

附帯決議は次の通りであります。

原子力の研究開発を推進するためには、災害の予防とその補償が特にわが国の現実にかけりみて緊要である。従つて、政府は最も速やかなる機会に左の各項の実現を期すべきである。



一、原子炉に関する万一の災害に対し、その責任の所在を明確にし、民間保険の負担の限度を超える分については、国家の補償責任を明かにするため、立法その他必要な措置を講ずべきである。

二、国家補償に関連して、大型実用原子炉の安全性に対しては、資料の公開、公聴会の開催等の手続を経て決定すべきである。併しながら、教育訓練用小型原子炉については、政府において、安全性等に関し国民の理解と協力を求むるよう措置を講じて原子力の研究、開発及び原子炉の設置を積極的に推進すべきである。

三、国際原子力機関憲章の趣旨に基き、原子力災害の賠償については、国際的規模における保険プールの設定に努むべきである。

右決議する。

以上をもって御報告を終わります。

### 三、参議院商工委員長報告(三月二十七日)

○島清君 ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この改正法案の骨子は次の通りであります。改正の第一点は、原子炉の事故に基いて第三者に損害を与えた場合のことを考え、原子

炉設置の許可申請のときに、その場合の損害賠償措置を明確にさせ、これを許可する場合の基準を政令に委任する規定を加えております。なお、賠償措置を変更する場合も許可を要することとしております。改正の第二点は、核燃料物質を原子炉以外で使用して原子核分裂をさせる場合にも、使用済燃料の処分の方法を明らかにし、その変更も許可を要することとしております。改正の第三点は、核燃料物質を臨界実験装置に使用する場合には、これの許可基準として十分な技術的能力を必要とするこの規定を加えたことであり、また、使用済燃料の定義を拡大して、原子炉の燃料として使用した場合に限らず、原子核分裂をさせた核燃料物質も使用済燃料として取り扱うように改正しているのであります。

以上が改正法案の骨子であります。委員会においては、原子力政策全般の問題から、この改正法案の第三者災害賠償措置については、活発な論議が行われたのであります。特に、第三者災害賠償措置については、賠償責任が過失責任か無過失責任か、原子力責任保険についての諸問題、中でも地震災害による保険適用の可否について、あるいは損害賠償の場合、国の責任はどうあるべきか、国家補償についてはいかなる考え方を持っているか等について政府にただしたのであります。これに対して政府は、「これら賠償措置の具体的な制度については、現在慎重に検討中で、近い将来、できれば明年くらいまでに結論を出し、法制化したい。」また、原子力政策全般については、「今後、第三者災害賠償制度をも含め、慎重かつ強力に行う」との見解を披瀝したのであります。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もございませんでしたので、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、輸出品デザイン法案について申し上げます。

本法案は、輸出品のデザイン等の模倣や盗用を防止して、輸出品の健全な発達をはかろうとしているもので、その内容は、第一に、輸出入貿易上、デザインの模倣を防止することが特に必要な貨物であつて、しかも、輸出入取引法に基く業者の協定ではその目的を達成できない貨物を、特定貨物として政令で指定します。第二は、この特定貨物を輸出しようとする者は、そのデザインと商標について認定機関の認定を受けなければ輸出ができません。第三に、業者は、この認定機関に対し、自分のデザインを登録することができるとしております。この登録とか認定とかを受けるデザインは、自己のデザインか、他人のデザインを侵さないものでなければならぬこととはもちろん、仕向け国の工業所有権やデザイン等を侵害するようなものであつてはならないとあります。第四は、この登録、認定を行う認定機関は、その機関からの申請を待つて通産大臣が指定するものであります。また、これが監督を行うことも規定してあります。以上が本法案の骨子であります。

委員会におきましては、各委員から熱心な質疑が行われましたが、そのうちおもな点は、輸出入取引法、不正競争防止法、意匠法等の現行法規では、輸出品のデザイン盗用の防止はなぜできないか、本法のデザイン登録を意匠法の登録との関係はどうか、仕向け

地に適したデザインの研究調査はどうなっているか等でありました。その詳細は会議録に譲ることといたします。

質疑が終つて討論に入りましたところ、島委員すなわち私から、本法案には、今国会に提出されている輸出入取引法の改正案の通過を前提として「輸出入取引等の秩序の確立に関する法律」という法律が引用されているが、現在の審議状況とにらみ合せ、これを輸出入取引法に改める旨の、各派合議に基く修正案の提出とともに、修正部分を除く原案に対しては、デザインの盗用防止による輸出入取引の秩序確立のためにはやむを得ない必要な措置であるとの賛成意見が述べられました。

討論を終つて採決に入りましたところ、島委員すなわち私提出の修正案並びに修正部分を除く原案は、全会一致をもって可決、よつて本法案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定をいたしました。

以上御報告を終わります。



◎日本蚕繭事業団法 (昭三四、四、四法一〇四)

一、提案理由(二月四日)

(農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三四―法九二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(三月十二日)

(臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律(昭三四―法四八)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(三月三十一日)

(繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律(昭三四―法九九)の委員長報告と一括して掲載)

◎公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律

(昭三四、四、六法一〇五)

一、提案理由(二月十七日)

(建築基準法の一部を改正する法律(昭三四―法一五六)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院建設委員長報告(三月二十七日)

○早川慎一君 ただいま議題となりました公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、建設業者または建設工事の設計監理等を行ういわゆる建設コンサルタントの海外における事業活動を促進するため、当該事業活動に必要な資金の調達について、これらの業者の担保能力を増強し、金融の円滑化をはかろうとするものであります。すなわち、土木建築工事の請負業者または建設コンサルタントが、外国における事業活動に必要な資金について金融機関から融資を受け、あるいは信用状の開設を得た場合には、前払金保証事業会社がその債務を保証できることとしております。現行法では、前払金保証事業会社は、本来の業務であり前払金保証事業のほか、公共工事に関する資金の金融保証事業及び建設工事に機械の購入資金の金融保

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律

証事業を兼業しておりますが、このたび新たに兼業として海外建設事業に関する金融保証事業を行い得ることとしたのであります。

本法案は、二月十一日に付託され、以来、参考人として、保証事業会社、建設コンサルタント、大中小の建設業者の意見を聴取する等、慎重審議を行なってきたのであります。

委員会における質疑のおもなる点は、保証事業会社の保証により建設資金を確保する方法が、海外建設協力の促進策として妥当かいなか、輸出入銀行の業務運営状況、保証事業会社の現況、事業方法書の記載事項等についてであります。詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して田中委員から、「わが国の海外建設協力の促進のため本法案は暫定的措置として一応これを了とするが、この方法をもってしては、この問題を基本的に解決することは困難である。よって政府はみずからの責任において金融その他の援助について積極策を講ずべきである。」との附帯決議を付して賛成する旨の意見が述べられました。次いで、自由民主党を代表して稲浦委員から、本案並びに附帯決議案に賛成の旨、発言があり、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。続いて、田中委員提案の附帯決議案について採決の結果、これまた全会一致、委員会の附帯決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。



### 三、衆議院建設委員長報告(三月三十一日)

○堀川恭平君 たいま議題となりました公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

近年、東南アジア、中近東、中南米等の諸外国から建設事業に関する引き合い等が漸次増加しておりますが、これらの引き合い等のうち、実際に契約が成立したものは僅少の数にとどまり、わが国建設業者の海外における活動状況は必ずしも活発とは言えない現状にあります。これがおもなる原因といたしましては、わが国の建設業者または建設工事の設計、監理等を行ういわゆる建設コンサルタントの担保能力が不足なため、事業活動に必要な資金の融通を受けることがきわめて困難であるということであり、このような現状にかんがみ、わが国の海外建設協力を促進するため、建設業者または建設コンサルタントの海外における事業活動に必要な入札保証金、契約保証金、建設機械購入資金等の多額の事業資金の調達につきまして、これらのものの担保能力を増強し、金融の円滑化をはかる必要がありますので、これに対処する措置として本法律案が提案されるのであります。

本法律案は、参議院先議でありまして、本委員会に付託されたのは三月二十七日であります。審査の内容は会議録を御参照願いたいと存じます。

かくて、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、本案は

全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### ◎輸出品デザイン法 (昭三四、四、六法一〇六)

#### 一、提案理由(二月十日)

○大島政府委員 たいま議題となりました輸出品デザイン法案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明いたします。

わが国の輸出品がしばしば外国デザインの模倣を行うため、海外からこれに対する苦情の申し入れがひんびんとありますことは、すでに皆様御承知の通りであります。このような事態が続きますことは、輸出貿易におけるわが国の国際的信用を著しくそこなうこととなり、ひいては、これに藉口した仕向国の関税引き上げ、輸入制限等を招来するおそれなしといたしません。またデザインの模倣は国内輸出業者相互の間にも行われております。すなわち、ある業者がせっかくな努力をしてよいデザインの商品を創作し、輸出しても、直ちに他の業者がこれに模倣し、しかも安価で輸出するため、お互いに値くずしをすることになり、かえって海外のわが国輸出品に対する信用を害するという、いわゆる過当競争の状態を引き起しているわけであり、

このような事態に処する対策といたしましては、現在法制的には、意匠法等工業所有権関係の諸法令、不正競争防止法、輸出入取引法等がありますが、これらは、あるいは私権の保護という見地からの当事者相互間の損害賠償の問題を規制し、あるいはまた不正

な輸取出引に対する制裁を規制しているものであり、いずれもすでに行われてしまったデザインの盗用に対する事後的規制にとどまっております。

一方、業界の自主的規制策といたしましては、輸出入取引法に基づく輸出組合の意匠協定によって、繊維、陶磁器及び雑貨の一部につき、デザインの模倣を輸出に当り事前にチェックしようとする方法が実施されております。すなわち、輸出組合員が、協定で定めた特定の貨物を輸出しようとするときは、協定によって設立した意匠センターにより、その貨物が他人のデザインを盗用したものでない旨の認証を受けなければならない、ということになっているのであります。本来デザインの盗用防止というような問題は、このような業者の自主的規制に待つのが最善の策と考えられますが、かかる自主的な協定の締結を行うことが相当困難である業界も存するのであります。

以上のような現行法上の欠陥と、業界の自主的規制の困難さとをあわせ考えまして、特定の機関による輸出品のデザインの事前認定を行うことを主眼とする本法案を提案いたす次第であります。

次にこの法案の要旨を御説明いたします。

まず第一に、輸出入取引法上のデザインの模倣を防止することが特に必要である貨物であって、輸出入取引法に基づく業者の協定により自主的規制が行われていないもの、または協定はあってもその目的達成が困難であるものにつきましては、これを政令によって特定貨物に指定いたします。なお、この指定に当りましては、事の重要性にか



んがみ、事前に輸出入取引審議会に諮問することといたします。

第二に、特定貨物を輸出しようとする者は、あらかじめ、次に御説明いたします認定機関の認定を受けなければならないことといたします。なお、この認定を円滑、迅速に行い得るようにするため、希望する者にはデザインの登録が受けられことといたしますが、これはあくまでも認定のための便宜的な手段でありまして、権利の設定を意味するものではありません。

第三に、以上の認定の業務を行う認定機関は、その申請を待つて、通商産業大臣が一定の指定基準に適合すると認められたものにつき指定することとし、業務の運営その他につき十分な監督を行うことといたします。

以上簡単でございますが、この法律案提出の理由及びその要旨の概要につき御説明いたしました。

何とぞ慎重御審議の上御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。

次に石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案の提案理由を申し上げます。

本日ここに、御審議を願います石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

第二十二国会におきまして石油資源開発株式会社法が制定され、同法に基づき昭和三十年十二月石油資源開発株式会社が設立されたのでありますが、現在までに三年余りの年月を経過いたしましたので、こ

の間、同社の探鉱活動も着々進められ、その成果も次第に現われて参りました。

しかしながら、同社の資本金調達にもおのずから限度があり、しかも、この限られた資本金はあげて同社の探鉱部門に投入されることになっておりますので、同社が探鉱の結果発見いたしました油田の開発に必要な資金の調達は、もっぱら銀行融資その他の借入金に依存せざるを得ない実情にあります。現状では今後における開発資金の調達についての困難等が予想されるに至りました。

このような事態に対処いたしますために、同社の債務について政府が保証することができるよう措置する等の必要が生じたので、ここに石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

この法律の改正点の第一は、先ほども若干触れましたが、石油資源開発株式会社の債務について、政府が保証をすることができるよう規定を新しく設けることとあります。なお、この点に關しましては、石油資源開発株式会社法が制定されました第二十二国会におきまして、政府は債務保証について、必要に応じて可及的すみやかに所要の措置を講ずるよう附帯決議がなされております。第二は、石油鉱業権評元審査会の廃止であります。石油資源開発株式会社は、設立時に帝国石油株式会社から、一時に多くの鉱業権を譲り受けることになっていたのでありますが、その際の評価を適正ならしめるため、臨時に石油鉱業権評価審査会が設けられたのであります。しかし、同審査会は、現在すでにその使命を終了いたしましたのであります。

で、今回これを廃止することとした次第であります。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

次に繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由を申し上げます。

ただいま提案されました繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

現行繊維工業設備臨時措置法は、昭和三十一年六月に公布され、同年十月より施行されて今日に至っております。

御承知の通り、最近におけるわが国繊維産業は、国内経済の動向及び輸出不振の影響を受けまして需給の均衡を失い、長期にわたって不況状態を呈し、一部を除いて高率の操業短縮を余儀なくされておりますが、これは繊維産業のみならず、関連産業にも悪影響を与え、国民経済の広範囲にゆゆしい事態を招来してきております。

政府といたしましては、昨年八月に繊維不況打開のための重点施策につきまして閣議決定を行い、鋭意これの実施に努力いたすとともに、また、十月以降業界人、学識経験者、労働者代表等よりなる繊維総合対策懇談会を設け、繊維産業の不況打開並びに長期的再建対策の樹立につきまして、総合的見地から種々審議を重ねて参りましたが、その審議の結果を尊重し、政府は、現行繊維工業設備臨時措置法の改正による化学繊維の製造設備の調整の必要を認め、その線に沿って検討をいたしました上ここに成案を得ましたので、繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案として上程いたすこと

となった次第であります。

本改正法案は、現在四、五割に及ぶ高率の操業短縮を継続している人絹糸、スフ綿の製造設備を登録制の対象に追加し、もって輸出の過当競争の改善をはかり、あわせて操業度の向上による輸出価格の低減及び安定を期待し、また、合成繊維につきましても同様の登録制を実施することにより、繊維製品全体の需給を勘案しつつその計画的伸長をはかることにより、他の繊維部門のごとき設備過剰状態とこれによる輸出秩序の混乱を防止しようとするものであります。

次に、改正の主要点につきまして御説明申し上げます。

第一は、化学繊維製造設備の登録制の実施であります。現行繊維工業設備臨時措置法におきましては、精紡機及び織物幅出機について登録制が実施されておりますが、前述の理由によって化学繊維の設備規制が必要でありますので、今回精紡機及び織物幅出機と同様に、化学繊維製造設備のうち主要な機械である紡糸機を登録制の対象に追加しようとするものであります。

なお、既存設備は当然に登録をいたしますが、新規の登録につきましては、繊維工業設備審議会の意見を聴取して、目標年度の繊維製品の需給を参酌して、設備が不足である場合にはその不足設備について、設備の新規登録を認めていくものであります。

第二は、新規の登録の場合における処理設備の優先であります。政府といたしましては、需給の調整をはかり、市況の安定を期するため現行法の規定により、過剰設備の格納等の指示をいたす予定で



ありますが、過剰設備の処理を円滑ならしめるために、政府の指示に基づいて、廃棄、格納等により処理された繊維工業設備につきましては、新規の登録の場合に優先的に登録を認めようとするものであります。

第三は、仮登録事項の変更であります。新規に登録を受ける際には、まず仮登録を受けなければなりません。現行繊維工業設備臨時措置法では、仮登録段階において、機械の種類、設置場所等の変更は認められないため、実務上支障を来しておりますので、これらの変更も認めようとするものであります。

第四は、目標年度の変更であります。現行繊維工業設備臨時措置法におきましては、繊維工業設備の新增設を認め、あるいは過剰設備の処理をはかるための需給見通しの目標年度は、昭和三十五年となっておりませんが、計画的に設備調整をはかるためには、ある程度長期を見通す必要があります。特に、新たに設備調整の対象とならず化学繊維につきましては、計画的伸長が望まれますので、本法の目標年度を二年延長し、昭和三十七年度に変更しようとするものであります。

以上が改正の主要点でありまして、各条につきましては、今後御審議の過程を通じ詳細に御説明申し上げるつもりであります。このたびの改正は、繊維製品の正常な輸出の発展に寄与するため、繊維工業設備に関する規制を行うことによつて、繊維工業の合理化をはかるためにぜひ必要なものと考えられます。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切にお

願いする次第であります。

二、衆議院商工委員長報告(三月十二日)

(硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律(昭三四―法四九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院商工委員長報告(三月二十七日)

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律の一部を改正する法律(昭三四―法一〇三)の委員長報告と一括して掲載)

◎日本国有鉄道法の一部を改正する法律

(昭三四、四、六法一〇七)

一、提案理由(二月十日)

○永野国務大臣 たいだいまから日本国有鉄道法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその概要について御説明申し上げます。

日本国有鉄道が公共企業体として発足いたしました以来九年余を経過し、本年六月一日に十周年の記念日を迎えることになりました。この間、管理組織の変更その他制度的に幾たびか改正が行われて参つたのでありますが、何分にも膨大な組織でもありますので、過去いろいろ各方面の御批判を受け、最近では公共企業体審議会の答申もあり、また当委員会におきましても、絶えず御批判と御指導を受けて参つたのであります。政府といたしましてもこれらを十分尊重いたしました。日本国有鉄道がその設立の趣意を生かして能率的な運営を確保し、もつて公共の福祉を増進し得るよう種々検討して参つたわけでありませんが、支社制度の強化等につきまして改善の方向に結論を得ましたので、これを実施に移すため、日本国有鉄道法に所要の改正を加えるこの法律案を提出いたすことになった次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、日本国有鉄道の支社制度を強化するため、理事の定数を

増加することとしたこととあります。現在の日本国有鉄道は、理事会が最高意思決定機関として業務運営の中心をなしております。この理事会に支社の実情を反映させ、また理事会の意向を支社に十分徹底させるために、理事を増員して支社長を理事の中から任命し得るよういたしましたわけでありまして。

第二は、日本国有鉄道が、限定した範囲内での事業に投資をすることができるようになりました。現在、日本国有鉄道は、帝都高速度交通営団法に基づきまして、帝都高速度交通営団に対してのみ投資しておりますが、このほか、日本国有鉄道の投資につき、運輸大臣の認可を受けて、予算で定めるところにより、日本国有鉄道及び他の運送事業者がともに使用する輸送施設の運営を行う事業に投資することができるようになりました。

第三は、運輸大臣の職権の一部を陸運局長に委任することとしたこととあります。現在までは日本国有鉄道の監督はすべて本省のみで行なつて参りましたが、地方の事情を具体的に把握している陸運局長に行わせることが、適切かつ能率的なものにつきましては、運輸大臣の職権の一部を委任して陸運局長に行わせることとしたわけでありまして。

以上がこの法律案の提案の理由とその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。



## 二、衆議院運輸委員長報告(二月二十七日)

○塚原俊郎君 たいま議題となりました日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につき、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、御承知の通り、日本国有鉄道の経営については、設立以来今日まで、管理組織の変更その他、制度的に幾たびか改正が行われて参つたのでありますが、過去、いろいろと各方面から批判を受け、特に、最近では、公共企業体審議会の答申において、支社の独立採算性の強化が提案される等、多数貴重な意見が発表されております。政府においては、これら各種意見を十分尊重いたしまして、その業務の能率的な運営を確保するため、種々検討して参つたのでありますが、支社制度の強化等につきまして改善の方途に結論を得ましたので、これを実施に移すため、現行法に所要の改正をいたそうとするものであります。

まず、本法案の要点を申し上げますと、第一に、日本国有鉄道の支社制度を強化するため、理事の定数を十一人以上十六人以内にしております。これは、理事を増員して支社長を理事の中から任命し得るようにいたし、もって日本国有鉄道の最高意思決定機関である理事会に支社の実情を反映せしめ、また、理事会の意向を十分徹底させることを目的としております。

第二は、日本国有鉄道が限定した範囲内で他の事業に投資することができ旨を明らかにいたしました。すなわち、日本国有鉄道

改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、現行法中、理事の定数の増加、関連事業への投資及び運輸大臣の職権の一部委任について改正しようとするものであります。改正案に関する政府の説明によりますと、

第一の理事の定数の増加につきましては、支社制度を強化するため、理事のうちから支社長を任命し、理事会に支社の実情を反映させると同時に、理事会の意向を支社に徹底させるための措置であるとのことであります。

第二の関連事業への投資につきましては、日本国有鉄道が他の運送事業者と共同使用する輸送施設の運営を行う事業に対して、予算の範囲内で投資することができるようしようとするものであります。

第三の運輸大臣の職権の委任につきましては、運輸大臣の職権のうち地方の事情を具体的に把握している陸運局長に行わせた方が適切で、かつ能率的であるものについて、これを陸運局長に行わせることができるようにしようとするものであります。

以上が政府の説明の要旨であります。

次に、委員会における本法案に関するおもなる質疑について申し上げます。委員会における質疑は、主として国鉄機構のあり方及びその運用、特に理事支社長制をとる場合における採算性の強化により生ずる公共性の欠如、民間企業への圧迫、国鉄の投資の対象、新たな大臣権限委任事項について、各般の角度より各委員から質疑が

日本国有鉄道法の一部を改正する法律

は、運輸大臣の認可を受けて、予算で定めるところにより、日本国有鉄道及び他の運送事業者がともに使用する輸送施設の運営を行う事業に投資することができ旨を明らかにいたしてしております。

第三は、運輸大臣の職権の一部を陸運局長に委任することとしております。これは、現在まで本省のみで行なつて参りました日本国有鉄道に対する監督を、地方の事情を具体的に把握している陸運局長に行わせることが適切かつ能率的なものについて、運輸大臣の職権の一部を委任して陸運局長に行わせることにいたしてしております。

本法案は、去る二月七日当委員会に付託せられ、十日政府より提案理由の説明を聴取し、十九日、二十四日並びに二十六日質疑が行われましたが、その内容は会議録によつてごらん願います。

かくて、同二月二十六日質疑を終了、討論を省略、採決の結果、本法案は全会一致をもって政府原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、川野芳満委員より、鉄道管理局の所管区域につき、行政区域との関係、経営の適正規模等の点から、そのあり方についてすみやかに再検討すべき旨の附帯決議案が提出され、採決の結果、これまた全会一致をもって可決されました。

以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院運輸委員長報告(三月二十七日)

○大倉精一君 たいま議題となりました日本国有鉄道法の一部を

行われました。が、それらは会議録によりごらんを願うことにして、運輸大臣及び政府当局並びに国鉄総裁よりの答弁及び説明のおもな点について申し上げます。

まず第一は、現在の六つの支社の支社長を理事をもつて充て、新たに輸送力の強化をはかるため、新潟、広島及び高松にそれぞれ支社長を新設したいということでありまして、次は、理事となる六支社の支社長と新設の三支社の支社長との間には何ら権限の差異はつけないということでありまして、次に、将来投資の対象として考えておられるのは自動車ターミナルであるが、昭和三十四年度には予算に計上しておられないとのことでありました。なお、国鉄の五カ年計画実施に関する責任体制及び職種別要員の充足に関しましては、早急に責任体制の強化をはかり、職種別要員の件については、企業の近代化、事務の機械化による余剰人員の配置転換及び自然減により補充のほか、善処したいとのことでありました。

質疑を終り、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して相沢委員より、本法案に賛成の旨の意見の開陳があり、本法案が日本国有鉄道の公益性より採算性を強調していること、及びこのために労働強化を生ずるおそれがあることを指摘し、その実施に当たっては、公益性を尊重し、労使協調して業務の運営に当るべきであると、また部外投資についても慎重にこれを行うことを希望し、さらに次の附帯決議案を委員会の決議とすることを提案せられました。

日本国有鉄道経営の実情にかんがみ、政府並びに国鉄当局は左



日本国有鉄道法の一部を改正する法律

三四八

記事項につき至急善処すること。

一、支社制度の整備をはかること。

一、支社長と専門業務を主管する者との待遇の権衡を考慮すること。

一、鉄道管理局の区域等につき再検討を行うこと。

一、業務量に応じた要員の適正なる配置につき再検討すること。

次に、日本共産党を代表して岩間委員より、この法案の実施は、支社の間に格差を生ずること、公益性の保持並びに民主的運営に逆行すること、国鉄経営の現状から見て部外投資に反対であること、陸運局の現状から見て大臣権限の地方委譲は十分その効果が期待し得られない等の趣旨から、本法案に対し反対の旨の意見の開陳がありました。

以上で討論を終り、直ちに採決に入りましたところ、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。また相沢委員提案の附帯決議案につき採決いたしましたところ、これまた多数をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎日本てん菜振興会法 (昭三四、四、七法一〇八)

一、提案理由(二月二十八日)

(小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国有てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律(昭三四―法五七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(三月十二日)

(臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律(昭三四―法四八)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(三月二十日)

(農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法(昭三四―法四七)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎揮発油税法の一部を改正する法律

(昭三四、四、九法一〇九)

#### 一、提案理由(二月三日)

(特別飭書復旧特別会計法を廃止する法律(昭三四一法六三)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十七日)

○早川崇君 たいま議題となりました四法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。まず、揮発油税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案のおもな改正は、まず、税率を、一キロリットルにつき、現行の一万四千八百円から五千五百円引き上げて二万三百円とするとしております。

次に、製造場内に現存する揮発油が滞納処分等により換価されたときは、他の間接税と同様、製造場から移出したものとみなすこととしております。

なお、税率引き上げに伴いまして、昭和三十四年四月一日現在に製造場及び保税地域以外の場所で合計五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者または販売業者に対し、手持品課税を行うことといたしてしております。

とすることとしております。

次に、課税の均衡上、新規に課税しようとする物品であります。が、トランジスタラジオについては、その性能に依りて五%または一〇%、テープレコーダーについては一〇%、ただし二年間は暫定的に五%、チクロ系甘味料については一キログラム当り三十円、高級織物については小売段階において一〇%、それぞれ課税することとしております。

なお、その他、課税の適正化と簡素化をはかるため所要の規定の改正を行うこととしております。

以上の改正により、政令事項を含めて、初年度約三十四億円の減収を見込んでおります。

本案に關しましては、足立篤郎君外二十五名より修正案が提出されました。

修正内容は、新規課税を行おうとする高級織物並びに従来製造課税となっている弾丸を、それぞれ課税から削除し、また、従来製造課税となつておりますゴルフ用具等を、ゴルフ・ボールを除き小売課税に移すとともに、銃については小売課税から製造課税に移そうとするものであります。また、書画、骨董については、小売課税五%となつておりますものを三%に改めることとしております。この修正による予算に及ぼす影響は僅少なものとてあります。

以上の修正案につきましては、国会法第五十七條の三の規定により、内閣の意見を聴取いたしましたところ、やむを得ない旨の意見が述べられました。

揮発油税法の一部を改正する法律

以上の改正により、初年度約百九十三億円の増収を見込んでおります。次に、地方道路税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、別途行われる揮発油税率の引き上げに伴い、地方道路税と揮発油税の現行の配分率を、地方道路税分二百三十八分の三十五、揮発油税分二百三十八分の二百三に改めるとともに、利子税額、加算税額等の配分割合も同様に改正することとしようとするものであります。

以上二法律案につきましては、審議の結果、本日質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、日本社会党を代表して横山委員より反対の旨の意見が述べられました。次いで採決いたしましたところ、いずれも起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次に、物品税法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案のおもな改正は、まず課税段階の変更であります。室内裝飾用品、メッキ製品など、現行納税義務者の規模が零細で、税務執行上問題の多いものについては小売段階で課税することとし、また、サッカリン、ズルチンについては税率を軽減することにも、選択により原料段階においても課税できることとしております。

次に税率の引き下げ等ありますが、化粧品、釣用具など十四品目については、それぞれの税率を引き下げ、税負担の軽減をはかるとともに、現在非課税となつてゐる物品との均衡上、口中剤、玉ラムネ、一部の課税物品の部分品などについては、これを非課税物品

次いで、本案並びに修正案につきましては、審議の結果、本日質疑を終了し、討論の通告がありませんでしたので、直ちに採決いたしましたところ、修正案及び修正部分除いた原案はいずれも起立多数をもって可決され、よつて、本案は修正議決いたしました。

なお、本案に対しては、小山長規君外二十五名から次のような附議案が提出いたしました。すなわち、

商標指示に関する物品税法第六條第三項の改正は、物品税課税の適正化、公正化を趣旨とするものであるから、その実施に當つては、政府は本條の適用範囲、実施の時期等につき慎重な配慮をなし、これが正常な取引関係を著しく阻害することのないよう措置することを要望する。

次いで、この附帯決議案について採決いたしましたところ、起立多数をもってこれを付すべきものと決しました。

次に、入場税法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案のおもな改正は、まず、現在、映画、演劇等の基本税率は、五十円以下一割から、百五十円をこえるもの五割に至る五段階の税率となつてゐるのを、五十円以下一割、百円以下二割、百円をこえるもの三割の三段階の税率に改めるとともに、演芸、音楽及び見せものについても、演劇と同様、現行の軽減税率を適用することとしております。

次に、仮設小屋等で行われる映画、演劇等の臨時興行について、新たに三十円の免税点を設けるとともに、展覧会場等への入場についても、現行の免税点二十円を三十円に引き上げることとしており



ます。

なお、この法律案は本年五月一日から施行することとしておりますが、五月一日以降六カ月間に限り、税込み料金が減税相当額だけ引き下げられない場合には、原則として旧税率を適用することとしております。

以上の改正により、初年度約十九億円の減収を見込んでおります。

本案に關しましては、各派共同による修正案が提出されました。その修正の内容は、五十円以下一割の税率を七十円以下までに引き上げることとし、また、新たに設ける免税点と現行の免税点の引き上げを三十円としておりますものを、それぞれ二十円に改め、なお、施行期日を昭和三十四年五月一日からとしておりますのを八月一日に変更するものであります。この修正による減収額は平年度において約十億円となりますが、本年度は予算に影響がないとのことであります。

以上の修正案につきましては、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたしましたところ、賛成の旨の意見が述べられました。

次いで、本案並びに修正案につきましては、審議の結果、本日質疑を終了し、討論の通告がありませんでしたので、直ちに採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除いた原案はいずれも全会一致をもって可決され、よって、本案は修正議決されました。

以上の各法律案に対する質疑応答の詳細につきましては会議録に譲

ることといたします。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院大蔵委員長報告(四月八日)

○土田国太郎君 たいいま議題となりました七法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、揮発油税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における揮発油の消費状況及び道路整備五カ年計画遂行のための財源確保の緊要性にかんがみ、揮発油税の税率を一キロリットルにつき現行の一万四千八百円を五千五百円に引き上げて二万三百円といたそうとするものであります。また、この引き上げ措置を四月一日から施行するに伴いまして、その施行日現在に、製造場等以外の場所において五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者、販売業者に対して、増税分だけ手持品課税を行おうといたすほか、他の間接税の例にならない、製造場内にある揮発油が滞納処分等により換価されたときは、製造場から移出したものとみなして課税することとする規定の整備をはかろうとするものであります。

本案審議につきましては、今回の改正措置が国民経済に及ぼす影響をきわめて重大でありますので、参考人より意見を聴取するとともに、運輸、建設の各委員会と連合審査会を開いて慎重に審議をいたしました。委員会における審議の詳細は、会議録によって御承知を

願いたいと存じます。

次に、地方道路税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、揮発油税率の引き上げ措置に伴い、揮発油税及びこれと合せて徴収する地方道路税の配分率について、現在の地方道路税分百八十三分の三十五、揮発油税分百八十三分の百四十八を、地方道路税分二百三十八分の三十五、揮発油税分二百三十八分の二百三に改めるとともに、利子税額等の配分割合も同様に改正するほか、所要規定の整備を行おうとするものであります。委員会における審議の詳細につきましては、会議録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、両案の修正案について諮りましたところ、江藤委員より、「自動車使用者の税負担の実情にかんがみ、揮発油税の税率を一キロリットル当り千円引き下げて一万九千二百円に改めること、またこれに伴い、地方道路税法における納付の配分率等について所要の修正を加えるほか、施行日をそれぞれ四月十一日とする」旨の修正案が提出されました。なお、この修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、政府に対して意見を求めたところ、政府においては、本修正により、道路整備五カ年計画の財源に不足を生じ、その遂行にそこを来たすことになり、好ましくはないが、本修正法の趣旨が担税者の負担増を極力抑えようとするものであるから、しいて反対しないとの意見が述べられました。

次いで両案を一括して討議に入りましたところ、小酒井委員よ

揮発油税法の一部を改正する法律

り、「自民党が揮発油税の増徴分と同額の一般財源からの繰り入れを行うという決議を無視したことは、公党の立場として不信行為であること。今回の引き上げ措置は、全消費量の六割以上を使用する中小工業者及び農民に最甚深刻な影響があること。道路整備による受益の面も特定のものに限られるから、町村の住民にとっては悪い道路の中で税負担のみが加重されること。結果的に見るならば、中小商工業者にとっては事業税等の減税を上回る増税が行われることとなる」旨の反対意見が述べられ、天坊委員より、「七百億円減税の看板の裏面で大幅の増税が行われていることは納得できないこと。増徴する根拠が明確でなく、また中小企業者に対する負担増は避けたいこと等から反対するが、工事の施行については、道路利用者の立場を十分考慮して、合理的な、かつ計画的な施行を行うよう政府の善処を要望する」との意見が述べられ、次いで森田委員より、「一兆円計画には賛成するが、公益性のある道路整備を実施するのであるから、財源を揮発油税の増徴のみに求めることなく、政府資金の大幅な投入を行うべきで、この点、政府の反省を促したい」との賛成の意見が述べられました。

両案を一括して採決に入り、江藤委員提出の修正案について採決の結果、多数をもって可決され、修正部分を除く原案については多数をもって可決され、両案をそれぞれ修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、物品税法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、各物品の消費の性質及び担税力に応じて負担の均衡をは



かるとともに、零細企業の製品で負担の転嫁が困難のものについて減免措置を講ずるほか、負担の均衡上、非課税となっていることが不公平であると考えられる物品について新規課税を行う等、所要の規定の整備を行うものであります。

以下その概要について申し上げます。

第一に、消費の性質等から見て、税負担の均衡上軽減を要すると思われる化粧品、釣用具類等、十五品目について、それぞれの実情に応じた税率の引き下げを行い、また、製造者が零細で転嫁が困難である等の玉ラムネ、蓄音機の針等十四品目については課税を廃止することとし、また課税の適正化をはかるため、サッカリン、ズルチンについては、原料段階においても課税できることとするほか、零細企業で、執行上の難点が多く、課税最低限を相当引き上げて高級品に比べて小売段階で課税する方がより適切であると思われる室内装飾用品、メッキ製品等八品目については、小売課税方式に変更することとしております。

第二、現在非課税の取扱いを受けていることが負担の不均衡を招来していると認められるテープ・レコーダーについては一割の製造課税、ただし、二年間は五分の軽減税率を適用し、トランジスタ・ラジオについては五分ないし一割、チクロ系甘味料については、一キログラムにつき三十円の税率をもって課税を行うこととしております。

第三は、小売課税の対象となる物品の委託販売が行われる場合には、その受託者を納税義務者とするほか、輸出品物の免税手続を簡

素化する等、所要の規定改正を行うこととしております。

そのほか、本案の改正規定は、本年四月一日から施行することとなっておりませんが、小売課税に移行する部分及び新規課税の部分については、準備の都合上、本年五月一日から適用することとしております。

なお、本案については、衆議院において修正議決されたものでありまして、その修正点は、高級織物に対する新規課税及び弾丸に対する課税を廃止するとともに、ゴルフ用具について税率二割の小売課税へ移行し、また、銃については税率三割の製造課税へ移行することとするほか、書画、骨董に対する課税を五分から三分に引き下げらるものであります。

本案審議に当たっては種々熱心なる質疑がかわされたのであります。その詳細につきましては会議録により御承知を願いたいと存じます。

かくて質を終了し、討論に入りましたところ、杉山委員より、「ゴルフ用具類については、取引の実情にかんがみ、小売課税へ移行させることが必ずしも課税の適正化を期し得るかどうか明確でないこと、また、この際、実質的減税を来すような改正を行うことは適当でないと考えられるので、税率五割の製造課税へ戻すほか、施行日を五月一日に変更することに伴う所要の規定の整備をはかる旨の修正案を提出の上賛成する」との意見が述べられ、次いで、平林委員より、「現行物品税法は戦時中の遺物であり、大衆課税の性格を持っているので、これを廃止し、奢侈品課税を要望してきた

が、今回の改正案においても何らの配慮が払われていないこと、物品税の基本的考え方必ずしも一貫されておらないこと、業界との不明朗な結びつきが推測されること、また、第六条第三項の商標表示の規定は、中小企業者に深刻なる影響を与えている点から見て反対するが、今後物品税の改正方向を明確にし、促進をはかる意味において附帯決議案を提出したい」との発言がありました。その決議案の内容は、

物品税は、戦費調達のため存置された沿革を持ち、その性格もかく明確でないばかりでなく、課税の施行に当っては、政令に委ねられるもの多く、明らかに租税法主義の精神に反するものと思われる。また、課税物件間の税負担をみても、必ずしもその権衡がとれているものとは思われない。

よって、本委員会は、政府において、国民経済の総合的見地に立って、物品税体系を再検討し、速かに根本的改正措置を講ずべきことを要望する。

右決議する。

次いで採決に入り、杉山委員提出の修正案は多数をもって、修正部分を除く原案については多数をもってそれぞれ可決され、本案を修正議決すべきものと決定し、また、平林委員提出の附帯決議案を採決の結果、全会一致をもって本委員会の附帯決議とすることに決定いたしました。

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

揮発油税法の一部を改正する法律

案について申し上げます。

本案は、さきに成立いたしました地方交付税法の一部を改正する法律において、地方交付税の税率を二七・五%から二八・五%に引き上げることとなるのに伴いまして、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる金額で、所得税、法人税及び酒税の取入見込額を基礎とするものの算定の基準となる割合についても、昭和三十四年度以降同じく二八・五%に引き上げようとするものであります。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によって御承知を願いたいと存じます。質疑を終了し、討論、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本輸出入銀行は、プラント輸出を中心とする輸出入金融等を行い、わが国貿易の進展に伴って、その貸出残高は昨年十二月末には六百六十億円に達しており、昭和三十四年度においても、プラント輸出等の増大、賠償金融及び経済協力金融にかかる融資も増加する見込みであります。

本案は、昭和三十四年度における日本輸出入銀行の貸出額の増加と資金コスト低下のために、同行の資本金を七十億円増額して四百十八億円としようとするものであります。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によって御承知を願いたいと存じます。質を終了し、討論、採決の結果、多数



をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に  
関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、今回、国際通貨基金及び国際復興開発銀行が、世界経済  
及び国際貿易の急速な発展に対処するため増資をするのに伴いまし  
て、わが国の両機関への追加出資についての規定を設け、その増額  
により必要となる財源を確保するための措置を講じ、あわせて所要  
の規定の整備をはかろうとするものでありますが、そのおもなる点  
を申し上げますと、第一に、政府は、国際通貨基金または国際復興  
開発銀行に対しまして、それぞれ二億五千万ドルまたは四億一千六  
百万ドルの範囲内において追加出資をすることができるといた  
してあります。第二に、この追加出資額の払い込みの財源に充てる  
ため、大蔵大臣が指定する日本銀行所有の金地金を、金管理法第四  
条に規定する価格により評価がえするものとし、この評価がえによ  
り生じた益金は、全額国庫に納付するものとしております。第  
三に、政府が国際通貨基金及び国際復興開発銀行に加盟したとき、  
日本銀行から買入れた金地金は、旧金管理法第六条に規定する価  
格で売り渡されたものとみなし、この場合に生ずべき日本銀行の益  
金相当額は、その売り渡しがあつたときにおいて国庫に納付すべき  
ものとして、これに納付されたものとみなすこととしております。  
第四に、政府が国際通貨基金から外貨買入れの取引を行うこと  
に当りまして、国債で買入れできることとし、これに伴い、そ  
の国債の発行、買い戻し、償還等に関する所要の規定を設けること

といたしてあります。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によって御承  
知を願いたいと存じます。質疑を終了し、討論に入り、平林委員よ  
り、「政府は外貨導入について明確な構想がなく、本措置はさらに  
慎重に取り扱うべきである。また本措置は大蔵大臣の個人的ブレ  
ーにおいて強く、与党内の論議を十分に尽した上のもとも思われ  
ない。なお、これに関連して日本銀行の金地金の再評価に財源を求  
めたことは、同行の金地金保有数量が明確でない点があるため疑問  
が残る。以上の諸点から本案に反対する。」との意見が述べられ、採  
決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたします  
た。

最後に、賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案  
について申し上げます。

本案は、今国会においてすでに承認を得ました日本国とカンボ  
ディアとの間の経済及び技術協力協定に基いて、わが国がカンボ  
ディアに対して供与する無償の経済及び技術援助のための債務処理  
の経理をこの特別会計で行うことができることとするため、この特  
別会計法の第一条に所要の改正を加えようとするものであります。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によって御承  
知を願いたいと存じます。質疑を終了し、討論、採決の結果、全会  
一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

## ◎地方道路税法の一部を改正する法律

(昭三四、四、九法一一〇)

### 一、提案理由(二月三日)

(特別鉱害復旧特別会計法を廃止する法律(昭三四―法六三)の提案  
理由と一括して掲載)

### 二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十七日)

(揮発油税法の一部を改正する法律(昭三四―法一〇九)の委員長報  
告と一括して掲載)

### 三、参議院大蔵委員長報告(四月八日)

(揮発油税法の一部を改正する法律(昭三四―法一〇九)の委員長報  
告と一括して掲載)



## ◎宅地建物取引業法の一部を改正する法律 (昭三四、四、一一法一一一)(衆)

### 一、提案理由(三月十三日)

○瀬戸山委員 ただいま議題となりました宅地建物取引業法の一部を改正する法律案の提案理由の要旨を御説明申し上げます。

実はこの法律案は、自由民主党及び日本社会党共同提案になっておるものでありますが、現行の宅地建物取引業法は、宅地建物取引業を営む者の登録を実施し、その事業に対し必要な規制を行い、もってその業務の適正な運営をはかることにより、宅地及び建物の利用を促進することを目的として、昭和二十七年六月に制定され、さらに昭和三十二年五月に制定されました同法の一部を改正する法律によりまして、業者の質の向上、業務運営の適正化及び不動産取引の社会的安全をさらに確保するため営業保証金制度及び宅地建物取引員制度等を設けたのであります。このうち営業保証金制度につきましては、宅地建物取引業を営む者は、その事務所ごとに一定額の営業保証金を供託しなければならないこととし、業者と宅地建物取引員に限り取引をした者は、その取引により生じた債権に関し、業者が供託した営業保証金についてその弁済を受ける権利を有することとしたわけであり、以来今日まで約一千五百の業者が営業保証金を供託しており、本年八月一日からは宅地建物取引業法が

全面的に適用されることによりまして、さらに約二万五千の業者が、営業保証金を供託しなければならないこととなっております。ところで、この営業保証金の供託につきましては、現在は金銭による供託のみしか認められておりませんが、現在営業保証金制度がとられている他の業種につきましてはほとんど有価証券による供託が認められている現状から、これらとの均衡をはかるとともに、業者の行う営業保証金の供託を容易にする必要があるものであります。このような必要から、今回金銭にかえて国債証券、地方債証券その他建設省令で定める有価証券をもって営業保証金を供託することができることとし、これに伴う所要の規定を整備いたすこととした次第でございます。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。次にこの法律案の要旨について御説明申し上げます。

まず第一に、宅地建物取引業を営む者が供託すべき営業保証金または宅地建物取引業者が事務所を新設した場合等に供託すべき営業保証金は、建設省令の定めるところにより、国債証券、地方債証券その他建設省令で定める有価証券をもってこれに充てることができることとしたのであります。

第二に、有価証券による供託を認めることに伴いまして必要な措置を定めたものであります。業者は、その主たる事務所を移転したため営業保証金を供託すべき供託所が変更した場合において、金銭のみをもって供託しているとき以外のときは、遅滞なく、営業保証金を移転後の主たる事務所のもよりの供託所に新たに供託しなければならないこととしたのであります。

本法案は、去る三月十二日本委員会に付託され、同十三日審議を行なったのでありますが、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院建設委員長報告(三月二十五日)

(九州地方開発促進法(昭三四一法六〇)の委員長報告と一括して掲載)

○二階堂進君 ただいま議題となりました宅地建物取引業法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

宅地建物取引業の運営を適正ならしめるため、業者が事務所を設けて業務を行います際には営業保証金を供託すべきことが、去る第二十六回国会における宅地建物取引業法の一部改正によって定められたのであります。この営業保証金の供託につきましては、現在は金銭による供託のみしか認められていないのであります。証券業など営業保証金制度の設けられている他の業種については、ほとんど有価証券による供託を認めておりますので、これらとの均衡をはかるとともに、業者の行う供託を容易ならしめるため、宅地建物取引業者についても有価証券による供託を認める必要があるものであり

宅地建物取引業法の一部を改正する法律



交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

三六〇

◎交付税及び譲与税配付金特別会計法の

一部を改正する法律

(昭三四、四、一一法一一二)

一、提案理由(二月三日)

(特別鉱害復旧特別会計法を廃止する法律(昭三四―法六三)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月十二日)

(特定港湾施設工事特別会計法(昭三四―法六八)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(四月八日)

(揮発油税法の一部を改正する法律(昭三四―法一〇九)の委員長報告と一括して掲載)

◎関税法の一部を改正する法律

(昭三四、四、一一法一一三)

一、提案理由(二月十日)

(物品税法の一部を改正する法律(昭三四―法一五〇)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月十二日)

(特定港湾施設工事特別会計法(昭三四―法六八)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月十八日)

(所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭三四―法一五四)の委員長報告と一括して掲載)

関税法の一部を改正する法律

三六一



### ◎漁港法の一部を改正する法律

(昭三四、四、一一法一一四)(衆)

#### 一、提案理由(三月十八日)

○田口長治郎君 たいま議題となりました漁港法の一部を改正する法律案について、提案理由を御説明申し上げます。

漁港法は、水産業の基本的な生産基盤である漁港を整備し、その維持管理を適正にすることを目的として昭和二十五年に制定され、自來、全国にわたり二千六百八十港の漁港が指定され、このうち六百四十七港が整備計画に取り入れられ、国は、これに対し年々相当額の修築事業負担金あるいは補助金を計上し、漁港整備事業の促進に努めており、その結果、三十四年度完成見込みのものを加えますると、今日までに百三十六港の漁港が整備され、水産業の振興に貢献をいたしておりますことは、御承知の通りであります。

漁港の種類には第一種から第四種まであって、その位置、規模、利用度等によって格づけが行われ、その費用についての国の負担及び補助について、ある程度の格差をつけているのでありますが、その中であって、利用範囲が全国にわたる七十八港を第三種漁港として、その整備には相当の努力がなされているのであります。しかしながら、さらに、このような第三種漁港中にもありますが、漁獲物の水揚高の多寡、国民経済に対する寄与の度合いから見て、おのず

から、そこには、漁港としての機能、役割において頭角をぬきんでおり、今後の漁港対策上、一般の漁港と同一に律するわけには参らないと思われるものがありますことも否定しがたいところでありまして、このことにかんがみ、この際、第三種漁港のうち、水産業の振興上特に重要なものを特定第三種漁港となし、この種の漁港については、漁港整備の国の基本方針である整備計画に基づき、施行者の意見を尊重しつつ、農林大臣みずからが、総合的判断のもとに、さらに高度の技術的要因に考慮を払って、その修築計画を定めることが適当であると思料し、ここに本改正案を提出いたしました次第であります。

委員会においては、本日、この案を、委員会の成案として全会一致をもって決定いたしました次第であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

#### 二、参議院農林水産委員長報告(三月二十七日)

○秋山俊一郎君 たいま議題になりました農林水産委員会付託の衆議院提出にかかる漁港及び漁船関係の、また、内閣提出の酪農振興関係等三つの法律案について、委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

まず、漁港法の一部を改正する法律案であります。昭和二十五年、漁港法が制定され、自來全国にわたり漁港の整備が進められ、しかしして漁港は、その位置、規模及び利用度等によって、第一種から第四種までに格づけされ、利用範囲が全国的なものは第三種漁港

として取り扱われております。しかしして、これらの第三種漁港も、水揚高の多寡、あるいは国民経済に対する寄与の度合い等におのずから差異がありますので、この際、第三種漁港のうち、水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるものを特定第三種漁港とし、これらの漁港については、国以外の者が行う漁港修築事業でありまして、その修築計画は、農林大臣が漁港整備計画に基づいてこれを定めることとしようとするのがこの法律案が提案された理由とその内容であります。

委員会におきましては、提案理由の説明を聞き、質疑に入り、特定第三種漁港の選定基準、及び予定漁港、特定第三種漁港の修築計画とその実施方法、及びその予算的裏づけ、並びにこれが既定の漁港整備計画に及ぼす影響、この法律案の真のねらいとその効果、漁港整備に関する参議院の決議に対する政府の措置、漁港法と港湾法との関係等について、提案者あるいは政府の見解がただされ、その間において、特定第三種漁港の選定基準及び予定漁港については、年間の水揚量五万トン以上、水揚量に対する県外出荷量の割合が五〇%以上、入港動力船の総トン数二十五万トン以上で、接岸施設が水深四メートル以上、長さ百五十メートル以上と予定し、この基準に適合するものとしては、長崎、博多、下関、焼津、三崎、銚子、塩釜及び八戸の八港が予定される旨が答えられ、また、特定第三種漁港の修築に対する予算的裏づけについては、今後極力努力したい旨、三浦農林大臣及び佐野大蔵政務次官から政府当局の意図が述べられました。

漁港法の一部を改正する法律

かくして質疑を終り、討論に入り、千田委員から、漁港修築費予算の増額を要望して法律案に賛成が述べられ、他に発言もなく、採決の結果、この法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次は、漁船法の一部を改正する法律案であります。現行漁船法におきましては、漁船はすべて登録を受けなければならないことになっており、現在登録を受けている漁船は約四十万隻で、そのうちには、槽、「かい」のみをもって操業する一トンに満たないきわめて小型のものが約十九万隻も含まれているのでありますが、これら小型漁船を使用する漁業者は、すべて沿岸における零細な漁業者で、これらの者に登録及び検認を強制することは、その者の漁業に支障を与えるばかりでなく、ほとんど実益がないという理由で、総トン数一トン未満の無動力漁船については登録を廃止することによりしようとするのが、この法律案が提案された理由とその内容であります。

委員会におきましては、提案理由の説明を聞き、質疑に入り、漁船登録の意義とその実益、及びこれが廃止の理由とその利害、政府の漁船建造の方針等について、提案者あるいは政府の所見がただされ、かくして質疑を終り、討論に入り、千田委員から、小型漁船の登録廃止後の善後策について政府の善処を要望して、法律案に賛成が述べられ、他に発言もなく、採決の結果、この法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、酪農振興法の一部を改正する法律案について申し上げます。



す。

第一に、この法律案の提案の理田であります。昭和二十九年、酪農を急速に発達させるため酪農振興法が施行され、以来、乳牛の飼育も、生乳の生産も、また牛乳及び乳製品の消費も、ともに急速な伸びを示したのであります。最近牛乳及び乳製品の消費の伸びがようやく鈍り、過剰の傾向が現われ、酪農のためいろいろ困難な問題が起つてきましたので、このような事態に対処して、酪農経営を計画的に改善し、生乳の公正な取引を促進し、また、牛乳及び乳製品の消費を増進し、過剰乳製品について計画的に保管する道を開く等の措置を制度化しようとするものであります。

次は、法律案の内容であります。その骨子は、概略次のようであります。

第一は、法律の目的を改正して、従来は酪農の急速な普及発達をはかることを目的としたのでありますが、これを牛乳及び乳製品の生産から消費に至るまでの各段階を均衡させつつ酪農の健全な発達を所期するものとし、

第二は、指定地域における酪農事業施設の届出とその適正配置に関する規定を設け、集約酪農地域の周辺の特定の地域を指定地域として、その地域のうちにおいて酪農事業施設を新設または変更しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならないこととし、その際、都道府県知事は、その施設の配置を適正にするため必要な勧告をすることができることとし、

第三は、所定の条件に該当する市町村は、その区域内における酪

農経営の改善をはかるため、酪農経営改善計画を作成することができることとし、その作成及び変更の手続を定め、これが実施に対する国の補助及び奨励措置等に関し規定し、

第四は、生乳等の取引契約の内容のうち、価格、数量及び代金の受け渡し方法に関し、生乳生産者と乳業者との協議について規定し、また、生乳等の取引に関し、これが販売事業を行う農業協同組合等の乳業者に対する契約または団体協約の交渉の申し込みについて、農林大臣または都道府県知事が乳業者に勧告することができる制度を設け、さらに生乳等の取引に関する紛争の調停について、都道府県における機構を強化するとともに、中央においても調停を行いう得ることとし、このため農林省に中央生乳取引調停審議会を設け、また、都道府県に条例で都道府県生乳取引調停審議会を置くことができることとしたのであります。なお、この点に関し、衆議院において、知事があつせんまたは調停をなし、農林大臣が調停の処理を決定する場合を拡大する修正が加えられたのであります。

第五は、国産の牛乳及び乳製品を学校食用に使用する措置を法定し、なお、国はこの措置の実施に要する経費を補助することができることとしております。

第六は、牛乳及び乳製品の需給の不均衡に伴う価格の低落による緊急の場合に、農林大臣は学校給食に供することができる国産の乳製品の保管計画を定め、酪農振興基金の債務保障機能の活用と相待つてその需給の調整をはかることとし、

第七は、農林大臣または都道府県知事の報告、徴収及び立ち入り

検査の場合及び対象を広げることとした等であります。

委員会におきましては、まず提案の理由その他について説明を聞き、質疑に入り、集約酪農地域の周辺に設ける指定地域の意義、その区域及びこれが定め方、集約酪農地域と指定地域との関係、乳価等の約定の具体的方法、酪農審議会委員の構成、市乳と原料乳との関係、酪農審議会と中央生乳取引調停審議会との関係、都道府県生乳取引調停審議会の設置を任意とした理由、市町村における酪農経営改善計画作成の具体的方法、牛乳の生産費と乳価との関係、乳価の維持安定対策、牛乳の需給とその見通し、乳製品の保管方法、草地改良事業の拡大、乳業育成の基本方針、国民栄養と農畜産物の生産ひいては関係行政の合理化、酪農の指導体制、牛乳及び乳製品の消費の拡大等の事項について、諸般の問題に関し当局の所見が尋ねられ、その当否がただされ、かくして質疑を終り、討論に入り、東委員から日本社会党を代表して法律案に賛成し、なお各会派の共同をもって、この法律の施行に関し、酪農事業施設の規制の適正等七つの事項にわたり政府の善処を求める趣旨の附帯決議を提案され、続いて千田委員及び清沢委員から、それぞれ意見あるいは希望を付して法律案及び附帯決議に賛成が述べられ、続いて採決の結果、全会一致をもってこの法律案は附帯決議とともに原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、この附帯決議に対し、高橋農林政務次官から、その趣旨を体し善処したい旨、政府の見解が述べられました。

以上、これが詳細は会議録に譲ることを御了承願ひ、報告を終りました。

ます。

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。



### ◎特許法等の一部を改正する法律

(昭三四、四、一一法一一五)

#### 一、提案理由(二月十九日)

○政府委員(中川俊思君) たいま提案になりました特許法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

さきに提案になりました特許法案、実用新案法案、意匠法案及び商標法案におきましては、いずれも特許料等を値上げすることといたしておりますが、その施行が昭和三十五年四月一日からとなり、公布と施行の間かなりの期間が予定されておりますので、あらかじめ現行法の特許料等を新法と同様の額まで値上げをすることにより新法への移行を円滑ならしめようとするものであります。

以上が本法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。

たいま提案になりました商標法案の提案の理由及びその概要を御説明いたします。

商標制度の目的は、商標の保護を通じて商標の使用者の業務上の信用の維持をはかることにより産業の発達に寄与するとともに需要者の利益を保護することにあるのであります。

自由譲渡を認めることといたしましたこととあります。現行法では商標権をその営業と分離して移転することが禁じられており、そのため商標権の財産権的な地位が十分に認められておりません。このたびの改正では経済界における実際上の必要にかんがみ商標権の自由譲渡を認めることといたしましたのであります。

第四は、商標の使用許諾を認めることといたしましたこととあります。現行法では、商標権の自由譲渡が認められていないのと同様に他人に自分の登録商標を使用させることも認められておりません。しかし、経済界の実情はこのような道を開くことを必要としておりますので、この制度を新たに作ることにいたしましたのであります。

第五は、防護標章制度を設けたこととあります。これは現行法による商標の保護の範囲が著名な商標については十分ではないので、このたびこの制度を設けて著名な商標の信用の保護に資することとしたのであります。

第六は、団体標章制度を廃止したこととあります。これは、先ほど御説明いたしました商標の使用許諾制度を設けることにより、団体標章制度を特に存置しておく実益がなくなつたためであります。

なお、このほか、権利侵害に関する規定の整備、審判の審級の一定、登録料の引き上げ等についても特許法案に準じて改正いたしましたこととあります。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。

たいま提案になりました商標施行法案の提案の理由及びその概要

三六七

わが国の商標制度は、明治十七年の商標条例制定に始まり、以来七十五年の歴史を有するものであります。そして、この間明治三十二年の商標法の制定並びに明治四十二年及び大正十年の全面的な改正を経て今日に至っているものであります。

しかるに最近における経済の発展は著しいものがあり、その中に占める商標の地位も重要性を増して参り、このような事態に即応するため商標制度の全面的な再検討が必要となつて参りました。政府は昭和二十五年以来工業所有権制度改正審議会を設けこの問題を慎重に審議いたしました結果昭和三十一年にその結論が答申されたのであります。

本法律案はこの結論に基づき、さらに関係各方面の意見をも取り入れて作成したものであります。

次に本法律案の概要を主として現行法との相違という点から御説明いたします。

第一は、国際連合等の国際機関を表示する標章及び国、地方公共団体、公益団体等を表示する著名な標章を登録しない理由に加えたこととあります。これは、これらの機関の公共的性格にかんがみ、これらの標章を商標権の対象に加えることは適當ではないとの判断によるものであります。

第二は、存続期間を現行法の二十年から十年に短縮したこととあります。これは、権利者が積極的に存続を希望しないような商標権の整理を促進するためであります。

第三は、商標権を営業と分離して移転すること、つまり商標権の

要を御説明いたします。

本法律案は、さきに提案になりました商標法案が可決成立いたしました施行の際に必要な経過的事項を内容とするものであります。

商標法案の経過的諸規定は、きわめて複雑多岐にわたりますので、特に独立の法律として立案いたしましたものであります。なお、関係諸法令の改正につきましては、別途提案することにいたしております。

次に本法律案の概要を御説明いたします。

第一は、新商標法の施行期日を昭和二十五年四月一日と規定したこととあります。

第二は、現行の商標法によって発生した商標権等の新法施行後の取扱について規定したこととあります。

第三は、新商標法施行の際特許庁に係属している商標登録出願等の取扱について規定したこととあります。

第四は、現行の商標法によって発生した団体標章権の使用者の地位について規定したこととあります。

これらの諸点はいずれも、さきに提案になりました特許法施行法案と同様既存の権利の尊重と新制度への円滑なる移行を旨として規定しているものであります。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上可決せられますようお願い申し上げます。

たいま提案になりました特許法等の施行に伴う関係法令の整理



特許法等の一部を改正する法律

に關する法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。  
本法律案は、さきに提案になりました特許法案、実用新案法案、  
意匠法案及び商標法案が可決成立いたしましたして施行する際に必要な  
關係諸法令の改正を内容とするものであります。

このような他法令の整理に關する事項は、経過的事項を規定した  
付則または施行法案において規定するのが通常であります。特許  
法案、実用新案法案、意匠法案及び商標法案に共通な事項が少くあ  
りませんので、特に独立の法律として規定したものであります。

次に本法律案の概要について御説明いたします。

第一は、他法令において引用されております特許法等の条文を新  
特許法等の該当条文に改めたこととあります。

第二は、新法によって制度が廃止されあるいは創設されたことに  
關連して、關係諸法令中の表現を改めたこととあります。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決  
せられますようお願い申し上げます。

二、参議院商工委員長報告(三月十三日)

(特許法(昭三四―法一二一)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院商工委員長報告(三月二十八日)

(特許法(昭三四―法一二一)の委員長報告と一括して掲載)

◎漁船法の一部を改正する法律

(昭三四、四、一一法一一六(衆))

一、提案理由(三月二十五日)

○吉川久衛君 たいま議題となりました漁船法の一部を改正する  
法律案外二件について、提案理由及び審議の経過並びに結果につい  
て御報告申し上げます。

まず、農林水産委員長提出、漁船法の一部を改正する法律案につ  
いて、提案理由を御説明申し上げます。

漁船法の規定により、漁船はすべて登録義務を負っているものであ  
りますが、そもそも、この漁船登録制度は、連合軍司令部の指令に  
基いて制定された漁船登録規則の内容をほとんどそのまま継承した  
ものであって、当時の事情から、すべての漁船につき厳重な登録制  
がとられ、登録を受けなければ漁船として使用できないこととなっ  
ているのであります。現在登録を受けている漁船は約四十万隻あ  
り、これら漁船の中には、科学的な装備を有する数千トンの大型漁  
船がある反面、ろ、かいのみをもって運航する無動力漁船が約二十  
五万隻もあり、このうち、一トンにも満たないきわめて小型のもの  
が約十九万隻も含まれている現状であります。これらの小型漁船を  
使用する漁業者は、すべて沿岸の零細漁業者でありますので、法の  
命ずるところにより登録または三年ごとの検認を強制しますこと

漁船法の一部を改正する法律

は、それらの者の漁業に支障を与えますのみならず、今後もお登  
録制を存続せしめておく実益もほとんどないと存する次第でありま  
す。従いまして、この際、漁船法を改正して、無動力漁船のうち総  
トン数一トン未満の漁船に限っては登録義務を課さないこととい  
たいのであります。

以上が提案理由及びその内容であります。

委員会におきましては、三月二十日、この案を委員会の成案とす  
ることに全会一致の賛成をもって決定いたしました次第であります。何  
とぞ、御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたしま  
す。

次に、内閣提出、繭糸価格の安定に關する臨時措置法の一部を改  
正する法律案について申し上げます。

繭糸価格安定に關する臨時措置法は、昨年六月、特別国会におい  
て制定され、これに基いて、政府は、二月中旬までに生糸約四万五千  
俵及び春繭約四千五百トンの買い入れ、たな上げを行い、価格安定  
に努めるとともに、過般來、繭糸の最低支持価格の引き下げ、桑園  
の減反等、各般の事項にわたり、蚕糸対策上相当思い切った改革を  
施したことは、御承知の通りであります。この際、その一環とし  
て、三十四生糸年度の繭糸対策として、現行臨時措置法の一年延長  
と、三十四生糸年度中に生糸保管会社の買い入れた生糸または乾繭  
について、五十億円を限度とする国庫債務負担行為を行うことと  
し、本案が提出されたのであります。

本案は、去る一月三十一日に政府から提出され、二月四日提案理



由の説明を聞き、三月二十日審査を行い、続いて採決に付しましたところ、全会一致をもって可決されました。

次に、内閣提出、酪農振興法の一部を改正する法律案について申し上げます。

酪農振興法は、戦後の営農と国民食生活の改善の要請にこたえ、酪農を急速に発達させる目的をもって昭和二十九年に制定せられ、自來、今日まで、本法に基き、二十六道県において七十五の集約酪農地域が指定され、乳牛飼養頭数は著しく増加し、この間、牛乳及び乳製品の消費もおおむね生産と並行して伸びて参りましたが、昭和三十二年ごろより、国民経済の不況等も影響して、相対的に生産過剰の様相が現われ、昨夏は生産者乳価の大幅な値下げが行われようとして、酪農経営に少からず不安動揺を与えたのであります。かかる事態は、結局、個々の酪農経営がいまだ弱体であり、かつ、牛乳等の取引にも不完全な点があること等によるものであって、酪農の今後の発展を所期するためには、従来のやや一本調子な奨励策を改め、生産、流通、消費の各段階にわたって改善、合理化の施策を講じ、もって酪農経営の健全性を確立する必要があるとして、この改正案が提出されたのであります。

以下、その骨子のみを申し上げますと、第一は、集約酪農地域の内外を問わず、酪農に適する市町村ごとの酪農経営改善計画を作成させ、これに対し都道府県は助言、勧告等の援助を行い、国は必要な経費の補助、融資のあっせん等を行うこと。

第二は、集約酪農地域の周辺地域のうち、一定の地域を農林大臣

が指定し、その指定地域内の酪農事業施設の新增設について知事に届出させること。

第三は、生乳等の取引、契約内容中の重要事項である売買価格、数量等については、契約期間開始前の一定期日までに、少くも最初の三十日間に關する約定を行わせること。

第四は、農協等が団体協約の締結の交渉を申し込んだ場合、農林大臣または都道府県知事は、相手方たる乳業者に対して交渉承諾の勧告を行うこと。

第五は、生乳等の取引に關し紛争を生じた場合、都道府県知事は農林大臣のあっせんまたは調停の制度を拡充したこと。

第六は、牛乳、乳製品の学校給食制度を法定したこと。

第七は、乳製品の緊急保管制度を設けたこと。

第八は、農林大臣または都道府県知事の報告聴取及び立ち入り検査の権限を強化したこと。

以上であります。

本案は、去る二月二十六日付託され、同月二十八日提案理由の説明を聴取し、三月十七、十八、十九日の三日間にわたり熱心な審議が行われたのであります。詳細はこれを省略いたします。

かくて、二十日採決に付しましたが、本案に対し、自由民主、日本社会両党共同提案により、紛争のあっせん、または調停を知事もしくは農林大臣が行う場合の認定条件を緩和して、簡易にこれをなし得るよう修正することとし、社会党中沢委員より同修正案が提出され、本修正案は全会一致をもって可決され、次いで修正部分を除く

原案を採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決されました。よって、本法律案はこれを修正可決すべきものと決したのであります。

なお、本案に対し、自由民主、社会両党共同提案により、政府は本案の運用の全きを期するため、乳製品の緊急保管を行うに当っては、生産者乳価の安定をはかることを本旨として措置するとともに、さらに進んでは、別途に牛乳、乳製品の価格安定機構の確立を検討すること、ほか三項目の附帯決議を、委員会の総意をもって付することといたしました。

以上、御報告申し上げます。

## 二、参議院農林水産委員長報告(三月二十七日)

(漁港法の一部を改正する法律(昭三四―法一一四)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。



◎大蔵省設置法の一部を改正する法律

(昭三四、四、一三法一一七)

一、提案理由(二月三日)

(特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭三四―法一一八)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院内閣委員長報告(三月六日)

(経済企画庁設置法の一部を改正する法律(昭三四―法七一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月八日)

(総理府設置法の一部を改正する法律(昭三四―法一三八)の委員長報告と一括して掲載)

◎特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(昭三四、四、一三法一一八)

一、提案理由(二月三日)

○山中政府委員 たいま議題となりました特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその概要を御説明申し上げます。

政府は、今回一般職の職員につきまして、昭和三十四年十月一日以降暫定手当の一部を俸給に繰り入れる措置を講ずることとし、別途所要の法律案を提出して御審議を願うことといたしているのがあります。この法律案は、これに伴い、従来より一般職の職員との権衡をも考慮してその俸給が定められております秘書官につきまして、同様に暫定手当の一部を俸給に繰り入れるとともに、その他の特別職の職員につきましても、恩給もしくは退職手当または国家公務員共済組合に関する法令の規定の適用に当って、その受ける暫定手当の一部を俸給とみなすこととするほか、特別職の職員の給与に関する法律の適用範囲を定める規定につき若干の改正を行おうとするものであります。

次に大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概略を御説明いたします。

政府といたしましては、常に行政運営の改善に留意いたしている特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

ところでありますが、このたび行政審議会の答申の趣旨にかんがみ、従来行政措置により設置しておりました金融機関資金審議会を大蔵省の付属機関として法定いたしますとともに、新たに保険審議会および専売制度調査会を設置して、保険制度その他保険行政に関する重要事項または専売事業の経営方式等に関する大蔵大臣の諮問機関としようとするものであります。専売制度調査会につきましては、昭和三十二年末の公共企業体審議会の答申によって、専売事業の経営方式を検討する調査機関を設けるよう勧告を受けたものであります。その結論を得るまでの臨時的機関として、その存続期間も特に一年といたしました。

次に醸造試験所は、明治三十七年勅令により東京滝野川に設けられて以来、醸造に関する試験研究機関として活動を続けてきたのであります。昭和二十四年国税庁の設置後は同庁に移管され、国税庁長官訓令により規制されており、設置法上その規定が明確を欠いておりますので、これを酒類の分析、鑑定及び醸造の試験、講習、指導を行う国税庁の付属機関として法定いたしました次第であります。

なおこのほか、税関の管轄区域に關しまして、若干の規定の改正を行うことといたしておりますが、いずれも実質的に変更をもたらすものではなく、市制施行に伴う行政区画の改正に即しまして、この際規定の整備をはかろうとするものであります。

以上、二法律案の提案の理由と内容の概略を申し上げます。御賛成下さいますようお願い申し上げます。



特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

三七四

## 二、衆議院内閣委員長報告(四月七日)

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭三四―法二一九)の委員長報告と一括して掲載)

## 三、参議院内閣委員長報告(四月八日)

(総理府設置法の一部を改正する法律(昭三四―法一三八)の委員長報告と一括して掲載)

## ◎一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(昭三四、四、一三法一九)

### 一、提案理由(二月三日)

○松野政府委員 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

この改正案は、昨年七月十六日付の人事院勧告に基き、一般職国家公務員の期末手当を増額し、俸給表の改正を行い、あわせて一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十四号)附則第二十三項の規定の趣旨にかんがみ、現行暫定手当の一部を俸給に繰り入れるとともに、これに伴う暫定手当の整理を行おうとするものであります。すなわち第一に、六月十五日に支給する期末手当の額を〇・一五五分増額して〇・六五分とするにいたしました。第二に、現行の各俸給表について、初任給相当額の若干の引き上げ及びこれに伴う俸給月額額の改訂を行い、若干の号俸について昇給期間をそれぞれ三月短縮し、一部の俸給表の一等級について二号俸の新設を行うほか、あわせて、現行の暫定手当のうち一級地に在勤する職員に支給される額に相当する額を俸給月額に繰り入れる措置を行うことといたしました。第三に、暫定手当について、その一定額の俸給月額への繰り入れに伴い、その支

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

給対象を原則として二級地以上の地域に在勤する職員とし、支給額の算定基準をそれぞれ五%引き下げる等の改正を行うことといたしました。

この法律案は、以上の趣旨に基きまして、一般職の職員の給与に関する法律及び関係法律の改正を行おうとするものであります。暫定手当の一定額繰り入れによる俸給月額額の改訂部分は、実質的に本年十月一日から実施するよう措置するとともに、これに伴う暫定手当の改正部分も同日から施行することとし、その他の部分については、本年四月一日から施行しようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

戦没軍人遺族並びに戦傷病者の処遇の改善と老齢退職公務員の処遇の向上につきましては、一昨年六月設置されました臨時恩給等調査会の答申に基き、昨年法律第百二十四号をもって公布されました恩給法等の一部を改正する法律により、所要の措置を講じた次第であります。ところで戦傷病者の恩給上の処遇につきましては、現在の傷病恩給は外形の症状に重点が置かれ、内部疾患については軽視の傾きがあるとの同調査会からの御指摘がありました。にかんがみ、昨年三月以来、傷病恩給症状等差の調査のため、専門家の会同をわずらわし、検討をお願いしておりましたが、その結果が同年九月三十日政府に報告されましたので、政府は今回この報告をもとと

三七五



して、傷病恩給に關し必要な法的措置をとらうとするものであります。

その第一点は、内部疾患の査定基準を定めようとするものであります。肺結核、精神障害等のいわゆる内部疾患につきましては、従来恩給法別表第一号表ノ二または同別表第一号表ノ三に掲げる精神的または身体的作業能力の制限という抽象的な規定を類推解釈して、妥当と認められる増加恩給または傷病年金を給与して参ったのであります。これら従来の内規あるいは裁定例を再検討し、ここに近代医学の観点から合理的な基準を明白にすることによって、症状の実態に即する適切な給与を行うことができるようにしようとするものであります。

その第二点は、有期の増加恩給または傷病年金の期間五年を三年以上五年以内の期間に改めようとするものであります。現行法におきましては、増加恩給または傷病年金の裁定をするに当り、内部疾患のように、長期的に見て症状に動きのあるものにつきましては、五年の期間を定めた恩給を給与し、五年目ごとに再調査をするという措置がとられておりますが、今日のように医学の進歩に伴い、内部疾患の療法が変化し、疾病の経過が長いもの、短いもの等、多種多様の形をとっているときに、すべての疾患について五年を単位として恩給を給することは、実情にそぐわないものがあります。そこで恩給の査定が常に疾病の消長に対応するようにするため、不具廃疾の程度に変動のあるべきことの認められるようなものについては、三年以上五年以内の期間を定めて合理的な恩給を給することが

できるように改めようとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。次にただいま議題になりました総理府設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由を説明いたします。

この法律案は、総理府にその付屬機関として新たに皇居造営審議会以下の五機関を付置しようとするものであります。

まず第一に、皇居造営審議会の設置であります。明治二十一年皇居内に造営されました宮殿は、戦時中空襲で焼失しましたため、戦後は宮内庁庁舎の一部を表宮殿とし、御文庫を両陛下の御住居に当てて参りましたが、国際外交の復活等に伴い、皇居において行われる国家的行事も増大し、現在のような狭かつ粗末な仮宮殿では、とうていその必要を満たし得なくなっており、また御文庫も防空施設を改装したものであるため、両陛下の御住居としては適当でないと考えられます。従って皇居を造営する必要があると思われれますので、この際一年の期間をもって本審議会を設置し、宮殿の位置、規模、様式、経費、実施計画その他皇居造営に關する重要事項に關し、広く各界有識者の意見を聞き、国民の理解と協力を得て、現代にふさわしい皇居を造営しようとするものであります。

第二は、訴願制度調査会の設置であります。行政の公正な運営と国民の権利救済をはかるための訴願制度としては、明治二十三年制定されました訴願法とその後これを補足するため制定された数多くの個別法令がありますが、訴願法は制定後何らの改正も行われず、ま

た個別の諸法令においてもその内容が区々であり、現行訴願制度には全般的に見て幾多の不備不統一があることを否定し得ないのであります。特に現行行政事件訴訟特例法によれば、行政訴訟は、それが訴願を経た後でなければ提起することができないという訴願前置主義がとられており、同法については現在政府において全面的に再検討を加えておりますが、これと歩調を一にして訴願制度そのものについても、これを公正かつ能率的なものとする必要がありま

ど限界にきていると考えられますので、この際三年の期間をもって本調査会を設け、租税体系のあり方、企業課税の方式等、国税、地方税を含めた全般的な租税制度のあり方について調査検討を加えようとするものであります。

第三は、固定資産評価制度調査会の設置であります。固定資産税、相続税、贈与税及び登録税の課税における固定資産の評価の現状を見ますと、それぞれの課税標準となる価格が区々であるとともに、各市町村間の評価の均衡も十分に確保されているとは言いがたく、これがため税務行政にも多大の支障が生じております。よって、この際二年の期間をもって本調査会を設置し、固定資産税その他租税の基礎となるべき固定資産の評価の適正を期し、あわせて評価の一元化をはかるため、固定資産の評価の方法、評価の機構等に関する必要な措置について調査審議を行わんとするものであります。

第五は、産業災害防止対策審議会の設置であります。最近における産業災害の発生状況は、年々増加の傾向にあり、なかんずく中小企業における災害の激増並びに爆発、落盤等による重大災害頻発の傾向は、人命の尊重、経済的損失の防止等の見地からも見のがし得ない実情にあります。これを昭和三十二年における労働災害について見れば、死者数は七十一万人に上り、その経済的損失千五百億と見込まれ、今後ますます増大する趨勢にあります。従ってこれら産業災害を防止するため、この際五年の期間をもって本審議会を設け、労使を含めた民間関係者の盛り上げる熱意に基く活発な意見を求めてこれが対策を講じ、かつこれを強力に推進して参りたいと存じます。

第四は、税制調査会の設置であります。昭和二十四年シャウブ勅告において、国税、地方税を通ずる租税制度に關して全般的な検討が行われまして以来、各種税法については毎年若干の改正が加えられて参りましたが、このような手直しを続けることもはやほとんど

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。ただいま議題となりました農林漁業基本問題調査会設置法案について、その提案の理由を御説明申し上げます。



一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

三七八

業政策の基本目標は、農林漁業と他産業との均衡ある発展を確保し、農林漁業の所得の増大を通じて農山漁家の生活の安定向上をはかることにあると考えます。またこのことは、ひとり農林漁業対策上の基本的事項であるばかりでなく、国民経済の体質改善とその安定的成長に資するゆえんであると考えられます。従いまして、農林漁業における生産性の向上と所得の増大をはかるため、今後さらに生産基盤の整備拡充と生産流通機構の合理化を推進すべきはもとよりであります。新たな角度から農林漁業内部における経営の改善、就業構造の近代化等の基本問題や、これらと関連する雇用、価格、流通、貿易その他の国民経済上の諸問題についても、調査審議を行い、農林漁業の基本的施策の確立をはかることが現下の緊急の課題と考へるのであります。以上申し上げましたような見地から、この際総理府に、その付属機関として農林漁業基本問題調査会を設置し、広く各界の学識経験者の意見を聞き、農林漁業の基本的施策の確立に資することとしたのであります。

次に本法律案の概要を御説明申し上げます。農林漁業基本問題調査会の任務は、内閣総理大臣の諮問に応じ、農林漁業に関する基本問題を調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項について内閣総理大臣に意見を述べることができるとしてあります。調査会は、委員三十人以内で組織することとし、ほかに特別の事項を調査審議するため必要に応じ、臨時委員二十人以内を置くことといたし、さらに専門調査員三十人以内及び幹事十五人以内の設置を考へております。また調査会は、農林省の所管事項と密接な関連が

ございますので、その庶務は農林省大臣官房で行うことといたしております。さらに調査会の調査審議は、おおむね二年を目途にその結論を得たい考へのもとに、この法律の有効期限を昭和三十六年三月三十一日限りとしたしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたす次第であります。

二、衆議院内閣委員長報告(四月七日)

○高橋禎一君 ただいま議題となりました四法案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

詳細は会議録によって御承知を願うこととし、簡潔に要点を申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の要旨は、第一に、昨年七月十六日付の人事院勧告に基き、一般職の国家公務員の六月の期末手当を〇一五五分増額いたしますと、俸給表を改正して、初任給相当額の引き上げ、昇給期間の若干の短縮等を行おうとするものであります。第二に、現行暫定手当の一部を俸給に繰り入れ、これに伴う暫定手当の整理を行うこととあります。なお、施行期日は本年四月一日といたしておりますが、暫定手当の繰り入れに関しては実質的に本年十月一日から実施することといたしております。

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

案の要旨は、一般職の職員との権衡を考慮して、秘書官の俸給表を改正し、暫定手当の一部を俸給に繰り入れますことと、その他の特別職の職員につきましても、恩給もしくは退職手当等に関する法令の適用に当って、その受ける暫定手当の一部を俸給とみなすこととするほか、若干の規定の改正を行おうとするものであります。

次に防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案の要旨は、一般職の国家公務員の俸給額の改定に準じて防衛庁の職員の俸給の額等を改定し、また、国家公務員等の退職手当の改定に伴い、任期制自衛官の退職手当につき所要の改定を行い、あわせて自衛官の俸給等を月額表示に改める等、必要な措置を講じようとするものであります。

右三法案は、それぞれ一月二十六日、同じく二十六日、二月十四日日本委員会に付託され、二月三日、同じく三日、十九日、それぞれ政府より説明を聴取し、三月三日より質疑に入り、慎重審議を行い、四月三日質疑を終了いたしましたところ、右三法案に対し、自由民主党提案にかかる修正案がそれぞれ提出され、岡崎委員より趣旨説明がなされましたが、その要旨は、いずれも施行期日にかかわるものでありまして、「昭和三十四年四月一日」としてありますものを「公布の日」に改め、適用は本年四月一日とする等であります。かくて、討論の通告もなく、直ちに採決の結果、右三法案は全会一致をもっていずれも修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

次に、恩給法の一部を改正する法律は、戦傷病者の恩給法上の処  
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

遇につきまして、昨年九月三十日政府に報告されました傷病恩給症状等差の調査に関する専門調査会の答申をもととし、必要な法的措置を行おうとするもので、その第一は、肺結核、精神障害等のいわゆる内部疾患にかかる傷病恩給につきまして、従来の精神的または身体的作業能力の制限という抽象的な規定及びそれに基く内規あるいは裁定例を再検討し、合理的な基準を明らかにすることによって、症状の実態に即する適切な増加恩給または傷病年金が支給できるようにしようとするものであります。第二は、有期の増加恩給または傷病年金の期間「五年」を「三年以上五年以内」の期間に改めることによつて、疾病の消長に対応して合理的な恩給が給せられるようにしようとするものであります。

本案は、去る一月二十六日日本委員会に付託され、二月三日政府の説明を聞き、慎重審議を行い、四月三日質疑を終了いたしましたところ、岡崎委員より、自由民主党の提案にかかる修正案が提出されたのであります。

その修正の要旨は、有期の増加恩給または傷病年金の期間を従来のまま「五年」とするため、その改正部分を削除すること、増加恩給受給者のうち、公務による傷病、疾病によって生殖機能を廃した者については、退職後養子縁組みをした未成年の子も、これによって生計を維持し、またはこれと生計をともしれば、一人に限り扶養家族として加給を認めること、並びに、施行期日につきまして「四月一日」を「公布の日」に改め、四月一日から適用するよう

三七九



一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

三八〇

この修正案につきまして内閣の意見を求めましたところ、松野総理府総務長官より、「有期の増加恩給の期間を修正案のように修正することは改正案の趣旨を没却するものであり、また生殖機能を廃した増加恩給受給者の退職後に養子になった者についても、その一人を限り加給の対象とすることは、年金、恩給制度が退職当時の条件を基礎として給されるものであることよりして、なお慎重に検討を要するものであると思われる」旨の意見が述べられたのであります。かくて、同日、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対しまして岡崎委員より附帯決議案が提出され、全員一致の議決を見ただのであります。

次に、これを朗読いたします。

一、第二十八国会昭和三十三年四月四日の内閣委員会において、「恩給法等の一部を改正する法律案」の可決されるにあたり、特に内閣委員長より質疑したる各項目について、総理府総務長官より「政府としては十分検討の上善処する」との言明を得ているので、この際本問題解決のため、すみやかに具体的方策をたつべきである。

二、傷病恩給の症状等差の是正について、昨年政府に「傷病恩給症状等差の調査に関する専門調査会」が設置され、学識経験者等により専門的な調査研究がなされたが、短日月のため肺結核、精神障害など僅か三つの分野に止まったと報告している如く、その範囲が誠に狭隘であるから、その他の傷病についても

引続き調査研究を行い、恩給法の別表第一号表の二及び三を改正し、もって諸般の不均衡を是正すべきである。

三、戦傷病者の医療制度は誠に不備であり、今回の国立箱根療養所の入所料の増額問題を見ても明かである。

依って、次期国会において戦傷病者戦没者遺族等援護法の必要な改正を行い、再発者を含め戦傷病者の根本的な医療制度を確立すべきである。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(四月八日)

(総理府設置法の一部を改正する法律(昭三四一法一三八)の委員長報告と一括して掲載)

◎防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律

(昭三四、四、一三法一一〇)

一、提案理由(二月十九日)

○辻(寛) 政府委員 たいま議題となりました防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

この改正案は、今般提出されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の例に準じまして、防衛庁職員の俸給の額等を改訂し、また国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案が同じく提出されることに伴いまして、任期制自衛官の退職手当に所要の改正を行い、あわせて自衛官の俸給等を月額に改める等必要な措置を講じようとするものであります。

すなわち第一に、参事官等の俸給表につきましては一般職の例に準じて改訂を行うこととし、事務官等の俸給表につきましては従前通り一般職に適用される俸給表によることといたしました。

第二に、自衛官の給与につきましても、一般職の例に準ずる改訂を行うこととし、俸給表並びに營外手当の改訂を行いましたほか、現行の月額表示を月額表示に改めることとし、あわせて現行俸給額上あらかじめ控除されている恩給納金相当額を恩給に繰り入れ、俸給からあらためて恩給納金を行う建前といたしました。なお自衛官

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律

の諸手当につきましても、俸給と同様月額に改めることといたしました。

第三に、防衛大学の学生に対する学生手当につきましても、初任給の引き上げに対応して増額を行うことといたしました。

第四、任期制自衛官に対する退職手当につきまして、公務災害により退職した場合は死亡した場合の最低保障額を引き上げることとし、また継続任用の回数がすでに三回以上に及ぶ場合の支給割合を改めることといたしました。

この法律案は、以上の趣旨に基づき防衛庁職員給与法及び関係法律の改正を行おうとするものでありまして、本年四月一日から施行することとし、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案等に関連する改正規定は、その関連する法律の施行の日から施行することといたしました。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(四月七日)

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭三四一法一一九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月八日)

(総理府設置法の一部を改正する法律(昭三四一法一三八)の委員長報告と一括して掲載)

三八一



## ◎特許法 (昭和三四、四、一三法二二)

## 一、提案理由(二月十日)

○政府委員(中川俊思君) ただいま提案になりました特許法案の提案の理由及びその概要を御説明いたします。

特許制度は、新規な発明をした者に対して一定の期間その発明について独占権を与え、その発明を広く世に公表することにより、さらに新規な発明を促進し、ひいては産業の発達を図ることを目的とする制度であります。

わが国における特許制度の歴史は古く、明治十八年の専売特許条例の制定以来、今日まですでに七十四年の歳月が経過しております。その間数次の大改正を経て、大正十年に現行の特許法が制定されたのでありますが、現行法については、その後大幅な改正をみることなく現在に至っております。

しかるに、最近における社会経済情勢の変遷は著しいものがあり、現行の特許法は根本的に再検討を行わなければならない時期に達していると考えられるのであります。

しかしながら、本制度は、国民の権利の得喪変更に関する重要な制度であり、その改正に当っては、広く関係者の意見を聞き、慎重な研究を行う必要がありますので、政府は、昭和二十五年十一月に

学識経験者、産業界の代表者等をもって構成する工業所有権制度改正審議会を設け六年間にわたつての慎重な審議をいたしました結果、昭和三十一年十二月にその結論が答申されたのであります。

本法律案は、この答申に基づき、さらに関係各方面の意見をも取り入れて、作成いたしましたものであります。

次に、本法律案の概要を、現行特許法との主要な相異点という角度から御説明申し上げます。

第一は、発明の新規性の判断の基準として外国で頒布された刊行物の記載をも加えることとしたこととあります。現行の特許法では、特許出願前に国内で公然知られ、公然実施され、または国内に頒布された刊行物に記載されているような発明は、特許を受けることができないものとしておりますが、外国との交通通信が発達したこと等を勘案しまして、このように改正することを適当と考えたのであります。

第二は、原子核変換により製造される物質の発明を、新たに、特許しない発明の中に加えたこととあります。その趣旨は、現行の特許法において化学的方法により製造されるべき物質は、特許しないこととしているのと同じであります。わが国の原子力産業の保護ということを考えたものであります。

第三は、特許権の存続期間は、出願公告の日から十五年とするが、出願の日から二十年をこえることができないうこととした点であります。

出願公告の日から十五年という点は現行法と同じであります。

同時に出願の日から二十年をこえることができないうこととして特許権者の利益と一般公衆の利益との調整を図つたのであります。

第四は、特許権存続期間の延長制度を廃止したこととあります。

現行の特許法における延長制度は運用上困難な問題が少なくなく、他方、産業政策上の観点からみても、延長の対象となるような優秀な発明であればあるほど、早くそれを一般に公開し、自由に利用することができるようになるべきであるという要請も強いわけであり、このような事情を勘案いたしまして、本法律案におきましては、存続期間延長制度を廃止することとしたのであります。

第五は、権利侵害に関する規定を新たに設けたこととあります。

現行の特許法には、権利侵害に関する民事の規定はなく、もっぱら民法の規定が適用されておりますが、特許権が無体財産権であるという特殊性にかんがみ民法の補助的規定として、差止請求権、損害額の推定、過失の推定等に関する規定を設けたものであります。

第六、無効審判請求についての除斥期間を大部分廃止することとした点であります。無効審判の請求について除斥期間を設けることは、権利の安定化という点から意議ある制度なのであります。一方、これによって弊害の生ずる場合も少なくないので、外国の公知文献に記載されていたことを理由とする場合以外は除斥期間を廃止したものであります。

第七は、審判の審級を一審制としたこととあります。現行の特許法におきましては、特許庁の審判機構として審判及び抗告審判の二審級が設けられておりますが、本法律案におきましては、むしろ制

度の簡素化をはかるを適当と考え、これを一審制とすることとしたのであります。

第八は、特許料を現行特許料の約二倍に値上げした点とあります。これは主として経済事情の変化に伴う改正であります。

なお、このほか多くの点において発明者または権利者の利益保護の強化、一般国民または第三者の利益と権利者の利益の調整、その他行政の改善をはかる等の見地から、現行特許法の諸規定を改善・補完いたしております。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。

ただいま提案になりました特許法施行法案の提案の理由及びその概要を御説明いたします。

本法律案は、さきほど提案の理由を御説明いたしました特許法案が可決成立いたしましたして施行する際に必要な経過的事項を内容とするものであります。

御承知のように、法律の施行に必要な措置は、通常その法律の附則として規定するのであります。特許法につきましては、これらの措置がきわめて複雑多岐にわたりますので、特に独立の法律として立案したものであります。なお、特許法の施行に伴う必要な措置のうち関係諸法令の改正につきましては、実用新案法、意匠法、商標法と共通する事項も少なくありませんので、これらの諸法案に関連するものも一括して別除提案することにいたしております。

次に、本法律案の概要を御説明いたします。



特許法

第一は、新特許法の施行期日を規定したことであり、本法律案におきましては、必要な政令、省令等を整備し、あるいは法令の内容を一般の人々に周知せしめるために必要な期間をおくことを考慮して、昭和三十五年四月一日から施行することとしているのであります。

第二は、現行法によって発生した特許権等を新法の施行後にどのように取り扱うかということについて規定したことであり、この点につきましては、現行法による権利を新法による権利とみなすという考え方をとっているのであります。

第三は、新法の施行の際特許庁に係属している特許出願等の取扱について規定したことであり、新法と現行法とは特許出願等の取扱も異なり、新法の規定をそのまま係属中の特許出願等に適用しますと出願人の不利益になる点もありますので、施行の際係属中の特許出願等につきましては、その手続が終了するまでは従前の例によって処理することといたしているのであります。

なお、このほかに特許料に関する事項、特許補償等審査会に関する事項、罰則の適用に関する事項等について規定してあります。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。

ただいま提案になりました実用新案法案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

実用新案法は明治三十八年に制定され、同四十二年及び大正十年の二回にわたる全面的な改正を経て今日に至っているものであります。

第二は、特許出願と実用新案許可出願との間に相互に先願、後願の関係を審査することとした点であります。これは実用新案権の対象が型から考案に改められたため、特許権の対象と実用新案権の対象が同質のものになったことに基く改正であります。

第三は、実用新案権の存続期間について出願公告の日から十年を経過しない場合でも出願の日から十五年を経過したときは満了することとした点であります。現行の実用新案法におきましては、実用新案権の存続期間は、登録の日から十年ということになっておりますが、実用新案権につきましても、特許権と同様に出願公告の日から仮保護の効力が生じますので、実用新案権の存続期間は出願公告の日から十年と改めました。なお、特許権の場合と同じような趣旨から出願の日から十五年をこえるような場合には、その存続期間は出願の日から十五年をもって終了することとしたのであります。

なおこのほか、新規性判断の基準に外国文献を加えること、権利侵害に関する規定の整備、審判の審級の一審制、無効審判の除斥期間の廃止、許可料の引上等につきましても特許法案に準じて規定いたしております。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。

ただいま提案になりました実用新案法施行法案の提案の理由及びその概要を御説明いたします。

本法律案は先ほど提案の理由を御説明いたしました実用新案法案

特許法

す。

従って、現行の実用新案法は、大正十年の制定にかかるものでありまして、他の工業所有権関係法と同様、その後大幅な改正が行われておりませんので、他の工業所有権制度と同様、その全面的検討を行います。最近における社会経済情勢に即応するよう制度の整備改善をはかる必要があるものであります。

特に不可分の関係にあります特許制度の全面的な再検討を行うに際しましては、同時に本制度の再検討をあわせ行う必要があるものであります。

本法律案は、特許制度の改正案との調整をはかりつつ、昭和二十五年十一月に政府に設けられました工業所有権制度改正審議会の答申その他関係各方面の意見を取り入れて作成いたしましたのでありまして、実用的考案の一その奨励をはかるうとするものであります。

次に本法律案の概要を現行実用新案法との主要な相違点という角度から御説明申し上げます。

第一は、実用新案許可の対象を型から考案に改めたことであり、現行の実用新案法におきましては、実用ある新規な物品の型について実用新案権を与えることといたしております。しかしこのような制度のもとでは単に型が新規であるということと権利が与えられることになり、既存の技術水準から見ても考案力を要しないものに独占権が付与されることになるので、このような弊害を除くために改められたものであります。

が可決成立いたしましたして施行する際に必要な経過的事項を内容とするものであります。

本法律案に特許法施行法案と同じく、法律に必要な措置を特に独立の法律として立案いたしましたのであります。なお、関係諸法令の改正につきましては別途提案することにいたしております。

次に、本法律案の概要を御説明いたします。

第一は、実用新案法の施行期日を昭和三十五年四月一日と規定したことであります。

第二は、現行法によって発生した実用新案権等を新法の施行後にどのように取扱うかということについて規定したことであり、

第三は、新法の施行の際特許庁に係属している実用新案登録出願等の取扱いについて規定したことであり、

これらの諸点につきましては、すでに特許法施行法案の提案理由説明で述べましたところと全く同趣旨でありますので、詳細な御説明は省略させていただきますと存じます。なお、このほかに登録料に関する事項、罰則の適用に関する事項等について規定しております。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上可決せられますようお願い申し上げます。

ただいま提案になりました意匠法案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

意匠制度は工業所有権制度の一環をなすものであり、明治二十一年の意匠条例制定以来七十年有余の歴史を有するものであります。



意匠制度は新規な意匠の保護及び利用をはかることにより、意匠の創作を奨励しさらには産業の発達に寄与することを目的とするものでありますが、現在施行されております意匠法は特許法、実用新案法等と同様大正十年に制定されたものでありまして、今日まで大幅な改正を行うことなく施行されてきたものであります。

しかるに最近におきましては、意匠の産業上に占める役割がますます重要なものとなって参りましたので産業界における要請、社会経済情勢の変化等をも勘案し、現行制度の根本的整備改善をはかり意匠の進歩発展をさらに促進しようと考え、工業所有権改正審議会の答申を基礎に本法律案を作成した次第であります。

次に、本法律案の概要を現行意匠法との主要な相違点という角度から御説明申し上げます。

第一は、意匠の新規性判断の基準を外国における公知および外国において頒布された刊行物の記載にまで拡大したことでありま

す。現行の意匠法におきましては、国内で公然知られた意匠または国内に頒布された刊行物に記載された意匠は、意匠権を与えられないことになっておりますが、国際的交通通信の著しい発達のためその新規性判断の地理的範囲を国内にのみ限ることははや適当でなくなつて参りました。特に意匠は、その性質上外観を通じて観察できるため容易に模倣、盗用ができるものでありますので、外国においてすでに実施されている意匠については新規性がないものとして権利を与えないように改める必要は、特に強いものがあります。こ

した理由に基きまして外国で公知になつてゐる事実をも新規性の判断の際に考慮することとしたのであります。

第二は、販売、展示等の行為を新規性喪失の例外事由にいたしたことであります。現行の意匠法におきましては、出願前に販売、展示、見本の頒布等を行なつた場合には、その意匠は、すでに公知の意匠となつてしまふので登録を受けることができないものとなつてしまふのでありますが、意匠につきましては出願前またはその意匠の実施化に著手する前に販売、展示、見本の頒布等を行うことによつて一般の反響を打診してみる事例が非常に多いのであります。このような産業界の現状にかんがみ、本法律案におきましては、意匠許可を受ける権利を有している者が出願前に販売、展示等を行うことによつてその意匠を公知にした場合におきましても、その時から六カ月以内に出願すれば、いまだその意匠は、新規性を失つていないものとして取り扱うこととしたのであります。

第三は、意匠権の存続期間を登録の日から十五年とした点であります。現行の意匠法におきましては、意匠権の存続期間は登録の日から十年ということになっておりますが、本法律案におきましては諸外国の立法例等も参酌し、さらには産業界の意見等も取り入れ、これを登録の日から十五年に改めることとしたのであります。なお、このほか、権利侵害に関する規定の整備、審判の審級の一審制、無効審判の除斥期間の廃止、許可料の引き上げ等についても特許法案に準じて改正いたすこととしております。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決

せられますようお願い申し上げます。

ただいま提案になりました意匠法施行法案の提案の理由及びその概要を御説明いたします。

本法律案は、先に提案になりました意匠法案が可決成立いたしました施行する際に必要な経過的事項を内容とするものであります。

意匠法案の経過的諸規定は、きわめて複雑多岐にわたりますので、先に提案されました特許法施行法案と同様、特に独立の法律として立案いたしましたものであります。なお、関係諸法令の改正につきましては、別途提案することにしております。

次に本法律案の概要を御説明いたします。

第一は、新意匠法の施行期日を昭和三十五年四月一日と規定したことでありま

す。第二は、現行の意匠法によつて発生した意匠権等の新法施行後の取扱ひについて規定したことでありま

す。第三は、新意匠法施行の際特許庁に係属してゐる意匠登録出願等の取扱ひについて規定したことでありま

す。これらの諸点はいずれも先に御説明いたしました特許法施行法案と同様既存の権利の尊重と新制度への円滑なる移行を旨として規定いたしておるものであります。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上可決せられますようお願い申し上げます。

## 二、参議院商工委員長報告(三月十三日)

○小幡治和君 ただいま議題となりました特許法案外九件の法律案について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、各法律案が提案されました経緯について簡単に御説明いたします。

現行の特許法、実用新案法、意匠法及び商標法は、大正十年の改正になるものであり、その後、たびたび部分的な改正は行かれましたが、基本的には依然として、もとの制度が維持されてきたわけでございます。終戦後、新しい経済情勢と技術に即応するため、米国及び英国等が特許法等の改正に着手したことにかんがみ、わが国でも特許法等の改正が問題となり、昭和二十五年に工業所有権制度改正審議会が設置され、同審議会は六年間にわたつて慎重審議の末、昭和三十一年十二月に工業所有権制度の全面的改正について政府に答申を行いました。政府は、自来、この答申に基き法案の作成に当たり、ようやく成案を得て、今国会に提案されて参つたのであります。そこで、各法律案の内容でございますが、ここでは、現行法との主要な相違点という角度から概要を御説明申し上げます。

特許法案と現行法と異なるおもな点は、第一に、発明の新規性判断の基準として、外国で頒布された刊行物に記載されたものは特許されないものとし、第二に、原子核変換の方法により製造される物質の発明も新たに特許しない発明の中に加え、第三に、特許権の存



続期間は、現行法通り原則としては出願公告の日から十五年とするが、新たな規定として、出願の日から二十年をこえることができないこととし、その延長制度を廃止したこと、第四に、特許権の範囲の確認審判をやめ、解釈を求める制度に改めたこと、第五に、無効審判請求についての除斥期間、すなわち、現行法では、特許権の安定という見地から、無効審判は権利設定の日から五年を経過した後は請求できないことになっているのでありますが、この除斥期間の大部分を廃止したこと、第六に、抗告審判を廃止して一審制としたこと、第七に、特許料を現行の約二倍としたこと等であり、

次に、実用新案法案の現行法との主要相違点は、第一に、実用新案権の対象を型から考案に改め、第二に、特許出願と実用新案出願との間に、相互に、先願、後願の関係を審査することとし、第三に、実用新案権の存続期間は十年としますが、出願公告の日から十年を経過しない場合でも、出願の日から十五年を経過したときは終了することなどであり、

次に意匠法案は、第一に、考案者が販売、展示等の行為をしていても、これは新規性喪失にはならないとしたこと、第二に、意匠権の存続期間を登録の日から十五年としたこと等であり、

なお、実用新案法案、意匠法案においても、新規性判断の基準、権利侵害に関する規定、審判、料金の引き上げ等も、特許法に準じて改められております。

次に、商標法案の現行法と異なるおもな点は、第一に、国際機関、国、地方公共団体、公益団体等を表示する著名な標章は登録さ

れないものとしたこと、第二に、存続期間を十年に短縮したこと、ただし、更新は認めること、第三に、商標権を営業と分離して譲渡することを認め、第四に、その使用許諾を認め、第五に、防護標章制度を設け、第六に、団体標章制度の廃止を行なった等であり、第七に、このほか、権利侵害関係規定、審判、登録料の引き上げ等も特許法に準じて改められております。

次に、ただいま御説明申し上げました四法案に、それぞれの施行法案がついておりまして、これは新法がおの昭和三十五年四月一日から施行されること並びに現行法より新法への移行に伴う所要の経過措置を定めたものであります。

また、特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案は、新法施行に際し、必要な関係法令の改正を内容とするものであります。

次に、特許法等の一部を改正する法律案は、新法の公布から施行までに一年ほどありますので、あらかじめ、現行法の特許料等を新法並みに値上げして、新法への円滑な移行をはかりたいとするものであります。従って、本法案だけは公布後直ちに施行するものであります。

これら十件の法律案は、参議院先議の議案でありまして、これが工業所有権制度の基本法であり、国民の権利得喪に関する重要な問題であることにかんがみ、商工委員会におきましてはきわめて慎重な審査を行なって参りました。審査の過程においては、特許行政の実情を把握するため、特許庁を視察し、あるいは多数の参考人を招い

て意見を聴取する等、審査の万全を期したのであります。

質疑の過程において問題とされたおもな点は、権利範囲の確認審判制度を廃止し、特許庁の解釈を求める制度でいくこととしたのはよいかという点、無効審判の請求がいつまでも出せることになること、特許権がなかなか安定しないのではないかとということ、特許料等諸料金を値上げすることは、発明奨励等の見地から見ても適当かどうか、実用新案権、意匠権の設定に関し、長年にわたって使われな「登録」の用語を「許可」と改めることがよいかどうか等を初め、難解なる法文の全面にわたって質疑応答があったのでございませう。法案もさることながら、法律施行に当る特許庁の行政能力に関し、質疑の結果、最近、特に激増した出願に対し、特許庁の人員は、これを処理するに著しく不足すること、従って、出願されてから公告になるまでの日数がきわめて長く、特許庁には、現在、膨大な未処理の出願が滞積し、また審判もおくれていること、日本は出願件数の多いことは世界有数であるが、質的にすぐれた発明の少いこと等の事実が明らかとなり、審査の促進、審査官、審判官の待遇改善等の問題について、熱心な論議が政府当局との間に行われたのであります。特に、特許料等諸料金の値上げに関連いたしまして、特許料の収支が、現在でも収入が支出をこえて黒字であることは、科学技術の振興、発明の奨励等の見地から、強い批判もあったのであります。佐藤大蔵大臣より、特許行政改善のための予算措置について十分理解と熱意をもって努力する旨の答弁があり、高橋通産大臣は、特許庁の設備の改善、人員の増加をはかり、渋滞している

審査の早期完了を期する旨答弁されました。

質疑を終り、十件を一括して討論に入りましたところ、栗山委員より、特許法案、実用新案法案、実用新案法施行法案、意匠法案、商標法案、特許法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、以上六件の法案に対する各派合議に基く修正案がそれぞれ提案せられました。趣旨説明が行われました。修正案は、お手元に全文が配布してありますので、ここではその要旨だけを簡単に申し上げます。

修正点の第一は、実用新案法案及び意匠法案における設備処分を「許可」の用語を「登録」に改めたこととあります。これに伴い、各法律案を通じ「許可」の文字を「登録」と改めております。

第二に、審判官、審査官の資格を定めることについて、政令への委任規定を置いたこと。

第三に、特許法第七十一条の「解釈」を「判定」に改め、その手続について政令への委任規定を置いたこととあります。

第四に、特許法第九十二条により、通常実施権設定の裁定が求められた場合、その裁定が協議の相手方の利益を不当に害するものであるときには、特許庁長官は、この実施権を設定すべき旨の裁定をすることができないこととしたこととあり、実用新案法案、意匠法案についても同様の修正を加えております。

第五に、商標法案第四条中の「功労章」を削除したこととあります。

さらに、栗山委員からは、修正部分を除く原案には賛成するけれども、この中に特許料金等の引き上げがあり、現状でも特許庁では



若干黒字であるのに、さらにこれを引き上げることには納得しがたいのであるが、大蔵大臣も料金改訂による歳入を特許庁の行政能力の強化等に投入する用意があるとの言明がありましたので、これを不本意ながら了承し、賛成する次第で、この言明に期待するとともに、発明意欲を高揚させながら、発明の質的向上をはかるために使つてほしいとの意見が開陳されました。

次いで小幡委員より、十法案に対し、修正案及び修正部分を除く原案に対して賛意が表明せられ、さらに各派合議による特許法案に対する附帯決議を提案、趣旨説明が行われました。附帯決議案の内容は次の通りであります。

特許法案に対する附帯決議案

政府は、特許法等工業所有権に関する新法を施行するに当り、左記の諸点につき具体的実施計画を立て、必要な経費を早急に確保し、極力その実現に努むべきである。

記

- 一、審査、審判の促進に努め、特に滞積せる未処分の出願を一掃するため画期的方途を講ずること。
  - 二、審査官、審判官の増員を行い、併せてその待遇を速やかに改善し、有能なる人材の確保に遺憾なきを期すること。
  - 三、設備、資料、備品等を充実するとともに、執務環境の改善及び執務能率の向上をはかること。
- なお小幡委員は、特許行政に関し、新法による合理化、簡素化とあわせて料金引き上げによる財源もあるので、この際、思い切った

ます。

現行の特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の、いわゆる工業所有権四法は、大正十年に制定せられたもので、今日まで数回の小改正を行なったのみで、根本的改正は全然行われていないのであります。しかるに、この間、科学技術の進歩は目ざましく、産業界もまた著しい変貌を遂げていることは、御承知の通りであります。よつて、この際、今日の技術並びに経済情勢に合致するような根本的改正を行うべく、今回の法案が提出されたのであります。

また、特許、実用新案、意匠、商標の四法案は膨大なものでありまするので、通常立法の場合は附則とすべき施行期日と必要な経過措置等は、それぞれ独立した施行法案として提出されております。しかしして、その施行期日は昭和三十五年四月一日と定められております。

また、特許法等四法の制定による関係法令の整理を行うため、特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案が提出されたのであります。

なお、特許料並びに登録料を新法施行の日を待たず繰り上げて現行料金の約二倍に値上げを行うため、特許法等の一部を改正する法律案があわせて提案されたのであります。

次に、基本法である工業所有権四法案の概要を、現行法と比較して、その相違点につきまして簡単に申し上げます。

まず、四法案共通のものとしましては、一、権利侵害に関する規定の新設、二、審判制度を二審制より一審制に改正したこと、三、

特許行政の刷新をはかるべきであるとの意見を述べられたのであります。

討論を終り、採決の結果、まず栗山委員より趣旨説明のありました各派合議による六法案に対する修正案は、全会一致をもって可決せられ、次に、六法案の修正部分を除く原案及び残る四法案は、原案通り全会一致をもって可決されました。よつて、特許法案、実用新案法案、実用新案法施行法案、意匠法案、商標法案、特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、以上六件の法律案は修正議決すべきものと、特許法施行法案、意匠法施行法案、商標法施行法案、特許法等の一部を改正する法律案、以上四件の法律案は原案通り可決すべきものと、それぞれ全会一致をもって決定せられた次第であります。

次に、小幡委員より趣旨説明のありました附帯決議案について採決の結果、全会一致をもって、これを当委員会の決議とすることに決しました。

なお、この際、高橋通産大臣より発言を求められ、修正の点はごもつともであり、附帯決議の趣旨を十分尊重して事務渋滞のないよう努力する旨、所信の表明がありました。

三、衆議院商工委員長報告(三月二十八日)

○中村幸八君 たいだいま議題となりました特許法案外九件に関する商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

権利範囲の確認審判を特許庁の解釈と改めたこと、四、実施権の明確化、五、特許料、登録料及び手数料の値上げを行なったこと等であります。

第二に、特許法案関係といたしましては、一、外国頒布の文献記載の発明は不許可としたこと、二、特許要件に発明の進歩性の規定を追加したこと、三、不特許発明に原子核変換方法により製造されるべき物質の規定を追加したこと、四、特許権の存続期間の延長制を廃止したこと、五、関連数発明を一出願にてなし得る道を開いたこと、六、公益上、特に必要な発明は国以外のものでも実施できる規定を設けたこと、七、無効審判請求の除斥期間は一部を除き廃止したこと、八、特許権の効力は業として実施するものに限定したこと等々であります。

第三に、実用新案法案関係といたしましては、一、実用新案権の対象を型から考案に改正したこと、二、特許出願との間に先、後願の相互関係規定を設けたこと、三、特許法案に準じ規定を改正したこと等々であります。

第四に、意匠法案関係といたしましては、一、外国において公知、公用または頒布刊行物記載の意匠を不許可とする規定を追加したこと、二、販売、展示等による公知は、六カ月以内に限り許可となり得る例外規定を新設したこと、三、組の物品の意匠の規定を新設したこと、四、意匠権の存続期間を十五年に変更したこと、五、特許法案に準じて規定を改正したこと等々であります。

最後に、商標法案関係について申し上げますが、一、商標の不登



録事由を追加したこと、二、商標権の自由譲渡を認めたこと、三、商標の使用許諾と質権の設定を認めたこと、四、団体標章制を廃止したこと、五、商標権の存続期間を改正したこと、六、防護標章制度の規定を新設したこと、七、不使用取り消し制度を強化したこと。

以上が四法案のおもなる内容であります。

なお、特許法案等十法案は、参議院において次の諸点について政府原案が修正されたのであります。

一、実用新案法案、意匠法案における「許可」という言葉を、すべて永年慣用の「登録」に修正したこと、二、審査官、審判官の資格につき、政令への委任規定を新たに設けたこと、三、権利の技術的範囲について、特許庁に「解釈」を求めることになっているのを「判定」とするとともに、審判官「三名以下」とあるのを「三名」と修正したこと、なお、判定の手續事項を政令に委任する規定を新設したこと、四、自己の発明等を実施するため、他人の権利を利用する場合に、他人の利益を不当に害するときは、通常実施権が与えられない旨の規定を追加したこと、五、商標登録が受けられないもののうちから、功労章と同一または類似の商標を除くこととしたことなどでありませう。

以上の十法案は、三月十三日本委員会に付託され、三月十七日中川通商産業政務次官より提案理由の説明を聴取したのであります。自來、数次にわたり熱心な質疑が行われ、また、三月二十五日には学識経験者、発明関係者等八名を参考人として招致し、その意見を

聴取したのでありますが、質疑の内容等は会議録を御参照願いたいと存じます。

かくて、昨二十七日質疑を終了したところ、日本社会党田中武夫委員より、自由民主党、日本社会党の共同提案にかかる修正案が提出されました。その要旨は、特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案第四条に規定されている私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の第百条削除とあるのを改め、同条中、「実施権」を「専用実施権若しくは通常実施権」とすることに修正したものであります。

引き続き採決いたしましたところ、特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案は修正案の通り修正議決すべきものと決し、他の九法案はいずれも参議院より送付された原案の通り全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、特許法案に対し、自由民主党及び日本社会党両党提案になる附帯決議を付すべしとの動議が自由民主党小泉純也委員より提出されました。その要旨は、今回の値上げ増収分は、あげて人員の増加を初め特許事務促進のために充当すること、滞積せる未処理件数の一掃対策を樹立すること、審査官、審判官の特別給与制を考慮すること等であります。

採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって提案通りの附帯決議を付することに決した次第であります。以上をもって御報告を終わります。

◎特許法施行法 (昭三四、四、一三法一二二)

一、提案理由(二月十日)

(特許法(昭三四―法一二一)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院商工委員長報告(三月十三日)

(特許法(昭三四―法一二一)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院商工委員長報告(三月二十八日)

(特許法(昭三四―法一二一)の委員長報告と一括して掲載)



◎実用新案法 (昭三四、四、一三法一二三)

一、提案理由(二月十日)

(特許法昭三四―法一二一)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院商工委員長報告(三月十三日)

(特許法(昭三四―法一二一)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院商工委員長報告(三月二十八日)

(特許法(昭三四―法一二一)の委員長報告と一括して掲載)

◎実用新案法施行法 (昭三四、四、一三法一二四)

一、提案理由(二月十日)

(特許法(昭三四―法一二一)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院商工委員長報告(三月十三日)

(特許法(昭三四―法一二一)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院商工委員長報告(三月二十八日)

(特許法(昭三四―法一二一)の委員長報告と一括して掲載)



◎意匠法 (昭三四、四、一三法一二五)

一、提案理由(二月十日)

(特許法(昭三四―法一二二)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院商工委員長報告(三月十三日)

(特許法(昭三四―法一二二)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院商工委員長報告(三月二十八日)

(特許法(昭三四―法一二二)の委員長報告と一括して掲載)

◎意匠法施行法 (昭三四、四、一三法二二六)

一、提案理由(二月十日)

(特許法(昭三四―法一二二)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院商工委員長報告(三月十三日)

(特許法(昭三四―法一二二)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院商工委員長報告(三月二十八日)

(特許法(昭三四―法一二二)の委員長報告と一括して掲載)



◎商標法 (昭三四、四、一三法一二七)

一、提案理由(二月十九日)

(特許法等の一部を改正する法律(昭三四―法一一五)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院商工委員長報告(三月十三日)

(特許法(昭三四―法一二二)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院商工委員長報告(三月二十八日)

(特許法(昭三四―法一二二)の委員長報告と一括して掲載)

◎商標法施行法 (昭三四、四、一三法一二八)

一、提案理由(二月十九日)

(特許法等の一部を改正する法律(昭三四―法一一五)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院商工委員長報告(三月十三日)

(特許法(昭三四―法一二二)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院商工委員長報告(三月二十八日)

(特許法(昭三四―法一二二)の委員長報告と一括して掲載)



◎特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律 (昭三四、四、一三法二二九)

一、提案理由(二月十九日)

(特許法等の一部を改正する法律(昭三四―法二一五)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院商工委員長報告(三月十三日)

(特許法(昭三四―法二二一)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院商工委員長報告(三月二十八日)

(特許法(昭三四―法二二一)の委員長報告と一括して掲載)

◎文部省設置法の一部を改正する法律

(昭三四、四、一四法一三〇)

一、提案理由(二月三日)

○橋本国務大臣 このたび政府から提出いたしました文部省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、本省大臣官房に官房長を設置するとともに、国立中央青年の家の設置について必要な規定を設けることとしたものであります。

まず官房長の設置及びこれに関連する事項について御説明申し上げます。文部省におきましては、従来から省内各部署の所掌事務について総合調整を要する事務が少なくなかったのでありますが、最近特に科学技術教育の振興に関する問題等総合的角度から検討を要する事例が多く、部内外にわたって調整を要すべき事務がとみに増加いたして参りました。これらの事務を処理し推進する機能を強化するとともに、大臣官房の所掌事務を一そう効率的に運営するため、今回文部省においても大臣官房に官房長を置くことといたしたいのであります。なお、現在調査局において所掌いたしております広報に関する事務は、その性質から見まして官房長に掌理いたさせることが適当であると考えましたので、これを大臣官房の所掌に移

文部省設置法の一部を改正する法律

すことといたしました。

次に国立中央青年の家の設置に関する事項について御説明申し上げます。従来都道府県あるいは市においては青年の健全な育成をはかるための社会教育施設として青年の家が建設されて参っており、国もこれに対して加成措置を講じて参ったのでありますが、このたび、全国の青年のため団体宿泊訓練を行う機関として国立中央青年の家を設置し、健全な青年の育成に資することといたしました。これは米軍から返還された静岡県東富士演習場の施設の一部を利用し、これを整備して、新年度より必要な事業を開始する予定になっております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上御賛成下さるようお願い申し上げます。

二、参議院内閣委員長報告(二月二十六日)

(法務省設置法の一部を改正する法律(昭三四―法五〇)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月八日)

○永岡光治君 ただいま議題となりました三件の法律案につきまして内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、文部省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。まず、この法律案の改正のおもなる点を申し上げますと、その第



一点は、部内部外にわたって調整を要すべき事務の増加に伴い、これらの事務を処理し推進する機能を強化するとともに、大臣官房の所掌事務を一そう効率的に運営するため、大臣官房に官房長を置くこととする点であります。その第二点は、従来、都道府県あるいは市に設けられている「青年の家」に対して助成措置が講ぜられてきたが、このたび全国の青年のため団体宿泊訓練を行う機関として、国立中央青年の家を設置し、健全な青年の育成に資することといたさんとする点であります。

内閣委員会は、橋本文部大臣その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当りましたが、その審議におきまして、官房長設置の可否、国立中央青年の家の行政組織上の性格及び今後の運営方針、地方「青年の家」の運営の現状、科学技術会議と文部省所掌の科学技術研究との関係等の諸点につきまして、質疑応答が重ねられました。

昨日の委員会におきまして質疑を終り、次いで討論に入りましたところ、自由民主党を代表して松岡委員は、本法律案付則中「昭和三十四年四月一日」とあるのを「公布の日」と改める旨の修正案を提出し、本修正案及び修正部分を除く原案に賛成の旨、次いで日本社会党を代表して伊藤委員より、「官房長の設置は行政簡素化の趣旨に反し、また国立中央青年の家の設置の理由については、戦前の団体訓練のにおいが強い」との理由により反対の旨、最後に八木委員より右と同趣旨の理由のほか、予算上の見地からも反対の旨、それぞれ討論がありました。

が重ねられました。

昨日の委員会におきまして質疑を終り、次いで討論に入りましたところ、八木委員より、本調査会と同種の審議会等が農林省に多数設けられ、これを活用すれば目的を達し得るゆえ、本法律案に反対である旨の討論がなされました。

討論を終り、よって直ちに本法律案を採決いたしましたところ、多数をもって衆議院修正送付の原案通り可決すべきものと議決せられました。

最後に厚生省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まずこの法律案の改正の要点を申し上げますと、その第一点は、年金局及び国民年金審議会の設置でありまして、別途提案せられております国民年金法案により、国民年金制度が実施せられることになるに伴い、この国民年金制度に関する事務を所掌する内部部局として年金局を設置するとともに、この制度の適切なる運営を期するため、付属機関として国民年金審議会を設置いたそうとする点であります。

その第二点は、国民皆保険の進展、医療事情の推移にかんがみ、従来の医療制度全般について再検討を行うため、二年の期限をもって付属機関として医療制度調査会を設置いたそうとする点であります。

その第三点は、厚生省の内部部局の所掌事務についての改正でありまして、すなわち本年三月、千代田区千鳥ヶ淵に、千鳥ヶ淵戦没

討論を終り、まず松岡委員提出の修正案について採決いたしましたところ多数をもって可決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた多数をもって可決せられました。よって本法律案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、農林漁業基本問題調査会設置法案について申し上げます。まずこの法律案の内容を申し上げます。政府が本調査会設置の理由として述べるところによりますと、わが国農林漁業の生産力は戦後著しく増大し、国民経済の復興と成長に寄与するところ大なるものがあるにもかかわらず、その反面、農林漁業と他産業との間の所得の較差はなお相当の開きを示しているという、このような情勢に対処して、この際、新たな角度から、農林漁業内部における経営の改善、就業構造の近代化等の基本問題について調査審議を行い、農林漁業の基本的施策の確立をはかるため、総理府にその付属機関として農林漁業基本問題調査会を設置せんとするものであります。なお、この法律案は衆議院におきまして施行期日につき修正の上、当院に送付せられたものであります。

内閣委員会は、松野総理府総務長官、石坂農林政務次官その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当りましたが、その審議において、本調査会設置の理由と農林漁業基本法制定に関する政府の方針、農林漁業政策の現状、特に蚕糸価格政策等の貧困性、本審議会を総理府に置くことの当否、調査会事務局を農林省官房に設置することの法制上の疑義等の諸点につきまして、質疑応答者墓苑が建立せられましたのに伴い、その維持管理を大臣官房国立公園部の所掌事務とし、また現在公衆衛生局の所掌事務となつておる受胎調節に関する事務を、母子衛生の見地より児童局に移管いたそうとする点であります。

その第四点は地方復員部の廃止でありまして、地方復員部は現在、横須賀、呉、佐世保の三カ所に設置されておりますが、その所掌事務の減少に伴い、その事務をすべて本省において処理することとし、地方復員部は本年十一月十五日をもって廃止いたそうとする点であります。

なお、この法律案は、衆議院におきまして、施行期日につき一部修正の上、当院に送付せられたものであります。

内閣委員会は、坂田厚生大臣その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当りましたが、その審議におきまして、国民年金審議会の厚生省の付属機関としてのあり方、今回減員される予定になっている調達庁職員の国民年金関係事務への配置がえに対する厚生省当局の方針、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持管理に対する政府の所見等の諸点につきまして、質疑応答が重ねられました。

昨日の委員会におきまして質疑を終了し、別に討論もなく、よって直ちに本法律案につきまして採決いたしましたところ、全会一致をもって衆議院修正送付の原案通り可決すべきものと議決せられました。

以上御報告申し上げます。



◎日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

(昭三四、四、一四法一三一)

一、提案理由(二月三日)

(特別鉅害復旧特別会計法を廃止する法律(昭三四―法六三)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月六日)

(系価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に関する法律(昭三四―法六二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(四月八日)

(揮発油税法の一部を改正する法律(昭三四―法一〇九)の委員長報告と一括して掲載)

◎繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律

(昭三四、四、一四法一三二)

一、提案理由(二月十日)

(輸出品デザイン法(昭三四―法一〇六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院商工委員長報告(二月二十七日)

(石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律(昭三四―法五九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院商工委員長報告(四月八日)

(軽機械の輸出の振興に関する法律(昭三四―法一四四)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎首都高速道路公団法

(昭三四、四、一四法一三三)

#### 一、提案理由(二月三日)

(道路法の一部を改正する法律(昭三四一法六六)の提案理由として掲載)

#### 二、衆議院建設委員長報告(三月十日)

○瀬戸山三男君 たいま議題となりました首都高速道路公団法案及び首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案の両案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、首都高速道路公団法案について申し上げます。

まず本法律案の要旨であります。最近の首都における自動車交通量の激増はまことに目ざましく、これをそのまま放置するならば、近い将来において首都の交通は全く麻痺状態に陥ることが憂慮されており、その対策といたしまして、首都における自動車専用道路の建設及び管理に専念する事業体として新たに首都高速道路公団を設立し、これに政府資金のほか関係地方公共団体からの資金を導入し、首都高速道路の飛躍的な整備をはかるものとしてあります。

かくて、討論に入り、日本社会党を代表して山中吾郎君より本案に賛成の旨の討論があり、採決の結果、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

#### 三、参議院建設委員長報告(四月八日)

○早川慎一君 たいま議題となりました首都高速道路公団法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の要旨について申し上げますと、御承知の通り、最近の首都における自動車交通量の増加はまことにはなほだしく、これをそのまま放置すれば近い将来には首都の交通は全く麻痺状態に陥ることが憂慮されるのであります。この事態に対処し、自動車交通の円滑化をはかるため、首都における自動車専用道路の建設及び管理等を一括実施する事業体として、新たに首都高速道路公団を設立しようとするものであります。

その内容のおもなる点について申し上げますと、まず、首都高速道路公団は、その事業地域を東京都の区に存する区域及びその周辺の地域とし、また、その資本金は、政府並びに関係地方公共団体からの出資金の合計額とし、政府は公団設立の際十億円を出資することといたしております。次に、公団の行う業務は、有料の路外駐車場の建設及び管理等を行うことといたしておりますが、自動車専用道路の建設は、首都圏整備法第二十一条第三項の整備計画に基

本法律案は、去る二月二日本委員会に付託され、以来、参考人を招致するなど、慎重に審議が行われました。その際問題になりました点は、主として公団設立の是非を中心とする基本的な問題、また、現在民間会社で建設中の高速道路との関係等、多岐にわたる質疑が行われたのであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、討論に入り、まず、日本社会党を代表して塚本三郎君より本案に対して反対の討論があり、続いて、自由民主党を代表して不肖私より本案に対して賛成の討論をいたし、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

次に、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、首都圏の既成市街地の区域のうち、特に人口の集中の著しい東京都区部、武蔵野市及び三鷹市の区域を工業等制限区域として指定し、この区域内においては、人口の増大をもたらす原因となる一定規模以上の工場、大学及び各種学校等の施設の新設を、制限区域内の住民にとって必要欠くべからざるものと認められる場合等を除いて、原則として認めないこととするものであります。

本法律案は、去る二月二十五日本委員会に付託され、以来、慎重に審議を続けて参ったのであります。その詳細につきましては会議録を御参照願いたいと存じます。

き、建設大臣が定める基本計画に従ってなされることといたしております。なお、経過措置として、公団設立に関する事務は、建設大臣が任命する設立委員に処理させることとし、現に日本道路公団が行なっている首都高速道路に関する事務については、これを新公団が承継することといたしております。

本法律案は、二月二日、本委員会に付託され、四月八日に至る間、参考人を招致して意見を聴取する等、慎重審議いたしましたのであります。委員会の要する点については申し上げます。第四条の政令で定める地方公共団体は特定のものであるから、憲法第九十五条の住民投票を要するのではないかと、この点、日本道路公団と分離して新公団に実施させねばならぬ理由、首都圏の整備計画との関連等でありましたが、詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して内村委員から、「交通政策の貧困が今日の事態を引き起したので、この責任はあげて政府にあり、本案についても、日本道路公団と分離して新公団を作る必要はない。計画がきわめて劣悪で、完成と同時に交通の飽和状態を起すおそれがある。管理委員会の構成に理事長を入れては、運営上疑問がある。新公団は政府及び都の職員の救済策である。二号線のごとく、民地を通る場合の補償基準が不明瞭である等の理由から反対する」旨の発言があり、また、緑風会を代表して村上委員から、「今日の交通難を緩和するには、本案のごとき自動車専用的高速道路以外に方法がなく、河川、



道路の管理者との関係及び資金面等の関係よりして、本案のごとき公団に実施せしめるよりほかに方法がないので、本案に賛成であり、あわせて、実施に当っては、地元民の納得を得るより努力し、事業は迅速に行い、特にこの種の道路の路面が清潔に保つよう希望する」旨の発言がありました。

討論を終了し、採決の結果、賛成多数をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

### ◎石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

(昭三四、四、一五法一三四)

#### 一、提案理由(三月三日)

○中川(俊)政府委員 今回提出いたしました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び法律案の要旨について御説明申し上げます。

石炭鉱業合理化臨時措置法は、昭和二十八年以来の深刻な石炭不況を背景として昭和三十年八月に制定されたものでありまして、同法は、石炭鉱業の合理化をはかり、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、石炭鉱業合理化計画に基いて石炭鉱業の整備、坑口の開設制限及び未開発炭田の開発等を行うことを主たる内容とするものであることは御承知の通りであります。このうち、石炭鉱業の整備は、石炭鉱業の体質を改善し、あわせて石炭コストの引き下げをはかるため、石炭鉱業整備事業団で年間生産能力三百三十トンを目標にして非効率炭鉱の買い上げを実施しているものであります。

今回の改正法案は、本年一月二十八日開催しました石炭鉱業審議会において、石炭鉱業整備事業団による非効率炭鉱の買収ワクをさらに百万トン増加する旨の答申がありましたので、この実施に必要な費用に充てるため、石炭の採掘を目的とする採掘権者及び粗鉱権

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

者の納付金の納付期間をさらに一年間延長して昭和三十六年八月末までにしようとするものであります。

御承知のように、最近におきましては鉱工業生産もようやく上昇の傾向にありますが、千百万トンをこえる膨大な貯炭に直面している石炭鉱業におきましては、予想される石炭需要の回復が直ちに現在の不況解消をもたらすと期待することは困難でありまして、むしろ、事態の推移いかんによりましては、再び昭和二十八年、二十九年当時の混乱状態に立ち至ることも懸念されております。このため、政府といたしましては、本年度以上の生産調節の指導、貯炭資金の確保、輸入エネルギーの節減、石炭需要の喚起等の諸施策の実施により不況の打開に努める方針であります。このたびの法律改正は、不況対策の一環として非効率炭鉱の買上ワクを増加して、不況時において予想される非効率炭鉱の倒産に伴う各種の弊害を除去しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨でございますが、今回の買上増加に伴い離職する鉱山労務者は、職業紹介の強化その他公共事業及び失業対策事業等により極力これを吸収するよう十分の措置を講ずる考えであります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切に希望する次第であります。

#### 二、衆議院商工委員長報告(三月二十五日)

○中村幸八君 たいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置



法の一部を改正する法律案及び小売商業調整特別措置法案について、商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行法は石炭鉱業の合理化をはかる目的をもって昭和三十年に制定されたのでありまして、本法律に基いて石炭鉱業整備事業団が設立され、自來、今日まで非能率炭鉱の買い上げを行い、着々とその成果を上げてきたのであります。しかしながら、石炭業界は、昨秋以来、きわめて深刻な不況に見舞われておりまして、これに対処するためには、従来の三百三十万トンの買い上げワタをさらに百万トン増加する必要があると参ったのであります。

以上の理由によって本案が提出されたのであります。その内容は、石炭鉱業整備事業団の買い上げ業務に必要な費用に充てている鉱業権者及び租鉱権者の納付金の納付期間を、現行の五年よりさらに一年延長して六年とするものであります。

本案は、三月三日政府委員より提案理由の説明を聴取し、以来、慎重な審議を重ねたのであります。その詳細は委員会議録を御参照願います。

三月二十日に至り質疑を終了しましたので、引き続き採決に付しましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

なお、採決後、渡辺本治君より、自由民主党、日本社会党両党共

ても著しい圧迫を受け、中小小売商は深刻な経営不振と不安定に悩んでいる実情であります。かかる現状にかんがみ、小売商業の秩序の正常化をはかる目的をもって、さきに、去る第二十六回国会に小売商業調整特別措置法案が提案されたのであります。審議未了に終りましたので、本国会においては、これに再検討を加えた上、提出されたものであります。

本案の内容を簡単に申し上げますと、第一に、都道府県知事は、購買会の事業が中小小売商の利益を著しく害するときは、その員外利用を禁止し、さらに必要があれば、禁止を確保するための命令を出し得ることとする点であります。

第二は、消費生活協同組合からの員外利用の許可申請があった場合、行政庁は、員外利用によって中小小売商の利益が著しく害されるおそれがあると認めるときは許可を与えてはならないこととし、さらに、員外利用を未然に防止するため必要な命令を発することができる点であります。

第三は、五大市において特に乱立が目立っている小売市場につきまして、市場業者の貸付契約は都道府県知事の許可を要することとし、小売市場の乱立を防止するとともに、市場内の不正取引につき知事及び公正取引委員会が必要な措置をとることができる点であります。

第四は、生産業者または卸売業者等の小売行為によって中小小売商との間に紛争が生じた場合、都道府県知事があつせんまたは調停を行うこととし、さらに必要があれば、知事及び主務大臣が当

同提案になる附帯決議案が提出されました。

次に、その案文を朗読いたします。政府は、本法の施行にあたり、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一、石炭需給の安定を図るため、需給調整機構を確立する等、速やかに抜本的方策を樹立すること。
- 二、離職労務者の就業対策について、総合的、計画的な施策を樹て、万遺憾なきを期すること。なお、この一環として、中央並びに地方に石炭鉱業離職者対策協議会を設置すること。
- 三、離職労務者対策事業の実施にあたっては、地方自治体の財政負担を極力軽減せしめるよう措置するとともに、離職者の吸収に、最も適切、有効な鉱害復旧事業の拡大について特段の考慮を払うこと。
- 四、離職労務者の退職金（労働協約、就業規則等において定めらるるもの）については、未払賃金に準じ、石炭鉱業整備事業団の炭鉱買取代金より弁済が受けられるよう措置すること。

採決に付しましたところ、全会一致をもって提案通りの附帯決議を付することに決しました。

次に、小売商業調整特別措置法案について申し上げます。

小売商業が国民経済上きわめて重要な分野を占めていることは、あらためて申し上げるまでもありませんが、わが国の人口増加とともに、小売商の数は年々増加の一途をたどり、小売商相互間の競争はいよいよ激甚となっております。小売商以外の者の進出によつ

事者に対し勧告ができる点であります。

本案は、昨年十二月十日当委員会に付託され、十六日政府委員より提案理由の説明を聴取し、十九日、別途日本社会党より提案された商業調整法案と並行して質疑に入りました。

以来、熱心な質疑を続けるとともに、本年二月五日には関係業界等の参考人より意見を聴く等、慎重な審議を行い、さらに審査の万全を期するため、二十六日に小売商業調整特別措置法案外一件審査小委員会を設け、鋭意両案の審査に当らしめたのであります。小委員会は、九回にわたつて会議を開き検討を重ねた結果、三月二十日に至り結論を得て、昨二十四日の本委員会において小平小委員長よりその報告がなされ、同時に、本案に対する修正案が提出されたのであります。

その大要は、第一に、法律の題名を小売商業調整特別措置法に改めること。

第二に、消費生活協同組合に対する員外利用の許可及び措置命令については、これを消費生活協同組合法において規定することとし、なお、内容に若干の修正を加えること。第三に、小売市場については、貸付のみならず、譲渡についても許可を要することとする。過当競争のおそれがない場合に限り許可するという趣旨を明らかにし、なお、許可申請は、小売市場の所在する市の市長を経由せしめるとともに、許可に当って知事は市長に協議しなければならぬこととする。第四に、指定地域内で、製造業者または卸売業者が指定商品の小売業を兼営するときは、都道府県知事に届



け出なければならぬという規定を設けること。第五は、都道府県知事のあつせん、調停等は、物品の流通秩序の適正を期するという観点に立つて行うこととする等でありませぬ。

かくして、同日、引続き採決を行いましたところ、全会一致をもって本案は修正案の通り修正すべきものと決した次第であります。

なお、日本社会党提案にかかる商業調整法案につきましては、提案者より撤回の申し入れがあり、本委員会においてこれを許可いたしました。

なお、採決後、日本社会党田中武夫委員より、商業関係の審議機関の設置について将来考慮されたい旨の要望がありましたことを申し添えます。

本案に関する審査の詳細につきましては、委員会及び小委員会の会議録を御参照願うこととし、以上をもって御報告を終わります。

### 三、参議院商工委員長報告(四月八日)

○上原正吉君 たいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、最近、石炭産産が膨大な貯炭をかかえ、著しく需給の均衡を欠いている現状にかんがみ、不況対策の一環として、石炭鉱業整備事業団による非効率炭鉱の買い上げワクを増加し、非効率炭鉱の倒産に伴う各種の弊害を除去しようとするものであります。すなわち、事業団による買取ワクをさらに百万トン増加するの

に必要な費用に充てるため、採掘権者及び租鉱権者の納付金の納付期間を一年間延長として昭和三十六年八月末までにしようとするのが、本法律案の内容でございます。

商工委員会におきましては、本案について参考人の意見を聴取する等、慎重に審査を行なつて参りましたが、この際、質疑の詳細については会議録に譲ることを御了承いただきたいと存じます。

質疑を終り、阿具根委員より賛成討論の後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告を終わります。

### ◎接收貴金属等の処理に関する法律

(昭三四、四、一五法一三五)

#### 一、提案理由(十二月十六日)

政府委員(佐野広君) たいま議題となりました接收貴金属等の処理に関する法律案につきまして、提案の理由及び内容の概略を申し上げます。

終戦後、連合国占領軍は、本邦において政府及び民間から金、銀、白金、ダイヤモンド等の貴金属等を接收したのでありますが、講和条約の発効とともに、これらの貴金属等を政府に引き渡したのであります。そこで、政府といたしましては、さきに、接收貴金属等の数量等の報告に関する法律によって、貴金属等を接收された者から必要な報告を徴し、その内容の調査を進める一方、連合国占領軍から引き渡された貴金属等の調査を実施し、その状況もおおむね明らかになりましたので、これらの接收貴金属等について返還その他の処理をいたしますため、この法律案を提出した次第でございます。

なお、接收貴金属等の処理に関する法律案は、御承知の通り、さきに第二十六国会において衆議院を通過し、第二十六国会から第三十国会にわたつて参議院において御審議願いましたが、今回提出いたしました法律案の内容は、前回御審議願いました法律案の内容と同じでございます。

接收貴金属等の処理に関する法律

以下、この法律案の概略を御説明申し上げます。

まず第一に、貴金属等を接收された者は、この法律の施行の日から五カ月以内に、大蔵大臣に対してその接收された貴金属等の返還を請求することとし、接收された者がその請求をしない場合には、接收された貴金属等の所有者が、法律の施行の日から七カ月以内に、返還の請求を行うことを認める等、返還請求の手續を定めることといたしております。

第二に、返還の請求に対しまして、大蔵大臣は、その接收貴金属等の種類、形状、品位、個数及び重量等を、証拠に基いて認定することとし、認定された貴金属等につきましては、それが大蔵大臣の保管している貴金属等のうちで特定する場合には、そのものを返還し、特定しない場合には、大蔵大臣の保管している貴金属等から特定するものを除いた残りの貴金属等を、認定にかかる貴金属等の種類、形状、品位及び重量のそれぞれの明確度に応じて、その個数または評価額の割合のより按分して返還することといたしております。

第三に、この法律により返還される貴金属等につきましては、国、公共企業体、地方公共団体及び日本銀行の所有にかかるものを除き、連合国占領軍から政府が引き渡しを受けて以来返還されるまでの間の管理費用に相当する額として、返還を受けた貴金属等の価額の一割に相当する金額を国に納付させることとしております。

第四に、接收された貴金属等のうちには、一、交易管団、社団法人中央物資活用協会または社団法人金銀運営会が、戦時中、政府の



金、銀、白金またはダイヤモンドの回収方針に基き、政府の委託によつて民間から回収したもの、二、金属配給統制株式会社、政府の指示に基いて、交易営団または中央物資活用協会の回収した貴金屬を買い入れたもの、三、金銀運管會が、戦時中、政府の指示に基き、旧日本占領地域における通貨価値の維持等の目的をもつて金製品を輸出するため、旧金資金特別會計から払い下げを受けたもの、及び四、軍需品の製造に従事していた者が、軍需品を製造または修理するため、その材料として、戦時中、旧軍または軍需省から買入れたものがありますが、これらのものは、すべて国に帰属させるとともに、これらの者に対しては、貴金屬等の取得の代金及びその手数料または加工費に相当する金額を、それぞれ、交付することといたしております。

第五に、接收貴金屬等の処理を慎重かつ適正に行うため、認定、返還、不服の申し立ての処理その他の重要事項につきましても、接收貴金屬等処理審議會に付議し、その議決に基いて処理することとする。大蔵省管財局に臨時貴金屬処理部を設けてその事務を専任させ、処理の万全を期することといたしております。

第六に、国に帰属または返還された貴金屬等で一般會計に所屬するものは、無償で貴金屬特別會計の所屬に移して管理することといたしております。

なお、百円銀貨製造の用に供する等のためこの法律の施行前に返還した貴金屬につきましては、この法律の施行後すみやかにその明細を公告することといたしております。

第四は、接收貴金屬等のうち、戦時中政府の委託等によつて交易営団等が所有していたものは、すべて国に帰属させることとし、これらのものに対しては、その取得代金及び手数料等に相当する金額を交付することとしようとするものであります。

第五は、認定、返還等の処理の万全を期するために、大蔵省に接收貴金屬等処理審議會を、同省管財局に臨時貴金屬処理部を設置しようとするものであります。

なお、国に帰属または返還された貴金屬等で、一般會計に帰属するものは、無償で貴金屬特別會計の所屬に移して管理することとしようとするものであります。

接收貴金屬等の処理に関する法律案は、去る第十九国会以降四たび提案されましたが、成立せず、今国会に五たび目の提案がなされたものであります。その間、委員会におきましては、審議を重ね、今国会におきましても、特別立法を必要とする理由、納付金一割の算出根拠、処理方法についての基本的な問題、本案とIMF及び世界銀行への増加出資の財源のための措置との関係、第十六国会衆議院行政監察特別委員会の接收解除ダイヤモンド処理要綱と本案との関係、処理後の換価処分による収入金の使途等について質疑がなされましたが、それらの詳細は會議録によつて御承知を願います。

質疑を終り、討論に入りましたところ、杉山委員より、「法案全体としては原案でもよい。しかし国民感情の緩和を考えると、政府の取り分を多くすることが適當である。そのために納付金を根拠な

以上が接收貴金屬等の処理に関する法律案の理由及びその内容の概略でございます。何卒御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

## 二、参議院大蔵委員長報告(三月十三日)

○加藤正人君 たいま議題となりました接收貴金屬等の処理に関する法律案について申し上げます。

本案は、現在、政府が保管中の接收貴金屬等について、返還等の処理をなさしめるため必要な規定を設けようとするものでありまして、その要点を申し上げますと、

第一点は、貴金屬等の被接收者は、本法施行の日から五カ月以内に大蔵大臣に対し返還の請求をし、被接收者が請求しない場合は、その所有者が七カ月以内に返還請求ができることとする等、返還請求の手續を定めようとするものであります。

第二は、この返還請求に対して、大蔵大臣が認定し、それが保管貴金屬等のうちで特定する場合には、そのものを返還し、特定しない場合には、残余の貴金屬等を、認定した貴金屬等の種類、形状、品位及び重量のそれぞれの明確度に応じて、その個数または評価額の割合で按分して返還することとしようとするものであります。

第三は、民間に返還される貴金屬等について、連合国占領軍より引き渡されてから返還されるまでの管理費用に相当するものとして、その価額の一割を国に納付させることにしようとするものであります。

く引き上げることができないが、保管の実情を見ると個別預かりと実質的に同様である等を考慮して計算すると、管理費用は二割を上回るものとなるので、この際、納付金の率を二割に引き上げるべきである」との修正意見が述べられ、さらに「接收貴金屬等の処分に伴う純収入のうち、交易営団等が戦時中に回収した貴金屬等の処分収入については、戦争犠牲者に対する援護等の経費に充てるよう政府において措置すること」との附帯決議案が提出されました。次いで大矢委員より、「本案は、衆議院行政監察特別委員会の接收解除ダイヤモンド処理要綱の精神が生かされていない。政府の、接收を没収ではないとする法律解釈には異論がある。国民感情の上からも、管理費用のみを取つて返還することは理解されない。その大部分を国に帰属せしめて戦争犠牲者の援護費等に充てるべきである。」との反対意見が述べられました。

討論を終り、杉山委員提出の修正案について採決の結果、多数をもって可決され、次いで修正部分を除く原案について採決の結果、多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決定いたしました。なお、杉山委員提出の附帯決議案について採決の結果、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

## 三、衆議院大蔵委員長報告(四月八日)

(賠償等特殊債務処理特別會計法の一部を改正する法律(昭三四一法一五一)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎自動車ターミナル法

(昭三四、四、一五法一三六)

#### 一、提案理由(二月十八日)

○政府委員(中馬辰猪君) たいま議題となりました自動車ターミナル法案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

最近における自動車輸送の発展は、きわめて急速、かつ、顕著なものがありますが、なかんずく、路線バス事業及び路線トラック事業は、年々向上の一途をたどり、昭和三十二年の実績より見ましても、その輸送量は、路線バスにおいて四十六億三千万人、路線トラックにおいて千四百三十万トンを示しているものでありまして、鉄道輸送のそれと比較した場合、路線バスにおいて約一・一倍、路線トラックにおいて鉄道小口貨物の約四・四倍に及んでいるのであります。

御承知の通り、輸送機関と申しますものは、いずれも幾つかの幹線と、これより分岐する数多くの支線とが、あたかも網の目のように相互に交錯して発達してゆくものであります。自動車輸送におきましても、たとえば路線バスについて見ますと、東京、大阪等の大都市においてはもちろんのこと、地方都市におきましても、それぞれ、その都市の繁華街、官庁街または鉄道駅等を中心として四方八方へ多数の路線が広がり、いわゆる路線網を形成しておるのであります。

従いまして、輸送需要に最も適合した自動車の路線網を積極的に形成して参りますことは、利用者公衆の便益を促進することはもとより、自動車輸送の発達をはかっていきますためにも重要な課題となるわけでありますが、そのために大きな役割を果すものと考えられますのが、本法案の対象とする自動車ターミナルであります。すなわち、航空輸送における空港あるいは鉄道輸送における停車場のごとく、多数の自動車路線が集中する地点に、旅客の乗り換え、あるいは貨物の積み換えのための施設を設置して利用者の利便を増進していくことが、かねてから広く要望されておったのであります。従来このような機能は、道路その他の一般交通の用に供される場所において、あるいは単独の事業者の施設として行われてきました関係上、利用者の利便を阻害し、ひいては自動車運送事業者自体の健全な発達にも少からざる支障を及ぼして参っておったのであります。

さらに、近い将来、高速自動車道が建設され、都市間交通がますます活発になりますれば、幹線交通と都市交通との総合的な発展を期しますためにも、この種自動車ターミナル施設の整備促進が格段に要望されるものと予想されるのであります。

政府といたしましては、数年来、自動車ターミナルの整備促進に関する法的措置について種々検討を加えて参ったのであります。が、ようやく成案を得るに至りましたので、ここに提案いたしました次第でございます。

本法案は、第一に、自動車ターミナルについて明確な概念を定めますとともに、自動車ターミナル事業は、これを免許事業といたしまして、その事業の安定性を確保することといたしました。他方、これに対応して、その使用料金につきましては認可性としてその適正化をはかり、さらに、供用義務、構造設備の維持義務等を課して使用者の利便を確保することといたしております。

第二に、自動車ターミナルとしての機能の完全な発揚を期するため、ある地区において自動車ターミナルが設置されているにもかかわらず、それを使用しないことよって公衆の利便を阻害していると認められる自動車運送事業者に対しては、当該自動車ターミナルを使用するよう命じ得るものとしております。

第三に、自動車運送事業者が、その事業の用に供する自動車ターミナルにつきましては、主として道路運送法の定めによって運営するものとしたほか、その構造、設備、その他の面について自動車ターミナル事業と同様に扱うことといたしましたのであります。

第四に、大都市等において多数のバス路線が集中している場所にバスターミナルが存在しない場合、その地区に路線を有するバス事業者に対し、共同してバスターミナルの設置に必要措置をとるべきことを指示することができるものとし、これによって路線網の中心地点としての機能を確保することといたしております。

第五に、運輸大臣は、必要により自動車ターミナルの設置または改善のための用地及び資金の確保に関する措置を講ずるよう努めるものとし、さらに、土地の取用につきましても、関係法規の一部改

正を行なつて、自動車ターミナルの整備を促進いたすよう配慮しております。

右の五項目を骨子といたしまして、自動車ターミナルの適正な運営及び管理の確保並びに公衆の利便の増進をはかるものとした次第であります。

以上が自動車ターミナル法案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

#### 二、参議院運輸委員長報告(三月十一日)

(日本観光協会法(昭三四―法三九)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、衆議院運輸委員長報告(三月二十六日)

○塚原俊郎君 たいま議題となりました自動車ターミナル法案につき、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の趣旨を簡単に申し上げます。

最近、都市における自動車輸送の発達は、まことに急速かつ顕著なものがあり、特に、バス、トラックの路線網は複雑多岐をきわめて参っておるのであります。これらの輸送需要に適合し、路線網を積極的に形成して参りますために、旅客の乗りかえ、あるいは貨物の積みかえのための自動車ターミナル施設を設けて、一般公衆の便益を増進するとともに、自動車運送事業の健全なる発展をはかる



べく、自動車ターミナル事業を免許制とし、事業の運営、管理、整備に關して所要の事業を定めようとするものであります。

次に、本法案の内容のおもなる点は、第一に、自動車ターミナルにつきまして明確なる概念を定め、これを免許事業とし、使用料金を認可制と定め、さらに供用義務、構造設備の維持義務を課して、利用者の利便の確保をはかっております。

第二に、自動車運送事業者がその事業の用に供するための自動車ターミナルにつきましては、主として道路運送法の定めによって運送するものとしたしましたが、その構造、設備その他の面については自動車ターミナルと同様に取り扱うこととしたしております。

第三に、大都市等において、多数のバス路線が集中しておる場所にバス・ターミナルがない場合、その地区に路線を有するバス事業者に対し、共同してバス・ターミナルの設備に關し必要な措置をとるべきことを指示し得るようにして、路線網の中心地としての機能を十分確保することにいたしております。

第四に、運輸大臣は、自動車ターミナルの設置、改善のための用地及び資金の確保に關し必要な措置を講ずるよう努めるものとし、自動車ターミナルの整備の促進を配慮いたしております。

本法案は、二月十六日予備付託となり、二月十九日政府より提案理由の説明を聴取、三月十一日日本付託となり、三月十九日政府より詳細なる補足説明を聴取し、三月二十四日質疑を行い、質疑終了後、討論を省略して直ちに採決いたしましたし、本法案は全会一致をもって原案通り可決いたしました。

なお、自由民主党、日本社会党を代表して長谷川峻君より、本法施行に當り、政府は、自動車ターミナル事業の公共性にかんがみ、公有地等の貸付並びに財政的援助等に關し特別の考慮を要望する趣旨の附帯決議案が提出され、採決の結果、これまた全会一致をもって可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

### ◎最低賃金法

(昭三四・四・一五法一三七)

#### 一、提案理由(十二月十七日)

○倉石國務大臣 たいま議題となりました最低賃金法案につきまして、その提案理由及び概略を御説明いたします。

終戦以來わが国における労働法制は労働組合法、労働関係調整法、労働基準法など急速に整備されたのであります。これらの法制により近代的労働関係が確立され、また産業の合理化を促進し、わが国の経済復興に寄与するところ少くなかったことは、否定し得ない事実であります。

労働基準法は、労働条件の最低基準について詳細な規定を設けているのであります。同法に定める最低賃金に關する規定は、今日まで具体的に発動されなかったものであります。これが理由について考えてみますと、まず、終戦後の経済の混乱が最低賃金制の実施基盤をつちかえなかつたことが指摘されるのであります。さらに本格的には、中小企業、零細企業の多数存在するわが国経済の複雑な構成のもとにあっては、労働基準法に規定する最低賃金制のみによつては、その円滑な実施を期し得ないものが存したからにはかならないからであります。昭和二十五年、労働基準法に基いて設置された中央賃金審議会は、絹人絹織物製造業等四業種に対する最低賃金の実施について、昭和二十九年に政府に答申を行なつたのであり

ますが、これが実現を見るに至らなかつたゆえんも、当時の経済情勢とともに、わが国経済における中小企業の特異性に存したと言えらるのであります。しかしながら、賃金は労働条件のうち最も基本的なものであり、特に賃金の低廉な労働者について今日最低賃金制を実施することは、きわめて有意義であると考えるのであります。最低賃金制の確立は、ただに低賃金労働者の労働条件を改善し、大企業と中小企業との賃金格差の拡大を防止することに役立つのみでなく、さらに労働力の質的向上をはかり、中小企業の公正競争を確保し、輸出産業の国際信用を維持向上させて、国民経済の健全な発展のために寄与するところが大きいのであります。

翻つて世界各国に目を転じますと、十九世紀末以來、今日までに四十数カ国が最低賃金制を実施し、また国際労働機関においてもすでに三十年前に最低賃金に關する条約が採択され、これが批准国も三十七カ国に達していることは御承知の通りであります。経済の復興と労働法制の整備に伴い、わが国の国際的地位は次第に高まり、昭和二十六年には国際労働機関へ復帰し、さらに昭和三十一年には、念願の国際連合への加盟も実現されたのであります。また、それゆえに世界各国は、わが国経済、特に労働事情に關心を有するに至つておるのであります。なかんずく諸外国において、特に大きな關心を持って注目しているのは、わが国の賃金事情であります。過去においてわが国輸出産業がソーシャル・ダンピングの非難をこうむつたのは、わが国労働者の賃金が低位にあると喧伝されたからであります。かかる国際的条件を考えましても、この際最低賃金制



を実施することは、きわめて意義があると考えるのであります。しかしながら、諸外国における最低賃金制の実施状況を見ても知り得ることく、その方式、態様は決して一様のものでなく、それぞれの国の実情に即した方式が採用されているのであります。従いまして、わが国の最低賃金制もあくまでわが国の実情に即し、産業、企業の特種性を十分考慮したものでなければならぬことはいままでもないところであります。

政府といたしましては、最低賃金制の大きな意義にかんがみ、最低賃金制のあり方についてはかねてから検討して参つたのであります。昭和三十三年七月、中央賃金審議会に、わが国の最低賃金制はいかにあるべきかについて諮問したのであります。同審議会は、その後真剣な審議を重ねられ、同年十二月に至り答申を提出されたのであります。その内容については、一部の労働者側委員が賛成できないうの意見を述べたほかは、他の労、使、公益全委員が賛成されたのであります。さらに答申の提出については、全員が一致されたのであります。同答申は、その基本的考え方として、産業別、規模別等に経済力や賃金に著しい格差があるわが国経済の実情に即しては、業種、職種、地域別にそれぞれの実態に応じて最低賃金制を実施し、これを漸次拡大していくことが適当な方策であると述べているのであります。今日においても、最低賃金制の実施は中小企業の実情にかんがみ、時期尚早であるとの論も一部にはあるのであります。現実に即した方法によってこれを実施するならば、中小企業に摩擦と混乱を生ずるようなことはなく、その実効を期し得ら

れるものであり、むしろ中小企業経営の近代化、合理化等わが国経済の健全な発展に寄与するものと考えるのであります。

以上の見地から、政府といたしましては、中央賃金審議会の答申を全面的に尊重して最低賃金法案を作成し、第二十八回国会及び第三十回国会に提出いたしましたのであります。両国会とも、衆議院においては政府原案通り可決されたのであります。参議院においては審議未了となりましたので、ここに重ねて、同内容の法案を提出いたしました次第であります。

次にその主要点について御説明いたします。その第一は、最低賃金の決定は、業種、職種または地域別にその実態に即して行うこととあります。最低賃金制の基本的なあり方については、全産業一律方式をとるべきであるとの意見があります。しかしながら、わが国においては、産業別、規模別等によって経済力が相当異なり、また賃金にも著しい格差が存在しているのであります。かかる現状において全産業全国一律の最低賃金制を実施することは、ある産業、ある規模にとつては高きに失し、他の産業、規模にとつては低きに失し、これがため一般経済に混乱と摩擦を生じ、本制度の実効を期し得ないおそれがあると考えるのであります。ここに対象となる中小企業の実態を最も適切に考慮して最低賃金を決定し得ることく、業種、職種、地域別に最低賃金を決定し、漸次これを拡大していくことといたした理由が存するのであります。

第二は、最低賃金の決定について、当事者の意思をでき得る限り尊重し、もって本制度の円滑なる実施をはかるため、次の四つの最低賃金決定方式を採用してあります。すなわちその第一は、業者間協定に基き、当事者の申請により最低賃金を決定する方式であり、第二は、業者間協定による最低賃金を、一定の地域における同種労使全部に適用される最低賃金として決定する方式であり、第三は、最低賃金に関する労働協約がある場合に、その最低賃金を一定の地域における同種労使全部に適用されるものとして決定する方式であります。これら三つの方式のいずれの場合も、政府は、中央、地方に設けられる労使公益各同数の委員よりなる最低賃金審議会の意見を聞いて最低賃金を決定することといたしております。第四は、以上一ないし三の方式によることが困難または不相当である場合に、行政官庁が最低賃金審議会の調査審議を求めて、その意見を尊重して最低賃金を決定する方式であります。以上のごとく四つの決定方式を採用し、それぞれの業種、職種、地域の実情に即して最低賃金制を実施することとし、もって本制度の円滑にして有効な実施を期した次第であります。

第三は、決定された最低賃金の有効な実施を確保するため必要な限度において、関連家内労働について最低工賃を定めることができることとしたのであります。わが国の中小企業は零細規模のものが多く、その経営は下請的、家内労働的な性格を有するものが多いのであります。しかも、わが国においてはこれら中小企業と併存する関連家内労働者が多数存在し、これら家内労働者の労働条件には劣悪なものが多いのであります。しかしして一般の雇用労働者に最低賃金が適用され、これと関連する家内労働を行う家内労働者の工

賃が何ら規制されない場合には、家内労働との関係において最低賃金の有効な実施を確保し得ない事態を生ずるおそれがあるのであります。もとより、家内労働については改善すべき幾多の問題がありますが、政府は家内労働に関する総合的立法のため調査準備を行うとともに、さしあたり本法案中に必要な限度において最低工賃に関する規定を設け、最低賃金制の有効な実施を確保すると同時に、家内労働者の労働条件の改善に資することとした次第であります。

以上が本法案の主要点であります。本法の適用範囲は、原則として労働基準法及び船員法の適用あるもの全部とし、これが施行に關する主務大臣は、労働基準法適用関係については労働大臣とし、船員法適用関係については運輸大臣としております。その他最低賃金審議会の設置運営に関する事項、業者間協定締結等に対する援助、勧告及び違反の防止等に関する所要の規定を設けるほか、関係法令に關する整備を行い、もって最低賃金制の円滑なる実施を期しているのであります。

最低賃金制を法制化することは、わが国労働法制上まさに画期的なことであり、かつその意義もきわめて大きいと信ずるのであります。しかしながら、何分にも最低賃金制はわが国においては初めての制度であります。いかにわが国の実情に即した最低賃金制でありましても、これを円滑有効に実施するためには中小企業の経営基盤の育成をはかることが必要であることは申すまでもないことでありまして、政府といたしましては、最低賃金制の実施状況等を勘案しつつ、中小企業対策等について今後とも十分配慮を行なつて参りた



い所存であります。

また、いかに大きな意義を有する最低賃金制が実施されたとしても、法制定の趣旨が十分認識されず、本制度が誤まって運用される場合には、労使関係の安定が阻害されるのみならず、社会経済の混乱を招くことになるのであります。政府といたしましては、本制度に対する労使の深い理解と絶大な協力を期待するとともに、広く国民一般の支援を求め、これが円滑なる運営をはかりたいと存じている次第でございます。

以上最低賃金法案の提案理由及び概要でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同賜わらんことをお願いいたします。

二、衆議院社会労働委員長報告(二月二十六日)

○園田直君 たいま議題となりました最低賃金法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。戦後、わが国の労働法制は急速に整備され、近代的労使関係の確立と産業の合理化を促進し、わが国経済の復興に寄与するところ少くなかったのであります。しかし、労働条件のうち最も基本的なものである賃金について、労働基準法に定める最低賃金に関する規定は、中小企業、零細企業の多いわが国経済の複雑な構成のもとにおいては、今日までその実施を見るに至らなかったものであります。各種の国内的事情並びに国際的条件にかんがみまして、中央賃金審議会の答申を全面的に尊重しつつ、産業別、規模別等に経済力、賃金に著しい格差のあるわが国経済の実情に即した最低賃金制

を実施し、多くの日の当らない労働者の要望にこたえようとするのが、本案提出の理由であります。

以下、その内容を簡単に御説明申し上げます。

第一に、最低賃金の決定は、業種、職種または地域別に、その実態に即して行うこととし、全産業、全国一律方式を採用しないこと。第二に、最低賃金は労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めることとし、最低賃金が決定された場合、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことにしたこと。第三に、最低賃金の決定については、当事者の意思をでき得る限り尊重し、もって本制度の円滑なる実施をはかるため、業者間協定による最低賃金、業者間協定による地域的最低賃金、労働協約による地域的最低賃金及び最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金の四方式によることにしたこと。第四に、家内労働については、決定された最低賃金の有効な実施を確保するために、必要な限度において行政官庁が最低賃金審議会の意見を聞いて最低賃金を定め得るようにしたこと。第五に、最低賃金審議會は中央及び地方に置き、委員は労、使、公益各同数とし、ほかに特別委員として関係行政機関の職員を加えること。また、必要に応じて業種別、職種別の専門部会を置くことができることなどのほか、本法の有効な実施を確保するため所要の規定を設けておるのであります。なお、本法の適用範囲は原則として労働基準法及び船員法の適用あるもの全部とし、これが施行に関する主務大臣は、それぞれ労働大臣及び運輸大臣としておるのであります。

本案は、さきの第二十八回国会及び第三十回国会に提出され、両国会とも、衆議院においては政府原案の通り可決いたしましたのであります。参議院におきまして審議未了に終わったため、三たび本国会に提出された次第でありまして、去る十二月十六日本委員会に付託され、同月十七日倉石労働大臣より提案理由の説明を聴取した後、慎重なる審議を行なったのであります。

そのおもなる質疑応答について申し上げます。まず、「最低賃金の決定については労働者の生計費を特に重視すべきであり、全産業全国一律に決定しなければその実効を上げ得ないのではないか」との質疑に対しては、「将来の理想形態としては全産業全国一律方式が望ましいが、中小企業の多いわが国経済の実情においては、まず業種別、職種別、地域別に最低賃金を決定する方が適當である」との答弁がなされ、また、「いわゆる業者間協定は最低賃金の実を持たないのではないか」との質疑に対しては、「業者間協定は、最低賃金審議会に諮問し、その意見を尊重して法律上の最低賃金とされるのであって、業者の自由に決定した額がそのまま最低賃金となるわけではない」との答弁がなされたほか、業者間協定実施の実情などについて質疑応答がなされたのであります。かくて、本月十九日の委員会において、二階堂委員の動議により質疑を終了し、次いで、すでに印刷配付されておりました本案に対する多賀谷真稔君外二名提出の修正案の質疑を終了した後、修正案並びに政府原案について討論を省略して直ちに採決に入りましたと

ころ、まず修正案は否決せられ、続いて本案は政府原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。なお、右案に関し、一昨二十四日及び本日の委員会におきまして、小林進君、多賀谷真稔君、斎藤邦吉君、伊藤よし子君の各委員から本案並びに修正案に関して発言が行われた次第でありまして、その結果、日本社会党の委員諸君は、本案に対する修正案に賛成し、政府原案に反対であることが明らかになりましたので、その旨委員会において明確にいたしました次第であります。従って、本案に対する賛成者は多数であります。以上、御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(四月三日)

○久保等君 私はいま議題となりました最低賃金法案につきまして、委員会における審議の経過につきまして中間報告を行わんといたすものであります。先ほど来、特にこの中間報告を求めるといふ多くの質疑の過程において、私自身きわめて理解できない多くの答弁を伺ったわけでありまして、すなわち、特に中間報告を求める条件としての緊急性につきまして、いろいろ言われておりますように、国会の会期が五月二日までであるという事実、そうして、さらにまた、委員会の運営につきましても、答弁者は、委員会における運営に特に障害となるべき事実がなかったということも答弁の中で言われておるのであります。果してそれならば、いかなる理由に基いてここに私が中間報告をいたさなければならないのか、



きわめて理解いたしかねるのであります。当委員会におきましては、今期国会は、本法案及び国民年金法案等、きわめて重要な法案を審査するのでありますから、当初から審査に万全を期するため、委員会の運営等につきましては、委員長及び理事打合せ会の決定に基づきまして、委員各位の御協力を得て、案件の十分なる審査と委員会の円滑なる運営に、特に努力をいたして参った次第であります。従いまして、委員会は今日まで常に平穏かつ円満に運営せられて参りました。もし、多少の混乱があったといたしますならば、それは、四月一日、社会党委員の熱心なる質疑の途中、自民党委員よりの質疑打ち切りの動きから、委員会の審議困難が考えられ、散会をいたしました事実が、ただ一度あるだけであります。この散会も、時間的には、すでに午後五時近いことを考慮して私のとった措置であります。ところが、これを奇貨として、ただいま突如として委員長の間報告を求めるといふ手段をもって、委員会において審査中の最低賃金法案を本会議に取り上げ、その成立を強行せんとするがごときは、全く理解しがたいところであります。国会の会期が本日をもって終了するか、あるいはまた、二、三日しかないというのであれば別であります。先ほども申し上げましたように、会期は五月二日までであるのであります。かりに五月二日会期一ぱいまで審査することが、諸般の事情から困難であるといはしませんが、少くとも四月上旬一ぱい、ないしは中旬くらいまでは、国会における審議は十分続け得ると考えられる際に、かかる暴挙に出でて、本法案に対する委員会の審査を中断せしめることは、まことに

遺憾のきわみと申すべきでありましょう。しかしながら、私は本院の決定を尊重し、以下、公正に報告せんとするものであります。

まず、本法案の趣旨を説明いたします。

わが国の労働法制は、今次の大戦後、急速に整備せられまして、近代的労使関係の確立と産業の合理化を促進し、わが国経済の長足なる復興に寄与したのであります。しかるに、最低賃金に関する規定は、労働基準法の中に設けられながら、中小企業、零細企業の多いわが国経済の複雑な構成等のために、いまだ実施せられていないのであります。しかしながら、最低賃金制度の確立は、低賃金労働者の労働条件の改善、大小企業間における賃金格差の拡大防止に役立つのみでなく、中小企業の公正な競争を確保し、輸出産業の国際信用を維持向上せしめ、国民経済の健全な発展をはかるため、きわめて緊要でありますので、政府は、さきに中央賃金審議会に諮問し、その答申を尊重して、わが国の現状に即した最低賃金制度を実施しようとするのが、本法案提出の理由であります。

次に、本法案の内容を簡単に御説明申し上げます。

第一に、最低賃金は、業種別、職種別、または地域別に、その実情に即して決定することとし、全産業全国一律の方式を採用していません。

第二に、最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めることとし、使用者は定められた最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

使用者の異議の申し出、本法違反に対する罰則、関係法令の規定の整備等を規定してあります。

本法案は、すでに第二十八回国会及び第三十回国会にも提出されたのであります。両国会とも、会期末、衆議院において原案通り可決され、本院に送付されたのでありますが、本委員会におきましては一度も審議の機会なく、審議未了に終わったものであります。本委員会におきましては、今回初めて審議を開始いたしましたのであります。が、本案の重要性にかんがみまして、委員長及び理事打合せ会の決定に基づき、慎重に審議を進めることを決定いたしました次第であります。

まず、三月十日、労働大臣より本案の提案理由説明を求めるとともに、引き続き質疑を行い、次いで十六日、十八日、十九日にも質疑を行い、二十日には公聴会を開き、学識経験者四名及び労使の代表各一名、合計六名より意見を聴取いたしました。三月二十三日には京都におきまして、学識経験者四名、労使の代表各三名、合計十名より意見を聴取して、審議の参考といたしました。次いで、三月二十六日も質疑を行うとともに、二十七日にも本法案に対する質疑を続行せんといたしました。が、労働大臣の事故により委員会は流会となりました。次いで、四月一日にも質疑を行なったのであります。

以下、質疑のおもなる点を御紹介いたしますと、まず、「今日四十九カ国の国が最低賃金制を実施している。これらの国々の最低賃金決定方式はどのような方法をとっているか」との質疑に対し

第三に、最低賃金の決定については、四つの方式を設けてあります。すなわち、その第一は、業者間協定に基づき、当事者の申請により、最低賃金審議会に諮問して決定するもの。その第二は、業者間協定による最低賃金を、当事者たる使用者の申請により、最低賃金審議会に諮問の上、一定の地域内の同種の労働者及び使用者の全部に適用すべく決定するもの。その第三は、労働協約による最低賃金を、当事者たる労使双方の申請により、最低賃金審議会に諮問の上、一定の地域内の同種の労働者及び使用者の全部に適用すべく決定するもの。その四は、以上三つの方式によるものが困難または不適當と認められる場合において、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、必要なる事業、職業または地域について最低賃金を定めるものであります。

第四に、最低賃金審議会は、中央及び各都道府県に置き、委員は労、使、公益各同数とし、ほかに特別委員として関係行政機関の職員を加え得ること、また、必要に応じて業種別、職種別の専門部会を置き得ることを規定しております。

第五に、前述の方式によって決定されました最低賃金の有効な実施を確保するため、必要な限度におきまして、家内労働につきましても、行政官庁は最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、最低工賃を決定し得るのであります。

最後に、本法の適用範囲を労働基準法及び船員法の適用あるもの全部とし、これが施行に関する主務大臣は、それぞれ労働大臣及び運輸大臣と規定するのほか、最低賃金の決定について利害関係ある



て、政府委員より、「最低賃金制は、十九世紀末ニュージージーランドとオーストラリアで初めて採用されて以来、各国においてそれぞれ沿革を経て採用せられ、発展したもので、日本を除く世界の主要七十八カ国のうち四十九カ国がこの法制を有している。しかし、この中で具体的に実施を見ていない国が四方国ある。次に、その決定方法について見ると、それぞれの国の国情に応じて種々の方式が採用されているが、大体四つの方法に分けられる。第一は、賃金委員会を設けて、これが決定するか、あるいは委員会の答申等に基づいて行政機関が決定する方法。第二は、仲裁裁判所を設けて、その裁定もしくは決定等による方法。第三は、法律で最低賃金額を幾らであると直接規定する方法。第四に、団体協約の拡張適用による方法がある」との答弁がありました。

続いて、「今回政府が提案された最低賃金法案を見ると、業者間協定がその骨子となっている。要するに、労働者が賃金決定に参加していないようなものを最低賃金とする例はあるか」との質問に対して、政府委員より、「本法案の業者間協定方式は、業者間協定に基づいて、当事者の申請により、労、使、中立の三者構成の最低賃金審議会がこれを審議し、その意見によって政府が決定を行うから、第一の賃金委員会方式である。業者間協定の例としては、アメリカでニューディール当時、業者間できめたコードにより大統領が決定することとした例がある」との答弁がありました。

次に、「諸外国はわが国の賃金事情に深い関心を持っている。過去においてわが国はソシアル・ダンピングの非難をこうむること、

しばしばであった。今日政府の経済政策を見ると、中小企業や零細企業は保護されていない。この困難な状態に置かれた企業が、支払い能力の範囲で業者間協定を作り、これが最低賃金に発展すると、外国から再び同じ汚名をこうむるのではないか」との質疑に対して、労働大臣より、「日本の商業政策として、当然、中小企業や零細企業の維持推進をはかり、最低賃金制を実施してもやっていけない。また、賃金ベースの高低を比較するには、その国の国民所得や経済の実態等をも考慮に加えるべきで、たとえばアメリカに比べ日本が低賃金であるからといって、概念的にソシアル・ダンピングだということは当らない。最低賃金法案の成立は、国際貿易上日本の信用を増すことになると思う」との答弁がありました。

次に、「家内工業労働者の最低工賃についても、本法案は最低賃金のきまつた関連産業だけについて規定を設けている。低所得者を守るという最低賃金本来の意義が本法案に十分盛り込まれていないか」との質問に対して、労働大臣より、「最低賃金を決定しても、関連する産業の家内工業について最低工賃を決定しなければ、画竜点睛を欠くことになるので本法案にこれを規定した。家内労働については、本法案の実施後引き続き十分調査検討を行い、万全なものも考慮していきたい」との答弁がありました。

次に、「政府は今回最低賃金法案を提出したが、これをめぐっての情勢判断をいかに考えているか」との質疑に対しましては、労働大臣より、「賃金は基本的には労使話し合いで自主的にきめらるべきは、これに従うことが慣行になっている」との答弁がありました。

次に、「最低賃金を決定する基準については何を基準にして考えているか」との質問に対して、政府委員より、「最低賃金を決定する場合には三つの基準を考えている。その第一は労働者の生計費を、第二には、類似の労働者の賃金を、第三には通常の事業の支払い能力を考えている。この三つの要素を勘案して適当な最低賃金をきめる」との答弁があり、さらに、生計費の決定については、「総理府の家計調査、厚生省の厚生行政基礎調査あるいは人事院において研究した標準生計費等を審議会に提供して、これらの資料等を参考に適切な意見をきめてもらう」との答弁がありました。

次に、「政府は最低賃金審議会の意見を尊重すると言っているが、これには程度がいろいろある、審議会は労働者の意見が伝達される唯一の機会であるから、この審議会の意見をもっと権威あらしめるような方法は考えないか」との質疑に対して、政府委員より、「各国にはいろいろな立法例があり、賃金審議会を決定機関とする例もある。しかし、大部分は諮問機関であると承知している。国の政策に関連するような重要な問題は、その行政に責任を持つ労働大臣、あるいは労働大臣の指揮を受ける都道府県の労働基準局長が決定する方が、わが国の行政の実情から見て妥当である。しかし、この賃金審議会は、労使及び中立側の意見が反映する最も大きな場であるから、これから出た意見は文字通り尊重する」と答弁し、さらにイギリスの例を引いて、「イギリスの例を見ると、最低賃金を決定する場合、最低賃金委員会から意見が出された場合、一度は意見を付して差し戻すことができるが、同じ意見が再び出てきた場合に



もって強制する根本理由はどこにあるか」との質疑に対して、労働大臣より、「最低賃金とは、国家機関が法的強制力をもって規制し、それ以下の賃金では働かせてはならない賃金である。賃金は元来、労使が自由な立場で定めるのが原則であるが、これでは一部の人々が救われない。これを救うために最低賃金を定めるものであって、その基礎となるものは生活費である。」という答弁がありました。

続いて、「最低賃金の額はどの程度の額が適当であるか。政府に一応の考えがあるであろうし、その額を示せ」との質疑に対して、政府委員より、「最低生活費についてもいろいろの基準がある。生活保護法による東京における独身男子の扶助額は三千五百円であり、昭和三十三年七月、人事院の出した給与勧告の資料では、東京における独身男子の標準生計費は、昭和三十三年三月で七千五百六十円となっている。その他、総理府、厚生省等で計算された資料がある。また、わが国の労働者の賃金状態は、地域、職種により、いろいろ格差がある。これらの資料を賃金審議会に提供して、審議を願ひ、その意見を尊重して決定する」との答弁がありました。

次に、「政府は最低賃金法実施に当って、中小企業、零細企業に対して格別の援助を考えていない。社会党案の全国一律方式をとると、六千円で五百四億の費用を要すると批判している。また業者は、自分の支払い能力の範囲で協定賃金をきめ、これが最低賃金に発展する。このような、政府も業者も手をぬらさないでできる最低賃金は、その価値なしと認めるが、政府の考えはどうか」との質疑

に対して、労働大臣より、「政府は、中小企業対策は困難であるが、あとう限り努力している。企業を保護育成して、この制度が実施できるよう指導している。支払い能力のない企業だけに特に世話をすべし」ということはできない。自由主義経済の上に立っている現在、支払い能力の範囲から始め、漸進的に制度を進めていくことが実情に即している」との答弁がありました。

次に、「本法案は、最低賃金決定に四つの方法を採用しているが、業者間協定によるもの以外は皆現行法で可能である。業者間協定はできるだけできてきたものではないか。これ以外の救われない者をどうして救うか」との質疑に対して、政府委員より、「本法案は、中央賃金審議会の答申を尊重して策定したものであり、業者間協定も労働問題懇談会の意見に基いて協定締結の援助を行なったもので、昨年一年間で八十件の実施を見、このほか実態調査中のものが現在七十件ある。この八十件も、賃金は一〇ないし二〇%上昇している。次に、労働協約数の拡張は、労働組合法第十八条に規定されているが、この拡張を決定するのは労働委員会である。労働委員会より専門の賃金審議会で審議する方がより適当であり、また、拡張のもとになる労働協約が失効すれば、拡張された協約も無効となるので、これに安定性を保つためにも、新たに法律で定めて最低賃金の運用を円滑にはかりたい。また、本法案に定める四つの方法を適宜かみ合せていこうとする考え方が妥当だと思う」との答弁がありました。

次に、「ILOの二十六号条約及び最低賃金決定に関する勧告の

趣旨と本法案の最低賃金決定の方法とは、相いれない点があるではないか」との質疑に対して、政府委員より、「賃金審議会は、三者構成であり、ここで審議せられるから、ILO二十六号条約第三条第三項は満たしているものと考えられる。また、勧告の趣旨は完全に満たしているものとは思わないが、勧告は条約と異なって、各国の特殊性を認めているものであるから、本法案は最低賃金法として国際的にも通用するものと思っている」との答弁があり、また労働大臣より、「本法案成立の後なるべく早期にILO二十六号条約は批准したい」との答弁がありました。

以上が委員会における質疑のおもなる内容であります。

次に、三月二十日の公聴会における各公述人の意見の概要を申し上げます。

まず、全日本造船労働組合中央執行委員長柳沢誠造公述人は、次のように述べました。

第一に、最低賃金法は労働者保護立法たることを明確にすべきである。労働基準法第一条において、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営み得るものでなければならぬ旨を規定せられている。しかも、その労働条件のうちで、最も重要なものこそ、まさにこの最低賃金なのである。第二に、賃金は本来、労使対等の立場で定めるのが当然で、これは国際的な通念であり、原則である。しかるに、政府案の支柱をなす業者間協定方式を見ても、締結といい、申請といい、はては異議申請に至るまで、ことごとく使用者側の一方的な意見にゆだねられており、労働者側の意見や主張は、わずか

最低賃金法

に審議会において多少の発言を認められているにすぎない。いわんや、業者間協定の動機としては、不当競争の防止、貿易上の顧慮など、使用者側の利益の擁護を目的とするものが多いと認められる。第三に、わが国の産業構造や賃金格差の状況から見て、全国全産業一律方式は、わが国の実情にそぐわぬと論をなす者もあるが、これは当を得ていない。中小企業には労働者の組織も労働協約もほとんどなく、低賃金で労働者が使えるところから、大企業の下請、さらにその下請という仕組みとなり、ここに膨大な臨時工、社外工という低賃金労働者群が存在することとなる。企業の間競争を防止し、公正な発展を期する上からも、一律方式は良策と言うべきであり、最近、学校卒業者の初任給の全国的平均化の傾向も一律方式の可能性を裏書きしていると言えよう。この意味で、当面、全産業一律方式と、職種別、地域別方式との併用が好ましいと考える。第四に、政府案においては、審議会は単なる諮問機関にとどまっておらず、事を建議に限っても、労働基準法の規定よりも後退していると言えらる。審議会を労使対等の決定機関とすべきである。結論として、政府案に反対し、社会党の修正案に賛成するが、よりよい最低賃金法の成立を期待してやまない。

次に、日本経営者団体連盟専務理事の早川勝公述人の意見を御紹介いたします。

最低賃金制度の問題は、わが国において十数年前から論議されているが、当時わが国の経済界はインフレに次ぐデフレという戦後の